2019年9月　　　　　　　　発行登録追補目論見書

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2021年3月30日満期 早期償還条項・ノックイン条項付 参照株式株価連動 円建社債 (参照株式:株式会社MonotaRO)

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2021年3月30日満期 早期償還条項・ノックイン条項付 参照株式株価連動 円建社債 (参照株式:ソニー株式会社)

— 売 出 人 —

楽天証券株式会社

(注)発行会社は、令和元年8月30日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2022年9月27日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン） ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2指数（日経平均株価・S&P500指数）連動 円建社債」の売出しについて、また令和元年9月2日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2029年9月27日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておりません。

1. 本社債に係る外国会社報告書、外国会社半期報告書、外国会社臨時報告書及びその訂正に係る書類は、英語により記載されます。

2. 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the "Securities Act"), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	1－外1－6
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年9月9日
【会社名】	バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)
【代表者の役職氏名】	財務担当取締役 (Chief Financial Officer) スティーブン・ユワート (Steven Ewart)
【本店の所在の場所】	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　樋　口　　航
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号　大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士　溝　口　　圭　紀 同　　塩　越　　　希 同　　山　本　　直　諒 同　　瓜　生　　和　也
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号　大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6775-1000
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【今回の売出金額】	バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2021年3月30日満期 早期償還条項・ノックイン条項付 参照株式株価連動 円建社債（参照株式：株式会社MonotaRO） 50,000,000円 バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2021年3月30日満期 早期償還条項・ノックイン条項付 参照株式株価連動 円建社債（参照株式：ソニー株式会社） 50,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	令和元年8月1日
効力発生日	令和元年8月9日
有効期限	令和3年8月8日

発行登録番号	1-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額　10,000億円

【これまでの売出実績】
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
1－外1－1	令和元年8月23日	787,000,000円	該当なし。	
1－外1－2	令和元年8月23日	1,044,000,000円		
1－外1－3	令和元年8月26日	2,910,000,000円		
1－外1－4	令和元年8月26日	450,000,000円		
1－外1－5	令和元年8月30日	300,000,000円		
実績合計額		5,491,000,000 円	減額総額	0 円

【残額】
（発行予定額－実績合計額－減額総額）　994,509,000,000 円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】　該当なし。
（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

【安定操作に関する事項】　該当なし。

【縦覧に供する場所】　該当なし。

目　　次

頁

第一部　証券情報 …… 1
　第１　募集要項 …… 1
　第２　売出要項 …… 1
　　１　売出有価証券 …… 1
　　２　売出しの条件 …… 5
　第３　第三者割当の場合の特記事項 …… 39

第二部　公開買付けに関する情報 …… 40

第三部　参照情報 …… 41
　第１　参照書類 …… 41
　　１　有価証券報告書及びその添付書類 …… 41
　　２　四半期報告書又は半期報告書 …… 41
　　３　臨時報告書 …… 41
　　４　外国会社報告書及びその補足書類 …… 41
　　５　外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類 41
　　６　外国会社臨時報告書 …… 41
　　７　訂正報告書 …… 41
　第２　参照書類の補完情報 …… 41
　第３　参照書類を縦覧に供している場所 …… 41

第四部　保証会社等の情報 …… 42
　第１　保証会社情報 …… 42
　第２　保証会社以外の会社の情報 …… 42
　第３　指数等の情報 …… 44

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面 …… 45

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面 …… 46

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 …… 94

注）本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は「計算代理人」	バークレイズ・バンク・ピーエルシー
「バークレイズ・グループ」	バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
「英国」又は「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「円」又は「円貨」	日本の法定通貨

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

該当なし。

第２【売出要項】

本「第２　売出要項」には２本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2021年3月30日満期 早期償還条項・ノックイン条項付 参照株式株価連動 円建社債 （参照株式：株式会社MonotaRO）（以下「MonotaRO参照社債」という。）及びバークレイズ・バンク・ピーエルシー 2021年3月30日満期 早期償還条項・ノックイン条項付 参照株式株価連動 円建社債 （参照株式：ソニー株式会社）（以下「ソニー参照社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合には、＜MonotaRO 参照社債＞及び＜ソニー参照社債＞の見出しの下にそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜MonotaRO 参照社債＞及び＜ソニー参照社債＞の見出しの下に記載された「本社債」等の用語は、それぞれの社債に係る用語を指すものとする。一方、それぞれの社債の内容に差異がない場合又は一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの社債に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら２本の社債をそれぞれ「本社債」という。

１【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

＜MonotaRO参照社債＞

銘　柄	バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2021年3月30日満期 早期償還条項・ノックイン条項付 参照株式株価連動 円建社債（参照株式：株式会社MonotaRO） (注1)		
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	50,000,000円	売出価額の総額	50,000,000円
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	250,000円
償還期限	2021年3月30日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）(注2)（「修正翌営業日調整」(以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利　率	年6.05％		
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	楽天証券株式会社 （以下「売出人」という。）	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	
摘　要	(1)　利払日 利息は、（本社債が下記「２　売出しの条件、社債の要項の概要」に規定されるとおり期限前に償還されない限り）2019年9月30日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間、本書に記載される適用利率でこれを付し、2019年12月30日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年3月30日、6月30日、9月30日及び12月30日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（そ		

	の日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、円貨で後払いする。 　利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。 (2)　信用格付 　本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。 (3)　その他 　その他の本社債の条件については、「２　売出しの条件」を参照のこと。

（注１）本社債は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2018年6月21日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注3）に記載のマスター代理人契約に基づき、2019年9月27日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

（注２）各本社債の満期償還は、満期日において、下記「２ 売出しの条件、社債の要項の概要、２．償還及び買入れ　(1) 満期償還」に従い、満期償還額（以下に定義される。）の支払によりなされる。満期日前の償還については下記「２ 売出しの条件、社債の要項の概要、２．償還及び買入れ　(2) 早期償還事由発生後の期限前償還」、「２ 売出しの条件、社債の要項の概要、２．償還及び買入れ　(3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び／又は調整」、「２ 売出しの条件、社債の要項の概要、２．償還及び買入れ　(5) 違法性及び実行不能性」及び「２ 売出しの条件、社債の要項の概要、６．債務不履行事由」を参照のこと。

（注３）本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのバークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下に定義される。）、フランクフルト代理人（以下に定義される。）及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下に定義される。）及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エスエー／エヌブイ（ルクセンブルク支店）、計算代理人としてのバークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ、パリ、スキュルサル・ド・チューリッヒ、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンＡＢ（publ）、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンＡＢ（publ）、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンＡＢ（publ）、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンＡＢ（publ）、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービシズ・ピーエルシーの間において2019年6月12日付で締結されたマスター代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換されるマスター代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(ⅰ)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、(ⅱ)包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び(ⅲ)包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

　本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「２ 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

　本社債権者及び利札所持人は、2019年6月12日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換を含む。）の利益を享受する権利を有する。

＜ソニー参照社債＞

銘　柄	バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2021年3月30日満期 早期償還条項・ノックイン条項付 参照株式株価連動 円建社債（参照株式：ソニー株式会社） (注1)

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	50,000,000円	売出価額の総額	50,000,000円
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	250,000円
償還期限	2021年3月30日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（注2）（「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利　率	年5.25％		
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	楽天証券株式会社 （以下「売出人」という。）	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	
摘　要	(1)　利払日 利息は、（本社債が下記「２　売出しの条件、社債の要項の概要」に規定されるとおり期限前に償還されない限り）2019年9月30日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間、本書に記載される適用利率でこれを付し、2019年12月30日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年3月30日、6月30日、9月30日及び12月30日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、円貨で後払いする。 利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。 (2)　信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。 (3)　その他 その他の本社債の条件については、「２　売出しの条件」を参照のこと。		

（注１）本社債は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2018年6月21日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注3）に記載のマスター代理人契約に基づき、2019年9月27日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

（注２）各本社債の満期償還は、満期日において、下記「２　売出しの条件、社債の要項の概要、２．償還及び買入れ　(1) 満期償還」に従い、満期償還額（以下に定義される。）の支払によりなされる。満期日前の償還については下記「２　売出しの条件、社債の要項の概要、２．償還及び買入れ　(2) 早期償還事由発生後の期限前償還」、「２　売出しの条件、社債の要項の概要、２．償還及び買入れ　(3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び／又は調整」、「２　売出しの条件、社債の要項の概要、２．償還及び買入れ　(5) 違法性及び実行不能性」及び「２　売出しの条件、社債の要項の概要、６．債務不履行事由」を参照のこと。

（注３）本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのバークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下に定義される。）、フランクフルト代理人（以下に定義される。）及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下に定義される。）及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」と

いう。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エスエー／エヌブイ（ルクセンブルク支店）、計算代理人としてのバークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ、パリ、スキュルサル・ド・チューリッヒ、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンＡＢ（publ）、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンＡＢ（publ）、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンＡＢ（publ）、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンＡＢ（publ）、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービシズ・ピーエルシーの間において2019年6月12日付で締結されたマスター代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換されるマスター代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、（ⅰ）包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、（ⅱ）包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び（ⅲ）包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「２　売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2019年6月12日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換を含む。）の利益を享受する権利を有する。

２【売出しの条件】

＜MonotaRO 参照社債＞

売出価格	額面25万円 につき25万円 (注1)	申込期間	2019年9月9日から 2019年9月27日まで
申込単位	額面25万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、 各支店及び各営業所(注2)	受渡期日	2019年9月30日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注１) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

(注２) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注３) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人 (U.S. Person) に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この（注３）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションＳにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、欧州経済領域（EEA）のリテール投資家（以下「EEAリテール投資家」という。）に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、EEA一般投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうEEAリテール投資家とは、(i)指令2014/65/EU（以下「MiFID II」という。）第4(1)条(11)に定義されたリテール顧客、(ii)保険仲介者指令（指令2002/92/EC（その後の改正を含む。））の定義に該当する顧客（ただし、MiFID II第4(1)条(10)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しないものをいう。）又は(iii)指令2003/71/EC（その後の改正を含む。）で定義された適格投資家に当たらない者のいずれか（又はその複数）に該当する者をいう。このため、EEAリテール投資家に対して、本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際に規制(EU)No 1286/2014（以下「PRIIPs 規制」という。）上要求される重要情報書類は作成されておらず、EEAリテール投資家に対する本社債の募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、PRIIPs規制違反となる可能性がある。

＜ソニー参照社債＞

売出価格	額面25万円 につき25万円 (注1)	申込期間	2019年9月9日から 2019年9月27日まで
申込単位	額面25万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、 各支店及び各営業所(注2)	受渡期日	2019年9月30日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注１) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

(注２) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注３) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人 (U.S. Person) に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この（注３）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションＳにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、欧州経済領域（EEA）のリテール投資家（以下「EEAリテール投資家」という。）に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、EEA一般投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうEEAリテール投資家とは、(i)指令2014/65/EU（以下「MiFID II」という。）第4(1)条(11)に定義されたリテール顧客、(ii)保険仲介者指令（指令2002/92/EC（その後の改正を含む。））の定義に該当する顧客（ただし、MiFID II第4(1)条(10)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しないものをいう。）又は(iii)指令2003/71/EC（その後の改正を含む。）で定義された適格投資家に当たらない者のいずれか（又はその複数）に該当する者をいう。このため、EEAリテール投資家に対して、本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際に規制(EU)No 1286/2014（以下「PRIIPs 規制」という。）上要求される重要情報書類は作成されておらず、EEAリテール投資家に対する本社債の募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、PRIIPs規制違反となる可能性がある。

社債の要項の概要

１．利息

(1) 本社債には、2019年9月30日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、本社債が(以下に規定されるとおり)早期償還の対象とならない限り、額面金額に対してMonotaRO参照社債の場合は年6.05％、ソニー参照社債の場合は年5.25％の利息が付され、かかる利息は、2019年12月30日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年3月30日、6月30日、9月30日及び12月30日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について後払いされる。額面金額当たりの利息額は、利息開始日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの各利息計算期間について、MonotaRO参照社債の場合は3,781円、ソニー参照社債の場合は3,281円とする。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

(2) あらゆる期間（利息計算期間であるか否かを問わない。以下「計算期間」という。）における本社債の利息額の計算に関しては、1年360日を基準とし、支払がなされる計算期間内の暦日数を360で除した数は、以下の算式により計算される。

$$\frac{[360\times(Y2-Y1)]+[30\times(M2-M1)]+(D2-D1)}{360}$$

「Y1」とは、計算期間の初日を含む年を数字で表記したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む年を数字で表記したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31である場合には、30とする。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31であり、かつD1が29より大きい場合には、30とする。

(3) 各利息計算期間に支払われる額面金額当たりの利息額は、1円未満を四捨五入する。利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式な呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

２．償還及び買入れ

(1) 満期償還

ア　後記の規定に従い期限前に償還又は買入消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、額面金額につき以下の金額（以下「満期償還額」という。）の支払により満期日に償還される。

（ｉ）　ノックイン事由が発生した場合、満期償還額は、以下のとおり計算される。かかる満期償還額は、額面金額の100％を上回らないものとする。

(a) 最終価格が行使価格以上である場合、額面金額×100%で償還される。

(b) 最終価格が行使価格未満である場合、以下の算式に従って計算された金額の支払により償還される。

$$額面金額 \times \frac{最終価格}{行使価格}$$

(0円を下限とし、1円未満を四捨五入する。)

(ⅱ) ノックイン事由が発生しなかった場合、各本社債は額面金額で償還される。

イ　株式調整又は障害

(ア)　潜在的調整事由

発行会社は、潜在的調整事由が発生していることを、いつでも決定することができる。かかる発行会社による潜在的調整事由の決定の後、計算代理人は、当該潜在的調整事由が、参照株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化又は凝縮化が生じる場合には、計算代理人は、(ⅰ)当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を適切に反映するように計算代理人が決定する、本社債の行使、受渡、支払又は他の条件に関連する調整(以下「本件調整」という。)を行い、(ⅱ)本件調整の効力発生日を決定する。計算代理人は、オプション取引所が当該オプション取引所で取引される参照株式に関するオプションに対して行う当該潜在的調整事由に関する本件調整を参照して、適切な本件調整を決定することができる(但し、義務ではない。)。

潜在的調整事由発生後の本社債の要項の調整は、発行会社若しくはその関連会社、又は潜在的調整事由の結果として受領する参照株式若しくはその他の有価証券の引受け、取得若しくは受領につき責任を負う外国投資家により、又はこれらの者に代わって支払われるべき一切の公租公課、賦課金、手数料又は登録の経済的費用を考慮する。当該計算は、計算代理人により誠実に決定され実行される。

前記にかかわらず、発行会社は、代替的に、社債権者に通知した上で、計算代理人が潜在的調整事由につき本件調整を行うことの代わりとして、当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を反映するために、社債権者に対して一つ若しくは複数の追加の本社債(以下「調整事由に係る社債」という。)を交付すること及び/又は社債権者に対して現金による金額(以下「調整事由に係る金額」という。)を支払うことを選択することができる。発行会社が調整事由に係る社債の交付を選択した場合、かかる調整事由に係る社債は、本社債と同様の(又は実質的に同様の)計算代理人が決定する関連する条件にて発行される。発行会社は当該通知に、交付される本社債の数及び/又は支払われる現金の金額、並びにかかる交付及び/又は支払がなされる方法について記載する。

(イ)　合併事由

合併事由の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び/又はその他の必要な措置を行う。

(ウ)　国有化、支払不能及び上場廃止

国有化、支払不能及び上場廃止の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び/又はその他の必要な措置を行う。

(エ)　公開買付

公開買付の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び/又はその他の必要な措置を行う。

(オ)　障害日の帰結

計算代理人の意見において、評価日が障害日である場合には、評価日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。但し、予定評価日の直後の8予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の8予定取引日のすべての日が障害日である場合、当該8予定取引日後の日は、かかる日が障害日であることにかか

わらず評価日とみなされ、また、計算代理人は商業的に合理的な方法により、当該障害日がなければ当該8予定取引日後の日において実勢価格であったであろう参照株式の当該本取引所の取引価格又は市場相場価格（以下「取引価格」という。）を決定する。但し、関連する利払日、満期日又は（場合により）早期償還日は、評価日と決定された当該日の5営業日後まで延期される。かかる延期に関して、発行会社はいかなる追加金額の支払義務も負わない。

ウ　調整

発行会社が、適切な調整が本要項第2項(3)に従い行なわれうるか否かを計算代理人が決定することを要求した場合、発行会社は、自己が適切と考えない調整を行なう義務を負わず、計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、発行会社が当該調整を行い又は行なわないことにつき責任を負わない。

特に、本要項に定める規定により、参照株式発行会社又はその参照株式に影響を与える事由に関して調整が要求されているということにかかわらず、発行会社は、当該規定に従い調整が行なわれる際に、参照株式に関するオプション又は先物が、先物又はオプション取引所において取引され、当該事由に関して取引オプション又は先物に基づく権利に対し先物又はオプション取引所による調整が行なわれない場合、当該調整を行なわない権利を留保する。

発行会社は、可及的速やかに、調整及び当該調整が実施される日について通知し又は通知がなされるようにする。

エ　調整の通知

計算代理人による本要項に基づくすべての決定は、明白な誤りがある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者、発行・支払代理人及び発行会社を拘束する。発行会社は、可及的速やかに調整及び当該調整が実施される日を、公告し又は公告がなされるようにしなければならない。但し、係る公告の懈怠又は未受領は調整の有効性及び拘束力に影響を及ぼさない。

(2) 早期償還事由発生後の期限前償還

早期償還評価日における株価終値が早期償還判定水準以上である場合、発行会社は、本要項第3項に従うことを条件として、社債権者に2営業日前までに（かかる通知期間を以下「早期償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「早期償還通知」という。）を行った上で、各本社債（の全部又は一部）を額面当たり25万円にて、早期償還日において、発生した利息を付して償還することができる。

疑義を避けるために付言すれば、当該利息計算期間に適用される利息額は当該早期償還日において支払われるべきものとする。

(3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び／又は調整

発行会社課税事由（本要項第17項に定義される。）及び／又は通貨障害事由（本要項第17項に定義される。）及び／又は法の変更（本要項第17項に定義される。）及び／又はヘッジ障害（本要項第17項に定義される。）及び／又は異常な市場障害（本要項第17項に定義される。）及び／又は支払不能の届出（本要項第17項に定義される。）（以下「追加障害事由」という。）が発生した場合には、以下の規定に従う。

(i)　発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的効果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び／又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われない。

(ii)　発行会社は、本社債権者に対し10営業日前までに(かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。)取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（かかる日を以下「期限前現金償還日」という。）において当該シリーズの本社債のすべてを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償還額（本要項第17項に定義される。）に相当する金額を支払うことができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

(4) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(5) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ⅱ)発行会社若しくは関連する子会社若しくは関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈を誠実に遵守した結果として、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか又は違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれると判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項(5)に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

(6) 参照株式の株価終値の過去の推移

＜MonotaRO参照社債＞

下記の表は、2016年から2018年までの各年及び2018年10月から2019年9月までの各月の参照株式の東京証券取引所における株価終値の最高値と最安値を表したものである。**これは、投資家に対する参考のために参照株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この参照株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において参照株式の株価終値が下記のように変動したことによって、参照株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に推移することを示唆するものではない。**

＜株式会社MonotaROの株価終値の過去推移＞

株価（単位：円、2016年から2018年の年次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）
2016年	1,992.5	1,045.5
2017年	1,962.5	1,212.5
2018年	3,315	1,627.5

株価（単位：円、2018年10月から2019年9月の月次毎）

年　月	最高値（円）	最安値（円）	年　月	最高値（円）	最安値（円）
2018年10月	3,305	2,228	2019年4月	2,589	2,366
2018年11月	3,075	2,457	2019年5月	2,475	2,191
2018年12月	3,230	2,550	2019年6月	2,652	2,224
2019年1月	2,847	2,313	2019年7月	2,703	2,270
2019年2月	2,668	2,280	2019年8月	2,611	2,274
2019年3月	2,693	2,362	2019年9月	2,542	2,542

（注）但し、2019年9月は2019年9月2日まで。2019年9月2日の参照株式の東京証券取引所における株価終値は、2,542円であった。

出典：ブルームバーグ・エルピー

下記のグラフは、参照株式の2018年9月1日から2019年9月2日までの東京証券取引所における日々の株価終値の推移を示したものである。これは、投資家に対する参考のために参照株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この参照株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の当該期間において、参照株式の株価終値がグラフのように変動したことによって、参照株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。

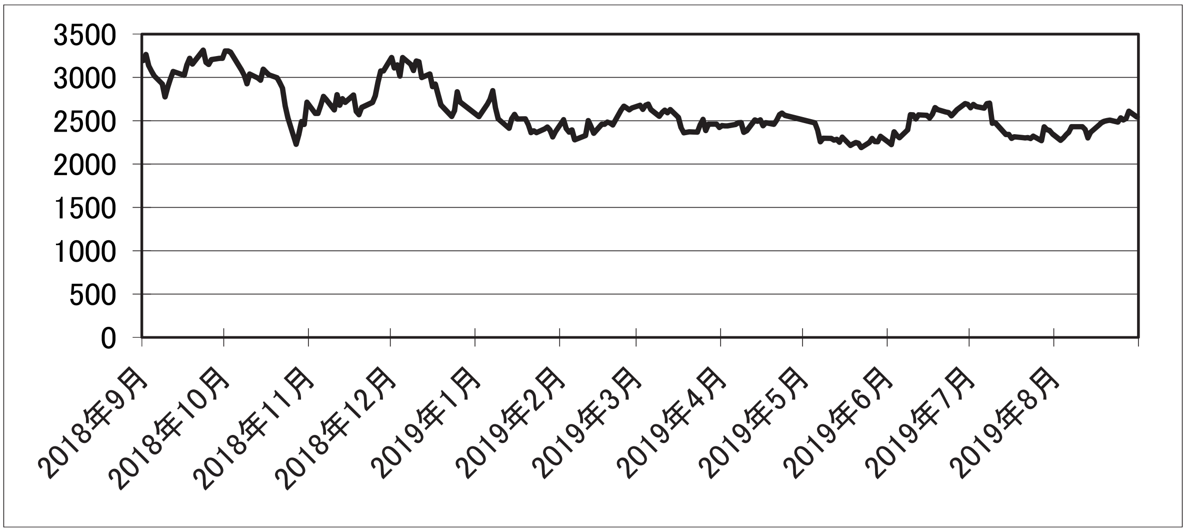

＜ソニー参照社債＞

下記の表は、2016年から2018年までの各年及び2018年10月から2019年9月までの各月の参照株式の東京証券取引所における株価終値の最高値と最安値を表したものである。**これは、投資家に対する参考のために参照株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この参照株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において参照株式の株価終値が下記のように変動したことによって、参照株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に推移することを示唆するものではない。**

＜ソニー株式会社の株価終値の過去推移＞

株価（単位：円、2016年から2018年の年次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）
2016年	3,472	2,257
2017年	5,410	3,296
2018年	6,966	5,000

株価（単位：円、2018年10月から2019年9月の月次毎）

年　月	最高値（円）	最安値（円）	年　月	最高値（円）	最安値（円）
2018年10月	6,879	5,802	2019年4月	5,363	4,662
2018年11月	6,287	5,686	2019年5月	5,900	5,257
2018年12月	6,122	5,000	2019年6月	5,778	5,084
2019年1月	5,467	5,182	2019年7月	6,170	5,740
2019年2月	5,499	4,713	2019年8月	6,123	5,771
2019年3月	5,331	4,630	2019年9月	6,036	6,036

（注）但し、2019年9月は2019年9月2日まで。2019年9月2日の参照株式の東京証券取引所における株価終値は、6,036円であった。

出典：ブルームバーグ・エルピー

下記のグラフは、参照株式の2018年9月1日から2019年9月2日までの東京証券取引所における日々の株価終値の推移を示したものである。これは、投資家に対する参考のために参照株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この参照株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の当該期間において、参照株式の株価終値がグラフのように変動したことによって、参照株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。

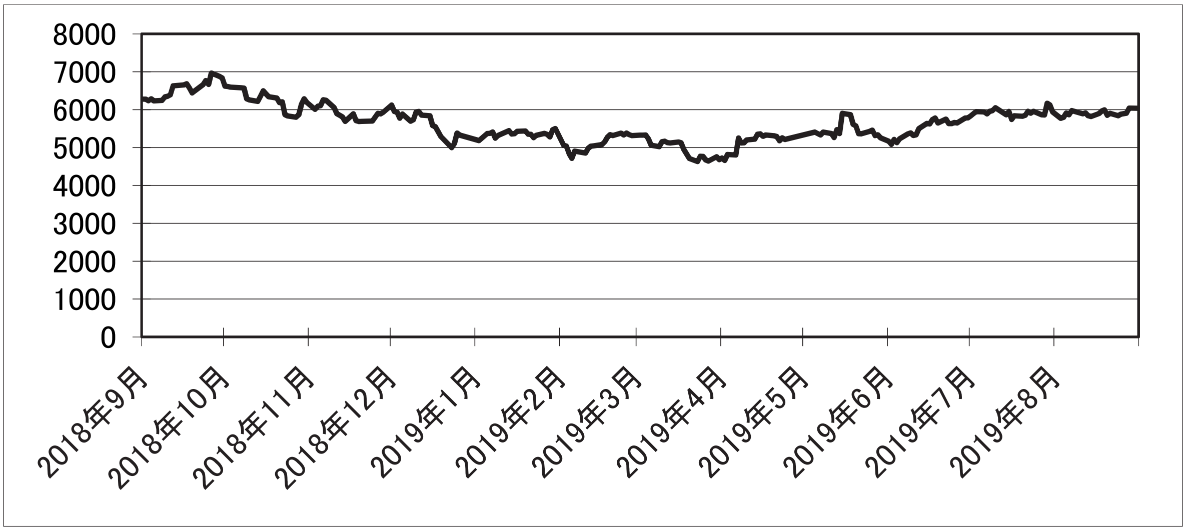

3．支払及び決済

(1) 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券、又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a)支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項(1)に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び（該当する場合には）関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
(The Bank of New York Mellon)
英国　ロンドン　E14　5AL　ワン・カナダ・スクエア
(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

(2) 決済条件

発行会社が、本社債に関して社債権者により充足されるべき決済条件が、決済が予定されていた当初の日付以前に充足されていないと判断した場合には、当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付は、決済条件のすべてが完全に充足される日付まで、期限が到来しない（かかる決済金額又は受領可能資産を以下「条件付決済金額」という。）。かかる遅延又は延期の結果として追加額の支払又は交付が行われることはない。

社債権者が充足すべき決済条件には、(a)発行会社、発行・支払代理人及び／又は関連決済システムが社債権者に対して（又は社債権者に宛てて）必要な期間内に当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付（発行会社に代わっ

ての支払又は交付を含む。）を実施するために必要とする一切の指図、証明及び情報を、発行会社、発行・支払代理人及び関連決済システム（適宜）が受領していること、(b)租税及び決済費用並びに支払われるべきその他の金額（社債権者により支払われるべき行使価格を含むがこれに限らない。）の控除に関して適用される条件、(c)本要項に従って適宜、適式に記入された行使通知、決済方法選択通知、受領可能資産交付指図書その他適用ある通知を預託していること、並びに(d)関連する本社債の預託、呈示又は提出（適宜）が含まれるが、これらに限らない。

社債権者が充足すべき決済条件が、満期日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現物償還日、期限前消却日、期限前現物消却日、実際の行使日又は自動的行使日又は現物交付日（適宜）から、計算代理人が決定する決済日数に相当する暦日数が経過した日（以下「社債決済締切日」という。）における、(i)（本社債が決済済み証券でない場合は）ロンドン時間午前10時、又は(ⅱ)ルクセンブルク若しくはブリュッセル時間午前10時、又は計算代理人が関連決済システムに関して適当と決定するその他の時刻までに充足されていない場合には、当該決済条件を充足することは不可能となる。社債決済締切日より、当該社債権者は、条件付決済金額の支払又は交付を受ける権利を有さず、それらに関して発行会社に対する請求権を有さない。

(3) 支払及び決済の延期

利息計算期間について支払われるべき利息、決済金額又は受領可能資産が評価日及び／又は平均化調整日を参照して決定される場合で、かかる評価日及び／又は平均化調整日が市場障害、価格障害又は関連する本要項若しくは条件決定補足書に記載のその他の障害の影響を受けているときは、かかる評価日及び／又は平均化調整日は、関連する本要項又は条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。評価日及び／又は平均化調整日の延期に関して、関連する利払日、満期日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現金消却日、早期現物償還日、早期現物消却日、期限前消却日、期限前現物消却日、行使現金決済日、行使現物決済日又は現物交付日（適宜）は、関連する本要項又は条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。発行会社が、かかる延期を理由に追加額の支払又は交付を行うことはない。

4．本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5．課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国の税務当局が源泉徴収又は控除を要求する場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で社債権者が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければかかる社債権者が受領しえた金額と等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。前記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、本社債について追加額は支払われない。

(a)　社債権者が単に本社債又は利札を保有するという事実以外に英国と特定の関係を有することによりかかる社債について租税の支払義務を負う場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。

(b)　社債権者が、法律上の要件を遵守し若しくはかかる要件を第三者に遵守させることにより、又は、関連する本社債若しくは利札が支払を受けるために呈示された場所において非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を課税当局に対して行い又はかかる申告を第三者に行わせることによりかかる控除又は源泉徴収を合法的に回避しえたにもかかわらずそのように回避していない場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。

(c)　FATCA又は1986年米国内国歳入法の規定（その後の改正を含み、配当、配当相当支払金（同法第871(m)条に基づくものを含むが、これに限定されない。）又は米国不動産に対する一定の直接・間接の利息の譲渡により認識される金額に関する規定を含むが、これらに限定されない。）により、かかる源泉徴収又は控除が要求される場合。本項において、FATCAとは、米国内国歳入法第1471条乃至第1474条、これらの条項に関する最終の現在若しくは将来の規制若しくはその公的解釈、米国内国歳入法第1471条(b)に基づき締結された契約、又は米国内国歳入法のこれらの条項の施行に関連して締結された政府間協定に基づき採択された米国若しくは非米国の財政若しくは規制法令、規則若しくは実務をいう。

(d)　社債券が、かかる支払の最初の支払期日（発行・支払代理人が支払われるべき金員の全額をかかる支払期日以前に適式に受領していない場合には、かかる金員の全額が適式に受領された日）から30暦日を過ぎてから支払を受けるために呈示された場合。但し、社債権者が当該社債券をかかる30日間の最終日に支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。

(e)　社債券又は利札が、かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該社債券又は利札を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避しえた社債権者により、或いはかかる社債権者の代理人により、支払を受けるために呈示された場合。

(f)　無記名式確定社債券に関して、社債券又は利札の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる社債権者が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する課税当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

本要項において（Ⅰ）「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅱ）「利息」は一切の利息額及び本要項第2項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(Ⅲ)「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6．債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを「債務不履行事由」という。）が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社（適宜）が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債はすべての場合において直ちに償還期限が到来する。

(a)　発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額（利息を除く。）を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。

(b)　利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日

の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。

(c) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。

(d) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7．時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われない限り、時効消滅し、無効となる。

8．社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9．追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10．通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

(a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。

(b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。

(c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことを条件として、発行会社又は計算代理人が本要項により必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為（本要項の調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。）の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10％以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下に定義される。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75％以上又は（延会の場合は）25％以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利

率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(ⅳ)条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(ⅴ)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(ⅵ)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(ⅶ)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、及び(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生

により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算はすべて、計算代理人がこれを行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本項(4)が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。すべての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。すべての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(6) 計算代理人及び発行会社によるベンチマーク規制に違反した決定又はその他の行為の履行の宥恕

本要項の他の規定にかかわらず、本社債について、(i)あらゆる時点において、ベンチマーク規制に違反し、若しくは違反することになるか、又は(ii)計算代理人及び発行会社（適用ある場合）が、本要項に基づき義務付けられた決定又はその他の行為を履行することにより、いずれの場合においても、適用のあるライセンス要件に違反することになる場合、計算代理人及び発行会社（適用ある場合）は、かかる決定又は行為を履行する義務を負わず、社債権者に対して何らの責任も負うことなく、それらの履行を免除される。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

(a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

(b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面25万円の無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下に定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. 管理機関／ベンチマーク事由

本社債について、管理機関／ベンチマーク事由が発生した場合、これらの条項のために、追加障害事由が発生したものとみなされ、計算代理人は、本要項第2項に従い、調整、償還、消却及び／又はその他必要な措置を講じるものとする。

17. 定義

「異常な市場障害」とは、	約定日（2019年8月28日）以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。
「営業日」とは、	(a)ロンドン及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日及び(b)関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。
「合併事由」とは、	参照株式に関する以下の事由をいう。 ① 発行済の参照株式の20％以上を譲渡することになる、又は譲渡を取消不能の形で確約することになる参照株式の種類変更その他の変更。 ② 参照株式発行会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換（参照株式発行会社が存続会社となり、発行済の参照株式の20％未満の種類変更その他の変更となる新設合併若しくは吸収合併又は株式交換を除く。）。 ③ 参照株式の20％以上（買付人が所有若しくは支配する参照株式を除く。）を譲渡することとなる、又は譲渡を取消不能の形で確約することとなる、いずれかの法人による参照株式の公開買付、株式交換等の勧誘、提案又はその他の事由。 ④ 参照株式発行会社又はその子会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換であって、参照株式発行会社が存続会社となり、発行済の参照株式全部の種類変更その他の変更とはならず、当該合併又は株式交換直前の参照株式の株主が合併又は株式交換直後に保有する参照株式の総数（当該他法人が所有又は支配する参照株式を除く。）が、発行済参照株式総数の50％未満となるもの。 いずれの場合も、計算代理人が、当該事由が発生していることを決定する日は、満期日以前に限る。

「株価終値」とは、	ある評価日において、当該評価日の評価時刻現在の参照株式の価格をいう。
「観察期間」とは、	2019年9月30日（その日を含む。）から最終評価日（その日を含む。）までの期間をいう。

「管理機関／ベンチマーク事由」とは、

本社債及び関連ベンチマークに関して、計算代理人の決定により、当該関連ベンチマークに関して以下の事由のうちいずれかが発生又は存在していることをいう。

(a)「非承認事由」：いずれの場合においても、発行会社又は計算代理人が、ベンチマーク規制に従って本社債に係る自己の義務を履行するために要求されるものである、(i)関連ベンチマーク若しくは関連ベンチマークの管理機関若しくはスポンサーに関する授権、登録、認識、是認、同等の決定若しくは承認が得られていないこと、(ii)関連ベンチマーク若しくは関連ベンチマークの管理機関若しくはスポンサーの公的登録への組入れが行われていないこと、又は(iii)関連ベンチマーク若しくは関連ベンチマークの管理機関若しくはスポンサーが、本社債若しくは関連ベンチマークに適用されるその他の法律上若しくは規則上の要件を満たしていないことのいずれかをいう。疑義を避けるために付言すると、非承認事由は、関連ベンチマーク又は関連ベンチマークの管理機関若しくはスポンサーが、それに関する授権、登録、認識、是認、同等の決定又は承認が停止されたため公的登録に組み入れられていないものの、当該停止の時点で、当該停止期間中の本社債に関する関連ベンチマークの提供及び使用の継続が、ベンチマーク規制に基づき認められている場合には発生しないものとする。

(b)「棄却事由」：いずれの場合においても、発行会社又は計算代理人がベンチマーク規制に従って本社債に係る自己の義務を履行するために要求されるものである、授権、登録、認識、是認、同等の決定、承認又は公的登録への組入れの申請を、管轄当局又はその他の関連する公的機関が棄却又は拒絶することをいう。

(c)「停止／撤回事由」：(i)発行会社若しくは計算代理人がベンチマーク規制に従って本社債に係る自己の義務を履行するために要求される、関連ベンチマーク若しくは関連ベンチマークの管理機関若しくはスポンサーに関する授権、登録、認識、是認、同等の決定若しくは承認を、管轄当局若しくはその他の関連する公的機関が停止若しくは撤回すること、又は(ii)発行会社若しくは計算代理人がベンチマーク規制に従って本社債に係る自己の義務を履行するために、関連ベンチマーク若しくは関連ベンチマークの管理機関若しくはスポンサーの公的登録への組入れが求められる場合において、かかる公的登録からそれらが除去されることのいずれかをいう。疑義を避けるために付言すると、停止／撤回事由は、かかる授権、登録、認識、是認、同等の決定若しくは承認が停止され、又は公的登録への組入れが撤回されたものの、当該停止又は撤回の時点で、当該停止又は撤回の期間中の本社債に関する関連ベンチマークの提供及び使用の継続が、ベンチマーク規制に基づき認められている場合には発生しないものとする。

「関連会社」とは、

ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

「関連決済システム」とは、

ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。

「関連ベンチマーク」とは、

本社債に関し、利息及び／若しくは元本及び／若しくはその他の本社債に基づき支払われる金額又は交付される資産を決定するために用いられる、1つ若しくは複数の参照資産若しくはその他の指数に関する比率、水準、価格、価値又はその他の数値であって、いずれの場合においても、計算代理人によって、ベンチマーク規制における「ベンチマーク」として決定されたものをいう。

「期限前償還額」とは、

本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として決定される、決済通貨建ての額面金額（適用ある場合、発生した利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。疑義を避けるために付言すれば、当該金額に対する調整額を決定する際、計算代理人は、①発行会社又は（場合により）その関連会社がヘッジ・ポジションに基づき受けることとなる支払又は交付の金額及び時期、②ヘッジ・ポジションが流動性若しくは市場性の無い資産（評価額がゼロとなる可能性があるもの）又はシンセティック・ヘッジ（時価評価がゼロとなり又はヘッジ・ポジションの取引相手にとってイン・ザ・マネーとなる可能性がある場合）を含むか否か、並びに③発行会社又はその関連会社が偶発債務（分配金の返金その他の方法で支払を行う義務を含む。）を負うこととなるか否か（但し、前記の要素に限らない。）を考慮に入れることができる。

「決済システム営業日」とは、 関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日をいう。

「決済済み証券」とは、 関連決済システムの共同預託機関、コモン・セーフキーパー若しくはカストディアンが保有する、又は関連決済システムのノミニーの名義で登録されている包括社債券である社債券をいう。

「決済通貨」とは、 円貨をいう。

「公開買付」とは、 法人又は自然人が参照株式発行会社の発行済株式総数の10%超100%未満（計算代理人が政府機関又は自主規制機関への届出又はその他計算代理人が関連性を認める情報に基づき決定する。）を購入し、又は転換その他の方法により取得し、若しくは取得する権利を有することとなる、法人又は自然人による買収の申入れ（テイクオーバー・オファー）、株式公開買付の申入れ（テンダー・オファー）若しくは株式交換の申入れ（エクスチェンジ・オファー）又はそれらの勧誘、提案又はその他の事由をいう。

「行使価格」とは、 当初価格の100.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「国有化」とは、 参照株式の全部又は参照株式発行会社の資産の全部若しくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、又はその他の態様により政府機関、行政当局若しくは政府団体に強制的に譲渡されることをいう。

「最終価格」とは、 最終評価日における株価終値をいう。

「最終評価日」とは、 満期日の5予定取引日前の日をいう。

「先物又はオプション取引所」とは、 参照株式に関するオプション契約又は先物契約における関連する取引所をいう。

「参照株式」又は「参照資産」とは、

＜MonotaRO参照社債＞

参照株式発行会社の普通株式をいう（ロイター銘柄コード：3064.T）。

＜ソニー参照社債＞

参照株式発行会社の普通株式をいう（ロイター銘柄コード：6758.T）。

「参照株式発行会社」とは、

＜MonotaRO参照社債＞

株式会社MonotaROをいう。

＜ソニー参照社債＞

ソニー株式会社をいう。

「市場障害事由」とは、 以下の事由が発生又は存在していることをいう。

① 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引障害

② 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引所障害
③ 計算代理人が重大であると決定する早期終了

「支払不能」とは、

参照株式発行会社の任意若しくは強制の清算、破産、支払不能、解散、終了若しくは整理又は参照株式発行会社に影響を与える類似の手続により、①参照株式全部について管財人、清算人若しくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、又は②参照株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合、又は③参照株式発行会社が、解散、終了若しくは消滅（場合による。）した場合をいう。

「支払不能の届出」とは、

支払不能若しくは破産の宣告、若しくは破産法、支払不能法若しくは債権者の権利に影響を与える他の類似の法律に基づく他の何らかの救済を求める手続を、参照株式発行会社が提起し、若しくは参照株式発行会社の設立地若しくは本店所在地の法域において参照株式発行会社に対して支払不能、再生手続若しくは規制に関する主たる管轄権を有する規制当局、監督当局その他これらに類似の職務を有する者によってかかる手続が参照株式発行会社に対して提起され、若しくは参照株式発行会社がかかる手続に同意すること、又は参照株式発行会社の整理若しくは清算の申立てを参照株式発行会社が自ら提出し若しくは上記の規制当局、監督当局若しくは類似の職務を有する者によりかかる申立てが提出され、若しくは参照株式発行会社がかかる申立てに同意すること、又は参照株式発行会社が、参照株式発行会社の解散若しくは終了に関する決議を可決し若しくは通知を公表すること、又は参照株式発行会社によって支払不能若しくは破産の宣告若しくは破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づく他の何らかの救済を求める手続が参照株式発行会社に対して提起され、若しくは、債権者によって参照株式発行会社の整理若しくは清算の申立てが提出され、かつ、各場合について、当該提起若しくは提出の15日以内に、当該手続が棄却、取消、延期若しくは制限されないことをいう。

「修正翌営業日調整」とは、

当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「障害日」とは、

当該本取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は市場障害事由が生じている予定取引日をいう。

「上場廃止」とは、

参照株式について、参照株式が本取引所において（合併事由又は公開買付以外の）何らかの理由により上場、取引又は公開値付けされないこととなり、又はされなくなり、それと同時に、本取引所と同じ国に所在する取引所若しくは相場表示システムにすぐには再上場、再取引又は再値付けされない旨を当該本取引所が、当該本取引所の規則に従い発表することをいう。疑義を避けるために付言すれば、本取引所が

米国に所在する場合で、参照株式がニューヨーク証券取引所、NYSE MKT LLC、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット又はナスダック・グローバル・マーケット（又はこれらの承継者）のいずれにおいてもすぐには再上場、再取引又は再値付けされない場合も上場廃止に該当する。なお、参照株式がかかる取引所又は相場表示システムにおいて直ちに再上場、再取引又は再値付けされる場合は、その取引所又は相場表示システムが「本取引所」とみなされる。

「潜在的調整事由」とは、

以下のいずれかの事由又は参照株式発行会社による以下のいずれかに関する条件の公表をいう。

① 参照株式の分割、併合若しくは種類変更（合併事由を除く。）、又は既存株主に対する無償発行、資本組入れ発行。

② 参照株式の現存株主に対する(A)追加の参照株式の分配、発行若しくは配当、(B)参照株式を保有する者に対する支払と同順位若しくは当該支払に比例して、参照株式発行会社の配当及び／若しくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の株式若しくは有価証券の分配、発行若しくは配当、(C)会社分割等の理由により参照株式発行会社が取得若しくは保有する（直接的か間接的かを問わない。）他の発行会社の株式若しくはその他の有価証券の分配、発行若しくは配当、又は(D)その他の有価証券、新株購入権若しくは新株予約権若しくはその他の資産の分配、発行若しくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。

③ 参照株式1株当たりの金額が、特別配当として特徴付けられるべきであると計算代理人が決定した場合。

④ 全額払い込まれていない参照株式に関する参照株式発行会社による払込催告。

⑤ その原資が利益から又は資本からによるか、及び買戻しの対価が金銭、有価証券その他であるかを問わない、参照株式発行会社又はその子会社による参照株式の買戻し。

⑥ 参照株式発行会社に関して、一定の事由の発生時に優先株式、ワラント、債務証書又は新株引受権をその市場価値を下回る価格で分配することを定めるライツプラン又は敵対的買収防衛策に基づき、参照株式発行会社の普通株式又はその他の資本株式から何らかの株主権利が分配され、又は分離されることとなる事由。但し、当該事由の結果行われた調整は、当該権利の消却時に再調整されるものとする。

⑦ 参照株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するその他の事由。

「早期終了」とは、

取引所営業日において予定終了時前に当該本取引所が取引を終了することをいう。但し、本取引所が、①当該取引所営業日における本取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために本取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。

「早期償還事由」とは、	早期償還評価日における株価終値が、早期償還判定水準以上である場合をいう。
「早期償還判定水準」とは、	当初価格の105.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「早期償還評価日」とは、	第1回利払日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利払日の5予定取引日前の日をいう。
「早期償還日」とは、	関連する早期償還評価日の直後の利払日をいう。
「通貨障害事由」とは、	任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社が裁量により判断するものをいう。
「当初価格」とは、	当初価格決定日現在の株価終値をいう。
「当初価格決定日」とは	2019年9月30日をいう。
「取引障害」とは、	本取引所における参照株式に関して、本取引所の値幅制限を超える株価変動その他の理由により、本取引所その他による取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいう。疑義を避けるために付言すれば、①当該本取引所の値幅制限を超える株価変動、②注文の不均衡、又は③買い呼び値と売り呼び値の不一致は、取引障害の趣旨において取引の停止又は制限とみなされる。
「取引所営業日」とは、	本取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含み、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。
「取引所障害」とは、	市場参加者が一般に本取引所において参照株式の取引を実行し、又はその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいう。
「ノックイン事由」とは、	観察期間中のいずれかの予定取引日において、株価終値がノックイン判定水準以下であることをいう。
「ノックイン判定水準」とは、	当初価格の70.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「発行会社課税事由」とは、	英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）における法律若しくは規則の変更若しくは改正、かかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であって、約定日

（2019年8月28日）以降に効力が生じるものにより、発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。

「評価時刻」とは、

(i)市場障害事由が発生しているか否かを決定する目的においては、関連する当該本取引所の予定終了時をいう。当該本取引所が予定終了時より早く終了し、特定の評価時刻が通常取引セッションの実際の終了時刻の後である場合には、評価時刻は、当該実際の終了時刻とする。(ii)その他のあらゆる状況においては、関連する取引所によって参照株式の公式の終値が公表される時刻をいう。

「評価日」とは、

①当初価格の決定に関しては当初価格決定日、②早期償還事由が発生しているか否かの決定に関しては、当該早期償還日の直前の早期償還評価日、また③満期償還額の決定に関しては、（ノックイン事由が発生した場合における最終価格については）最終評価日及び（ノックイン事由が発生しているか否かの決定については）観察期間中のあらゆる予定取引日をいう。なお、かかる日が予定取引日でない場合、直後の予定取引日を評価日とする。

「ヘッジ障害」とは、

発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A)関連するシリーズに関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収、受領、還流、移転若しくは送金することができない事態をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、

発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「ベンチマーク規制」とは、

金融商品及び金融契約においてベンチマークとして使用され、又は投資ファンドのパフォーマンスを測定するための指数に関する欧州議会及び理事会の2016年6月8日付規制（EU）No 2016/1011並びに改正指令2008/48/EC及び2014/17/EU並びに規制（EU）No 596/2014（その後の改正を含む。）（これらの下位の法律又は規則及び規制並びに関連するガイダンスを含む。）をいう。

「法の変更」とは、

本社債の約定日（2019年8月28日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決若しくは手続（税法、並びに適用ある規制当局、税務当局及び／又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれらに限らない。）による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）

により、発行会社が、(a)約定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「本取引所」とは、	東京証券取引所その承継者、又は参照株式の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいて参照株式に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。
「予定終了時」とは、	本取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引日における当該本取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外又は通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。
「予定取引日」とは、	本取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。
「予定評価日」とは、	障害日を生じさせた事由の発生がなければ評価日となるべきであった元の日をいう。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したもので

ある。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1)　源泉徴収税

(a)　発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b)　特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

（ｉ）　本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

（ⅱ）　支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c)　適格私募

さらに、非上場の本社債の一定の所持人は、当該非上場本社債につき支払われる利息に関して英国の租税が一切源泉徴収されないことを確保するための、英国の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある（但し、関連するすべての条件を満たしていることを前提とする。）。

(d)　その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定（上記の非課税規定とは異なるもの）若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニュファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e)　解釈

上記において言及される「利息」とは、英国の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2)　英国の印紙税及び印紙税保留税

(a)　発行

一般に、本社債の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税（以下「SDRT」という。）は課されない。但し、下記(i)、(ii)及び(iii)のすべての条件が満たされる場合には、本社債の預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）に対する発行に対して1.5％の税率によるSDRTが課される場合がある。

（ｉ）　本社債が「免除される借入資本」（下記参照）に該当しないこと。

(ii)　本社債が、資本税指令（理事会指令2008/7/EC）第5条(2)の範囲に含まれていないこと。

(iii) 現物決済の規定が存在すること。

預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）以外での発行に対しては、さらに1.5%を上限とする税率による印紙税が課される場合がある。本社債は、それが「借入資本」（1986年財政法第78条に定義）に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されてない（また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されたことがない）場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

（i） 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券(同じ内容の借入資本を含む。)を取得する権利。

(ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。

(iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。

(iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に(同等の資本の名目金額に対して)払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本社債の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、以下が適用される。

（i） かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。

(ii) また、かかる本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は(場合によっては)払い戻される。

(c) 本社債の償還又は決済

本社債について現物決済が可能な場合、特定の場合においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、決済が預託証書システム又はクリアランス・サービスに対する関連資産の移転によって行われる場合には、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

2. 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のように、支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ社債については、ある特定の条件下においては、当該社債を保有する法人では、その社債を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本社債にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決

めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

（ⅰ）本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（ⅱ）本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315％（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度又は申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315％（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315％（所得税及び復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

（ⅲ）本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315％（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

（ⅳ）日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。

（ⅴ）外国法人の発行する社債から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資は、参照株式の株価の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資をすることが適当か否かを判断する際に、以下のリスク要因を検討すべきである。なお、本リスク要因中に使用される用語の定義については上記「社債の要項の概要　17. 定義」を参照のこと。

元本リスク

各本社債の満期償還額は、ノックイン事由が発生した場合、前記「第一部　証券情報、第２　売出要項、２　売出しの条件、社債の要項の概要、２．償還及び買入れ、(1) 満期償還」記載の条件に従い決定される。かかる場合、本社債の満期償還額は、参照株式の株価により直接影響を受け、したがって、当初投資された元本金額を下回り、参照株式発行会社につき破産手続が開始された場合などに最小価値で０（ゼロ）となる可能性がある。

投資利回りリスク

本社債の満期償還において、上記「元本リスク」記載のとおり、本社債の満期償還額が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。また、参照株式の株価が本社債発行後上昇し、ノックイン事由が発生しなかったとしても、本社債の満期償還は額面金額（元本）の償還と利息の支払によって行われるので、投資家は参照株式の株価の上昇分を享受することができない。したがって、本社債への投資は、参照株式に直接投資した場合に比べ、投資利回りが低くなる可能性もある。

早期償還による再投資リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる期限前償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる期限前償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

調整事由等による調整

本社債の存続期間中、当初価格、ノックイン判定水準及び／又は早期償還判定水準等は、潜在的調整事由、合併事由等の事由の発生により調整されることがある。

発行会社及び参照株式発行会社の信用リスク

本社債の利息及び償還金額の支払は発行会社の義務となっている。したがって、発行会社の財務状況の悪化などにより発行会社が本社債の利息又は償還金額を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。また、ノックイン事由が発生した場合には、本社債の満期償還額は最終価格に比例して増減する。それゆえ、参照株式発行会社の信用低下により、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。

参照株式発行会社の情報開示

本社債の発行会社、売出人及びユーロ市場における引受人は、参照株式発行会社の開示された企業情報に関し独自の調査を行っておらず、その正確性及び完全性について何ら保証するものではない。参照株式発行会社による企業情報開示に虚偽記載等があった場合には、参照株式の株価の下落につながる可能性があり、本社債の財産的価値の下落にもつながる可能性がある。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社、計算代理人及び日本国における売出しに関連する売出人は、売出された本社債につき買取る義務を負うものではない。また、発行会社及び売出人は、特に必要が認められない限り、本社債権者向けに流通市場を創設するため本社債の売買を行う予定もない。本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の中途売却価格は、参照株式の株価、発行会社の財務状況、一般市場状況やその他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

償還前の本社債の価値及び中途売却価格は、償還前の本社債の価値及び中途売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。但し、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を実質上打ち消す可能性がある。

① 参照株式の株価

一般的に、参照株式の株価の下落は本社債の価値に悪影響を与えると予想され、また、参照株式の株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

② 参照株式の株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度の基準を表わす。一般的に、参照株式の株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の下落は本社債の価値に良い影響を及ぼす。しかし、かかる影響の度合いは参照株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

③　配当利回りと株式保有コスト

参照株式の配当利回りの上昇、あるいは株式保有コストの下落は、本社債の価値を下落させる方向に作用し、逆に参照株式の配当利回りの下落、あるいは株式保有コストの上昇は、本社債の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

④　金利

一般的に、円金利が上昇すると本社債の価値に悪影響を与える。円金利が下落すると本社債の価値に良い影響を及ぼす。但し、かかる影響の度合いは、参照株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

⑤　本社債の発行会社及び参照株式発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社及び参照株式発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。本社債の発行会社及び参照株式発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値は減少し、格付が上昇すると価値が増加する可能性がある。

⑥　発行会社の財務・信用状況

発行会社の経営・財務・信用状況の悪化により、本社債の価値は悪影響を受ける。

参照株式の株価に影響を与える市場活動

計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、通常業務の一環として、自己勘定又は顧客勘定で株式現物、先物及びオプション市場での取引を定期的に行うことができる。計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、法規制上問題のない範囲で、株式現物、先物又はオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャー及びオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動及びヘッジ活動の中止は、参照株式の株価及びその予想変動率に影響を与える可能性があり、その影響を通じて、当初価格、満期償還の方法及び本社債の中途売却価格に影響を及ぼす可能性がある。

課税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記の「課税上の取扱い 2. 日本国の租税」の項を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社であるバークレイズ・バンク・ピーエルシーが計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。計算代理人としてのバークレイズ・バンク・ピーエルシーは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

バークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある

当行及びバークレイズ・グループは、実質的な破綻処理権限に服する

2009年銀行法（その後の改正を含む。）（「銀行法」）（信用機関及び投資会社の再建及び破綻処理の枠組みを策定した欧州議会及び理事会の2014年5月15日付指令2014/59/EU（その後の改正を含む。）（「BRRD」）の大多数の要件を英国において施行）に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、PRA、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（「SRR」）の一環として、大きな権限が付与されている。

これらの権限により、英国の銀行又は投資会社（現在、当行も含まれている。）及びこれらの一定の関連会社（それぞれを「該当する事業体」という。）に関して、破綻処理の条件が満たされると英国の破綻処理当局が確信する状況において、英国の破綻処理当局は、様々な破綻処理措置及び安定化に関するオプション（ベイルイン・ツールを含むがこれに限定されない。以下に説明する。）を実行することができる。かかる破綻処理の条件には、該当する事業体が、FSMAにおける、（FSMAのセクション55Bに定められる）特定の規制対象活動を継続する権限の付与に関する最低条件を満たしていないか、満たさなくなる可能性があること、又は、EEA加盟国若しくは第三国の金融機関若しくは投資会社である英国の銀行グループ会社の場合、破綻処理の条件が満たされると当該EEA加盟国若しくは第三国の関連当局が確信することが含まれる。

SRRは、5つの安定化に関するオプションからなる。すなわち、(a)該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門への譲渡、(b)該当する事業体の事業の全部又は一部の、イングランド銀行が設立した「承継金融機関」への譲渡、(c)英国財務省又はイングランド銀行が完全又は部分的に所有する資産管理機関への譲渡、(d)ベイルイン・ツール（以下に説明する。）、及び(e)一時的な国有化である。

また、英国銀行法は、該当する事業体について破産及び行政並びにこれに付随して英国の破綻処理当局に付与されている権限（特定の状況において契約上の取り決めを変更する権限（本社債の要項の変更を含む場合もある。）、一時的に支払を停止する権限、破綻処理権限の行使に伴い発生する可能性のある執行又は解除権を差し止める権限、及び英国銀行法に基づく権限を有効に行使することができるように（場合によっては遡及的効力をもって）英国の法律を適用しない若しくは修正する権限など）に関する追加の手続を定めている。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する英国の破綻処理当局によってベイルイン・ツール（以下に説明する。）を含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、いかなる社債の価値にも重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

破産手続前の段階で発動された破綻処理権限は、予測することができない可能性があり、不服を申し立てる保有者の権利は、制限される可能性がある。

SRRにより付与された破綻処理権限は、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。破綻処理権限の目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

英国銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けており、さらに、2015年5月に公表された欧州銀行監督局のガイドラインは金融機関が破綻している、或いは破綻する可能性があるか否かの決定において破綻処理当局が適用する客観的な判断要素を定めているが、英国の破綻処理当局が、当行及び／又はバークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。

英国の破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、当行、バークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

さらに、本社債の保有者は、英国の破綻処理当局が破綻処理権限（ベイルイン・ツールを含む。）を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

英国の破綻処理当局は当行及び本社債に関してベイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。

ベイルイン・ツールの行使に関する法令上の条件が満たされている場合、英国の破綻処理当局は、本社債の保有者の承諾を得ることなく当該権限を行使することが予想される。銀行法に定められた一定の適用除外（担保付債務、EU加盟国の預金保険制度により保証された銀行預金、顧客資金の保有により生じた債務、当初の満期を7日未満とするグループ外の銀行又は投資会社に対する債務その他一定の適用除外を含む。）を前提として、金融機関及び／又はそのEEAの親会社の全ての債務は、ベイルイン・ツールの対象に含まれることが予定されている。

銀行法は、資本要求指令（CRD）IVに基づく資本調達手段の優先順位を反映するとともに、その他通常の破産手続における債権の優先順位に従って、ベイルイン・ツールが適用されるべき順序を定めている。2018年12月19日、英国財務省は、無担保債券の破産手続における優先順位に関してBRRDを改正する欧州議会及び理事会の2017年12月12日付EU指令2017/2399（「改正指令」）を施行する2018年銀行・住宅金融組合（破産手続における優先順位）指令（「2018年指令」）を公表した。改正指令は、EU域内で設立された信用機関及び金融機関がそれらの連結の境界内で発行する普通長期無担保債券に関し、破産手続における新たな階層を導入した。2018年指令は、金融機関の非優先債券をクラス別に分け、通常の非優先債券が第2順位の非優先債券及び第3順位の非優先債券（いずれも2018年指令に定義される。）より上位に順位付けられることを定めている。

また、ベイルイン・ツールには、株主及び債権者が通常の破産手続の場合と比べて不利な取扱いを受けないようにするための明示的な保障手段（いわゆる「清算価値保障」）が含まれている。しかしながら、破綻処理措置が講じられた後に行われた評価に従い「清算価値保障」に基づく補償の請求が行われた場合でも、本社債の保有者が破綻処理によって被った損害の全額に相当する補償が行われる可能性は低く、本社債の保有者が当該補償を迅速に受けられるという保証もない。

ベイルイン・ツールは、本社債がバークレイズ・グループの自己資本・適格債務に関する最低要件（「MREL」）に考慮されるか否かにかかわらず、本社債に関して行使される可能性があり、EU及び英国において実施されるMRELは、危機に際して金融機関の破綻を防止するため、元本減額又は株式転換が可能な資本性及び負債性金融商品を対象としてEU及び英国の金融機関に適用される。

当行及び本社債に関してベイルイン・ツールが行使された場合、本社債について支払われるべき元本、利息又はその他の金額の全部又は一部が削減され、或いは本社債が当行若しくはその他の者の株式、その他の社債若しくはその他の債務に転換され、又は本社債の要項に対してその他の修正若しくは変更が行われる可能性がある。当該行使又は当該行使の提案は、本社債の保有者の権利、本社債に対する投資の価格若しくは価値、及び／又は当行の本社債に基づく義務を履行する能力に重大な悪影響を与える可能性があり、本社債の保有者が本社債に対する投資の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

保証された預金はベイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、当行が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、当行の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもベイルインの対象となる可能性が高い。

BRRDの要求する改正の1つとして、英国の関連法令の改正が行われ（1986年英国倒産法を含む。）、破産手続における優先順位に関して法定の序列が設定された。（i）第一に、英国金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（「保証された預金」）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、(ii)第二に、EEA銀行のEEA支店又は非EEA支店における個人及び零細企業、中小企業のその他すべての預金（「その他優先預金」）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、英国におけるEU預金保険指令の実施は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、2015年7月から保証された預金の種類及び額を拡大した。これらの変更によって、優先債権者の

種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む当行のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ベイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、ベイルイン・ツールが英国の破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、当行のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ベイルインの対象となる可能性が高くなる。

本社債の条件に基づいて、本社債の保有者は、関連する破綻処理当局によるベイルイン権限の行使に拘束されることに同意した。

当行と本社債の保有者との間のその他の契約、取り決め又は了解事項にかかわらず、本社債を取得することにより、本社債の保有者はそれぞれ、①本社債の元本若しくは利息の全部若しくは一部が減額若しくは削減され、②本社債の元本若しくは利息の全部若しくは一部が当行若しくはその他の者の株式、その他の社債若しくはその他の債務に転換され（及び当該株式、社債若しくは債務が本社債の保有者に発行若しくは付与され）、並びに／又は③本社債の満期に対して修正若しくは変更が行われ、若しくは本社債について支払われるべき利息の金額若しくは利息の支払期日に対して修正が行われる（一時的な支払停止によるものを含む。）可能性がある、関連する英国の破綻処理当局によるベイルイン権限について、これに拘束されることを認め、受け入れ、これに同意し、かつ、その行使に同意する。なお、ベイルイン権限の本社債の条件の変更による行使は、関連する英国の破綻処理当局による当該ベイルイン権限の行使を実施するためのものに限られる。さらに、本社債の保有者はそれぞれ、本社債の保有者の権利が、関連する英国の破綻処理当局によるベイルイン権限の行使を条件とし、また、関連する英国の破綻処理当局によるベイルイン権限の行使を実施するためにのみ、必要に応じて、変更されることを認め、これに同意する。

そのため、ベイルイン権限は、本社債の保有者が、本社債に対する投資の価値の全部若しくは一部を失い、又は本社債の価値を大きく下回り、通常債券に与えられる保護よりもはるかに小さい保護しか受けられない可能性のある異なる担保を本社債から受ける方法で行使され得る。さらに、関連する英国の破綻処理当局は、本社債の保有者に事前通知を行うことなく又は本社債の保有者の同意を得ることなく、ベイルイン権限を行使し得る。

また、本社債の条件に基づいて、本社債に関する関連する英国の破綻処理当局によるベイルイン権限の行使は、債務不履行事由（本社債の条件に定義される。）には該当しない。より詳しい詳細については、本社債の条件を参照のこと。

信用格付機関による当行の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。

当行に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化しうる数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、当行の戦略及び経営能力、当行の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、当行の主要市場における競争及び経済の状況、当行が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。将来、信用格付機関による格付方法の修正及び当行の格付に対するアクションが発生する可能性がある。

当行が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、或いは信用格付機関が当行の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、或いはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（或いは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して当行の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記

の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず（また、かかる事由に先立って本社債が格付を付与されていたか否かにかかわらず）、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

「ベンチマーク」連動型社債に関するリスク

「ベンチマーク」とみなされる金利又はその他の種類のレート及び指標は、近年、国内、国外その他の規制ガイダンス及び改革案の対象となっている。これらの改革には、既に効力を生じているものもあるが、まだ実施されていないものもある。これらの改革により、ベンチマークが過去と異なる動きを示す、ベンチマークが完全に撤廃される、又は予期できないその他の結果が生じる可能性がある。こうした結果はいずれも、ベンチマークに連動する社債に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

一例として、ベンチマーク規制は、2016年6月29日付のEU官報上で公表され、2018年1月1日から施行されている。ベンチマーク規制は、ベンチマークの提供、ベンチマークへのインプットデータの提供及びEU域内におけるベンチマークの使用に適用される。ベンチマーク規制はとりわけ、(i)ベンチマークの管理機関が授権又は登録されていること（或いは、EUに本拠を置かない機関の場合、同等の制度の対象となっている又は別途認識若しくは是認されていること）を要件とし、また、(ii)（当行のような）EUの監督対象の事業体が、授権又は登録されていない（或いは、EUに本拠を置かない機関の場合、同等とみなされない又は認識若しくは是認されていない）管理機関のベンチマークを一定の方法により利用することを防止している。ベンチマーク規制は、特にベンチマーク規制の要件を遵守するためにベンチマークのメソドロジー又はその他の条件が変更された場合には、ベンチマークに連動する又はベンチマークを参照する社債に対して重大な影響を及ぼす可能性がある。かかる変更は、とりわけ、ベンチマークの利率若しくは水準を引き上げる若しくは引き下げる効果を有し、又は公表されたベンチマークの利率若しくは水準のボラティリティに影響を及ぼす可能性がある。

また、当行はベンチマーク規制に関する監督対象の事業体であるため、ベンチマーク規制は、ベンチマークである指標が、その管理機関が授権若しくは登録されていなければ、又は（EU域外の法域に本拠を置く場合）別の方法で同等と認識されなければ、監督対象の事業体による一定の方法による使用が認められないものである場合において、ベンチマークに連動する又はベンチマークを参照する社債に対して重大な影響を及ぼす可能性がある。これにより、社債の上場廃止、調整若しくは期限前償還が生じ、又は別途特定のベンチマーク及び当該社債に適用される条件に応じて当該社債に対する影響が生じるおそれがある。

より一般的には、国内外の各改革や、規制当局によるベンチマークに対する監視の全般的な増加は、参加者が当該ベンチマークの算出に使用される利率の提示を取りやめることにつながり、又はベンチマークの管理、ベンチマークの設定への参加、及び規制若しくは要件の遵守に係る費用及びリスクを増大させる可能性がある。一例として、2017年7月27日、ロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）を規制する英国金融行為監督機構の最高責任者は、2021年以降、銀行に対して、LIBORの算出のための利率をLIBOR管理機関に提示することを促し又は強制しない意向である旨を公表した（「FCA発表」）。さらに、2018年7月12日には、FCAは、LIBORがベンチマーク規制の規制対象ベンチマークから外される可能性があると発表した。FCA発表によれば、2021年以降は現状どおりLIBORを継続すること（又はその継続自体）が保証できず、かつ保証されない。各銀行がLIBOR監督機関へのLIBORの利率の提示を続けるか否か及びかかる提示の範囲、又は英国、米国その他の地域においてLIBORに関する更なる改革が制定されるか否かを予測することは不可能である。現時点においては、どの利率がLIBORの代替的利率として受け入れられるかについて統一的な見解はなく、かかる代替的利率がLIBORに基づく証券の価値に及ぼす影響を予測することも不可能である。

影響を受けるベンチマークに連動する社債に関して、代替的参照利率の性質及び当該ベンチマークの潜在的な変更又はその他の改革に関する不確実性は、当該社債の有効期間中の当該ベンチマーク利率、当該社債の利益率、及び当該社債の取引市場に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、国外、国内その他の改革案や、規制当局によるベンチマークに対する監視の全般的な増加は、ベンチマークの管理又はベンチマークの設定への参加及び規制又は要件の遵守に係る費用及びリスクを増大させる可能性がある。これらの要因は、市場参加者において特定のベンチマークを管理する又はこれに貢献する意欲を削ぐ効果を有し、特定のベンチマークに使用されるルール若しくはメソドロジーの変更を生じさせ、又は特定のベンチマークの消失につながる可能性がある。

かかる結果は、当該社債の価値及び利益に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、上記の事項、又は当該参照利率の設定若しくは存在に対するその他の重大な変更は、当行がベンチマークに連動する社債に基づく自らの義務を果たす能力に影響を及ぼす可能性があり、又は当該社債の価値若しくは流動性及び当該社債に基づき支払われるべき金額に対し、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。投資家が該当する社債に関して投資判断を下す際には、これらの事項を考慮すべきである。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし。

２【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

３【臨時報告書】

該当なし。

４【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度　2018年度（自平成30年1月1日　至平成30年12月31日）
平成31年4月26日　EDINETにより関東財務局長に提出

５【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

６【外国会社臨時報告書】

４の外国会社報告書及びその補足書類提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく外国会社臨時報告書を平成31年4月26日に関東財務局長に提出

７【訂正報告書】

訂正報告書（上記４の外国会社報告書の訂正報告書）を平成31年4月26日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

該当なし。

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

第１【保証会社情報】

該当なし。

第２【保証会社以外の会社の情報】

本「第２ 保証会社以外の会社の情報」には２本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、MonotaRO参照社債及びソニー参照社債ごとに異なる取扱いがなされる場合には、＜MonotaRO参照社債＞及び＜ソニー参照社債＞の見出しの下にそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜MonotaRO参照社債＞及び＜ソニー参照社債＞の見出しの下に記載された「本社債」等の用語は、それぞれの社債に係る用語を指すものとする。

＜MonotaRO参照社債＞

株式会社MonotaROの情報

１【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1) 参照株式発行会社の名称及び住所

株式会社MonotaRO
兵庫県尼崎市竹谷町二丁目183番地

(2) 理　　　由

株式会社MonotaROは参照株式発行会社であり、前記「第一部　証券情報、第２　売出要項、２　売出しの条件、社債の要項の概要、２．償還及び買入れ、(1) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン事由が発生した場合には、本社債の満期償還額は最終価格に比例して増減する。さらに、本社債に関してノックイン事由及び早期償還事由が発生しているか否かは、参照株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、本社債の発行会社、ディーラー、売出人、その他の本社債の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（令和元年8月9日現在）：	250,541,600株
上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部）
内容：	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。 単元株式数は100株

（注）令和元年8月9日現在の発行数には、令和元年8月1日から令和元年8月9日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

２【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第19期）（自平成30年1月1日　至平成30年12月31日）
平成31年3月26日　近畿財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第20期第２四半期）（自平成31年４月１日　至令和元年６月30日）
令和元年８月９日　近畿財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

(a)　上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成31年3月28日に近畿財務局長に提出

(b)　上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項、並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づく臨時報告書を平成31年3月28日に近畿財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名　　称	所　在　地
株式会社MonotaRO　本店	兵庫県尼崎市竹谷町二丁目183番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

３【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当なし。

＜ソニー参照社債＞

ソニー株式会社の情報

１【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1) 参照株式発行会社の名称及び住所

ソニー株式会社

東京都港区港南1丁目7番1号

(2) 理　　　由

ソニー株式会社は参照株式発行会社であり、前記「第一部　証券情報、第２　売出要項、２　売出しの条件、社債の要項の概要、２．償還及び買入れ、(1) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン事由が発生した場合には、本社債の満期償還額は最終価格に比例して増減する。さらに、本社債に関してノックイン事由及び早期償還事由が発生しているか否かは、参照株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、本社債の発行会社、ディーラー、売出人、その他の本社債の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（令和元年8月5日現在）：	1,271,743,740株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	ニューヨーク証券取引所
内容：	単元株式数は100株

（注）令和元年8月5日現在の発行数には、令和元年8月1日から令和元年8月5日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

２【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第102期）（自平成30年4月1日　至平成31年3月31日）

令和元年6月18日　関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第 103 期第 1 四半期）（自平成 31 年 4 月 1 日　至令和元年 6 月 30 日）

令和元年 8 月 5 日　関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を令和元年6月21日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

訂正報告書（上記イ.の有価証券報告書の訂正報告書）を令和元年8月1日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名　称	所　在　地
ソニー株式会社　本店	東京都港区港南1丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

３【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当なし。

第３【指数等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名　　バークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名　財務担当取締役
スティーブン・ユワート

1　当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。

2　当社は、本邦において発行登録書の提出日（令和元年8月1日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）
（平成29年12月22日（受渡期日）の売出し）
バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年12月22日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン）ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2指数（日経平均株価・S&P500指数）連動 円建社債
券面総額又は振替社債の総額　90億円

（平成29年12月28日（受渡期日）の売出し）
バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年12月24日満期 早期償還判定水準逓減型 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動円建社債
券面総額又は振替社債の総額　20億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

　バークレイズ・バンク・ピーエルシーは有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面として、次の書面を添付します。

・ バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2019 年度上半期決算報告書

本文書は、バークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank PLC）が発表した2019年度上半期決算報告書を参考訳したものです。その正確な内容については、原文である英文リリースをご参照ください。本文書と英文リリースとの間で齟齬がある場合には原文が優先されます。なお、原文は、https://www.home.barclays/barclays-investor-relations/results-and-reports/results.html よりご覧いただけます。

Barclays Bank PLC
Interim Results Announcement

バークレイズ・バンク・ピーエルシー
2019年度上半期決算報告書

2019年6月30日

目次

決算報告書　　　ページ

注	1
財務レビュー	2-3
リスク管理	
● リスク管理および主要リスク	4
● 信用リスク	5-7
● 市場リスク	8
● 財務および資本リスク	9-10
取締役の責任に関する声明	11
バークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書	12
要約連結財務書類	13-18
財務書類に対する注記	19-44
その他の情報	45

BARCLAYS BANK PLC, 1 CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5HP, UNITED KINGDOM. TELEPHONE: +44 (0) 20 7116 1000. COMPANY NO. 1026167.

注

本書中の「バークレイズ・バンク・グループ」は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では 2019 年 6 月 30 日に終了した 6 ヵ月間の数値と 2018 年 6 月 30 日に終了した 6 ヵ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では 2019 年 6 月 30 日現在の数値と 2018 年 12 月 31 日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「$m」および「$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、ならびに英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算など、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値は、ある特定の時点の最善の見積りおよび判断を反映したものです。

本書で使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、「Glossary」で説明しており、home.barclays/investor-relations/reports-and-events/latest-financial-results からご確認いただけます。

2019 年 7 月 31 日に取締役会に承認された本書中の情報は、2006 年会社法第 434 条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2018 年 12 月 31 日終了事業年度の法定財務書類は、2006 年会社法第 495 条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006 年会社法第 498 条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006 年会社法第 441 条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかに米国証券取引所(SEC)に様式 6-K として提出されます。SEC への提出後、様式 6-K のコピーは SEC のウェブサイト www.sec.gov からも入手可能となります。

バークレイズ・バンク・グループは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、バークレイズ・バンク・グループは、次の半期においても全世界の投資家の皆様とバークレイズ・バンク・グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

将来に関する記述

本書には、1934 年米国証券取引所法第 21E 条(改正)および 1933 年米国証券法第 27A 条(改正)の意義の範囲内における、バークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「場合がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「見積もる」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。将来に関する記述の例としては、バークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用、引当金、事業戦略、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、配当金の支払(配当性向および予測支払戦略を含みます。)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用または費用削減、コミットメントおよび目標、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、IFRS の影響に関する、または関連する記述または予測、ならびに過去の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来の事象および状況は、法律の改正、IFRS に基づく基準および解釈指針の進展(会計上・規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務を含みます)、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、政府および規制当局の方針および行動、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含みますが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則、英国、米国、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および景気、クレジット市場におけるボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、バークレイズ・バンク・グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、1 ヵ国もしくは複数の国がユーロ圏を離脱する可能性、EUからの英国の離脱により生じる不安定さおよびそれによりその後起こりうる英国内および世界的な混乱、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの様々な影響および要因は、バークレイズ・バンク・グループの制御が及ばないものです。したがって、バークレイズ・バンク・グループの実際の将来の業績、配当金の支払、ならびに自己資本およびレバレッジ比率は、バークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述に記載された計画、目標、見込みおよび利益予想とは大きく異なる可能性があります。バークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、バークレイズ・バンク・グループの SEC への提出物(バークレイズ・バンク・グループの 2018 年 12 月 31 日終了事業年度の様式 20-F に係る年次報告書を含みますが、これに限りません)に記載されており、SEC のウェブサイト www.sec.gov からご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して英国および米国において適用される法律および規則に基づいた私どもの義務がありますが、それ以外には、私どもは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務を負いません。

バークレイズ・バンク・グループの業績（半期）

	2019年6月30日に終了した半期（百万ポンド）	2018年6月30日に終了した半期（百万ポンド）	増減率（%）
収益合計	7,122	7,253	(2)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(510)	(156)	
営業収益純額	**6,612**	**7,097**	**(7)**
営業費用	(4,842)	(4,757)	(2)
訴訟および特定行為	(68)	(1,627)	96
営業費用合計	**(4,910)**	**(6,384)**	**23**
その他の収益純額	23	12	92
税引前利益	**1,725**	**725**	
税金 [1]	(260)	(294)	12
継続事業に係る税引後利益	**1,465**	**431**	
非継続事業に係る税引後損失	-	(47)	
継続事業に係る非支配持分	-	1	
その他の持分商品保有者	(294)	(310)	5
株主帰属利益	**1,171**	**75**	

貸借対照表関連の情報

	2019年6月30日現在（億ポンド）	2018年12月31日現在（億ポンド）
現金および中央銀行預け金	1,236	1,364
貸出金（償却原価ベース）	1,447	1,370
トレーディング・ポートフォリオ資産	1,200	1,040
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	1,562	1,453
デリバティブ金融資産	2,444	2,227
預り金（償却原価ベース）	2,151	1,993
公正価値で測定すると指定された金融負債	2,299	2,177
デリバティブ金融負債	2,430	2,196

資本メトリックス [2,3]

	2019年6月30日現在（%）	2018年12月31日現在（%）
普通株式 Tier1（CET1）比率	13.4	13.5

1 *2019年度より、IAS第12号の改訂に伴い、追加的Tier1（AT1）商品に関連する支払いに対する税控除は損益計算書の税金として計上されています。これは過年度において利益剰余金に計上されていました。比較数値は修正再表示されており、2018年度上半期の税金は8,400万ポンド減少しました。詳細については、英語原文の19-20ページの注記1「作成の基礎」をご参照ください。*

2 *バークレイズ・バンク・ピーエルシーは現在、単独連結ベースにてプルーデンス（健全性）規制機構（PRA）の規制を受けています。上記の開示は、単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーの資本メトリックスを示しています。詳細については、英語原文10ページの「財務および資本リスク」をご参照ください。*

3 *CET1資本比率は、自己資本要求規制（CRR）（報告日時点で適用される自己資本要求規制Ⅱ（CRRⅡ）による改正を含む）のIFRS第9号経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用して算出されています。CRRⅡの導入に関する詳細については、英語原文の10ページをご参照ください。*

バークレイズ・バンク・グループ概要

バークレイズ・バンク・ピーエルシーはバークレイズ・グループの一部を構成するノン・リングフェンス銀行であり、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)、コンシューマー、カードおよび決済事業ならびに本社から構成されています。

2019 年度上半期におけるバークレイズ・バンク・ピーエルシーの利益は、住宅ローン担保証券(RMBS)に関する米国司法省(DOJ)との和解金が当期には発生しなかったため、2018 年度上半期と比較して大幅に改善しました。CIB の収益は、好調であった 2018 年度上半期と比べて、市場業務における減収と業界全体のバンキング手数料プールの縮小 [1] の影響を受けたバンキング手数料の減少を反映しています。CIB の信用に関する減損費用は正常化しました。訴訟および特定行為を除いた場合の営業費用は、米国カード、加盟店獲得およびウェルスへの投資を含め、コンシューマー、カードおよび決済事業において増加しましたが、CIB における未払い報酬の減少により相殺されました。

グループの業績

- 税引前利益は 138%増加して 17 億 2,500 万ポンドとなりました。CIB の利益が 14 億 5,300 万ポンドと 4 億 8,200 万ポンド減少し、コンシューマー、カードおよび決済事業の利益が 6 億 200 万ポンドと 7,500 万ポンド減少したことによって一部相殺されたものの、RMBS に関する DOJ との和解金が当期には発生しなかったことにより本社の損失が 3 億 3,000 万ポンドまで減少したことがその理由です(2018 年度上半期:18 億 8,700 万ポンド)
- 英ポンドに対する米ドルの平均レートが 7%上昇したことが利益と収益にプラスの影響を与えた一方で、信用に関する減損費用と営業費用にマイナスの影響を与えました
- 収益合計は 2%減の 71 億 2,200 万ポンドとなりました(2018 年度上半期:72 億 5,300 万ポンド)
  - CIB の収益は、4%減の 51 億 4,900 万ポンドとなりました。業界全体のバンキング手数料プールの縮小 [1] を反映したバンキングにおける 8%の減収と市場業務における 6%の減収、コーポレートにおける 2%の減収がその理由です
  - コンシューマー、カードおよび決済事業の収益は 3%増の 21 億 9,300 万ポンドとなりました。2018 年度上半期に計上した米国カード・ポートフォリオ売却益 5,300 万ポンドが当期には発生しなかったことにより相殺されましたが、米国カード事業の残高の増加、加盟店獲得におけるパートナーシップの増加、英ポンドに対する米ドルの上昇を反映しています
  - 本社の損失は 14%減の 2 億 2,000 万ポンドとなりました。リーマン・ブラザーズ買収に関連する受取金の決済に伴う前年度の利益 1 億 5,500 万ポンドが当期には発生しなかったことにより一部相殺されましたが、一過性のヘッジ会計損失の影響によるものです
- 信用に関する減損費用は 5 億 1,000 万ポンドに増加しました(2018 年度上半期:1 億 5,600 万ポンド)
  - CIB の信用に関する減損費用は 9,600 万ポンドに増加しました(2018 年度上半期:1 億 8,200 万ポンドの戻入)。2018 年度上半期のマクロ経済予測の改善およびシングルネームに関する戻入が当期は発生しなかったことを受けています
  - コンシューマー、カードおよび決済事業の信用に関する減損費用は 2018 年度上半期のマクロ経済予測の改善が当期は発生しなかったことを受け、3 億 9,600 万ポンドに増加しました(2018 年度上半期:3 億 4,300 万ポンド)
- 営業費用合計は 23%減少して 49 億 1,000 万ポンド(2018 年度上半期:63 億 8,400 万ポンド)となりました
  - CIB の営業費用は、2019 年度第 1 四半期のパフォーマンスを受けて未払い変額報酬が減少したものの、事業への持続的な投資により一部相殺されたことにより、横ばいの 36 億 1,500 万ポンドとなりました
  - コンシューマー、カードおよび決済事業の営業費用は、米国カード、加盟店獲得およびウェルスへの持続的な投資を受け、7%増の 12 億 1,100 万ポンドとなりました
  - 本社の営業費用は 95%減少し、8,400 万ポンドとなりました。RMBS に関する DOJ との和解金が当期には発生しなかったためです
- 2018 年度上半期の非継続事業に係る税引後損失 4,700 万ポンドには、バークレイズ・バンク UK ピーエルシーに移管された英国バンキング事業に関連する 2018 年 3 月 31 日に終了した 3 ヵ月間の業績が含まれています。
- 実効税率は 15.1%でした。これは追加的 Tier1(AT1)商品に基づく支払いに対する税控除を損益計算書に認識することを求める会計基準の変更を反映しています。

貸借対照表および資本

- トレーディング・ポートフォリオ資産は 2018 年度末に比べてトレーディング活動が増加したことを受け、160 億ポンド増の 1,200 億ポンドとなりました。
- デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債はそれぞれ 217 億ポンド増の 2,444 億ポンド、234 億ポンド増の 2,430 億ポンドとなりました。主に第 2 四半期における主要金利カーブの低下を受けています
- 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産は 2018 年度末に比べて有担保貸付が増加したことを受けて 109 億ポンド増加し、1,562 億ポンドとなりました
- 預り金(償却原価ベース)は顧客預り金の増加を受けて 158 億ポンド増加し、2,151 億ポンドとなりました
- 2019 年 6 月 30 日現在の単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーの CET1 資本比率は 13.4%であり、規制上の最低自己資本要件を上回っています

1 *データ出所:ディーロジック。対象期間は 2019 年 1 月 1 日~6 月 30 日。*

リスク管理および主要リスク

バークレイズ・バンク・グループのリスク管理における事業グループの役割と責任、リスクおよび法令順守はバークレイズ・グループの全社的リスク管理フレームワークで定義されています。フレームワークの目的はバークレイズ・グループの主要リスクや、事業活動におけるリスク選好度を決定するバークレイズ・グループのプロセス、およびその結果として関連するリスク・テーキングに関して設定する上限を特定することです。当該フレームワークは、バークレイズ・グループのチーフ・リスク・オフィサーの提言に基づきバークレイズ・ピーエルシーのボード・リスク委員会による承認を受け、その後、必要に応じて規制上の期待を満たすための修正を加えた上でバークレイズ・バンク・グループにより採用されたものです。

フレームワークは信用リスク、市場リスク、財務および資本リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスク、コンダクト・リスク、レピュテーション・リスクおよび法的リスクの 8 つの主要リスクを特定しています。これらリスクの詳細ならびに管理手法については、home.barclays/annualreport で公開されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー英文 2018 年年次報告書をご覧ください。当期において、これらの主要リスクおよび以前に特定された既存のまたは新たな重要リスクに大きな変化はありません。これには英国の EU 離脱プロセスに関連するリスクが含まれ、バークレイズ・グループは引き続き注意深くモニターしています。2019 年 6 月 30 日現在の減損には引き続き 5,000 万ポンドの調整が含まれており、これは英国経済の先行き不透明感による影響の見積費用を表しています（詳細は英語原文の 7 ページを参照）。当年度の下半期において主要リスクおよび以前に特定された既存のまたは新たな重要リスクに大きな変化は予想されていません。

当期における信用リスク、市場リスク、財務および資本リスクの概要は以下のセクションをご参照ください。

商品別の貸付金（償却原価ベース）

下表は、資産分類別のステージごとの貸付金（償却原価ベース）および減損引当金の内訳を示しています。

2019年6月30日現在	ステージ1	ステージ2 期日未到来	ステージ2 30日以上延滞	ステージ2 30日未満延滞	ステージ2 合計	ステージ3	合計[1]
エクスポージャー総額	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
住宅ローン	11,262	614	60	92	766	1,183	13,211
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	31,753	4,227	305	290	4,822	2,057	38,632
コーポレート・ローン	86,126	7,695	595	1,000	9,290	1,136	96,552
合計	**129,141**	**12,536**	**960**	**1,382**	**14,878**	**4,376**	**148,395**
減損引当金							
住宅ローン	28	26	11	10	47	318	393
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	349	563	105	143	811	1,423	2,583
コーポレート・ローン	122	225	18	6	249	384	755
合計	**499**	**814**	**134**	**159**	**1,107**	**2,125**	**3,731**
エクスポージャー純額							
住宅ローン	11,234	588	49	82	719	865	12,818
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	31,404	3,664	200	147	4,011	634	36,049
コーポレート・ローン	86,004	7,470	577	994	9,041	752	95,797
合計	**128,642**	**11,722**	**826**	**1,223**	**13,771**	**2,251**	**144,664**
引当率	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
住宅ローン	0.2	4.2	18.3	10.9	6.1	26.9	3.0
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	1.1	13.3	34.4	49.3	16.8	69.2	6.7
コーポレート・ローン	0.1	2.9	3.0	0.6	2.7	33.8	0.8
合計	**0.4**	**6.5**	**14.0**	**11.5**	**7.4**	**48.6**	**2.5**
2018年12月31日現在							
エクスポージャー総額	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
住宅ローン	11,486	663	50	147	860	1,194	13,540
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	29,548	4,381	305	240	4,926	2,078	36,552
コーポレート・ローン	81,555	7,480	315	443	8,238	917	90,710
合計	**122,589**	**12,524**	**670**	**830**	**14,024**	**4,189**	**140,802**
減損引当金							
住宅ローン	26	29	9	9	47	307	380
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	356	694	118	160	972	1,433	2,761
コーポレート・ローン	107	214	11	11	236	359	702
合計	**489**	**937**	**138**	**180**	**1,255**	**2,099**	**3,843**
エクスポージャー純額							
住宅ローン	11,460	634	41	138	813	887	13,160
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	29,192	3,687	187	80	3,954	645	33,791
コーポレート・ローン	81,448	7,266	304	432	8,002	558	90,008
合計	**122,100**	**11,587**	**532**	**650**	**12,769**	**2,090**	**136,959**
引当率	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
住宅ローン	0.2	4.4	18.0	6.1	5.5	25.7	2.8
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	1.2	15.8	38.7	66.7	19.7	69.0	7.6
コーポレート・ローン	0.1	2.9	3.5	2.5	2.9	39.1	0.8
合計	**0.4**	**7.5**	**20.6**	**21.7**	**8.9**	**50.1**	**2.7**

1 *上表に含まれていない減損の対象となるその他の金融資産には、現金担保および決済残高、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、未収収益ならびにその他資産が含まれます。これらのエクスポージャー総額の合計は1,599億ポンド（2018年12月：1,201億ポンド）、減損引当金は2,100万ポンド（2018年12月：1,100万ポンド）です。これはステージ1の資産1,594億ポンド（2018年12月：1,196億ポンド）に係る予想信用損失（ECL）1,300万ポンド（2018年12月：900万ポンド）、ステージ2のその他の包括利益資産を通じて公正価値で測定する資産5億ポンド（2018年12月：5億ポンド）に係るECL300万ポンド（2018年12月：200万ポンド）、およびステージ3のその他資産500万ポンド（2018年12月：ゼロポンド）に係るECL500万ポンド（2018年12月：ゼロポンド）で構成されています。*

エクスポージャー総額および減損引当金（ローン・コミットメントおよび金融保証に係る引当金を含む）の変動

下表は、エクスポージャーおよび減損引当金の期首残高から期末残高への調整を示しています。12 ヵ月 ECL、存続期間の ECL、信用減損の用語説明はバークレイズ・バンク・ピーエルシー英文 2018 年年次報告書 173 ページをご参照ください。バークレイズ・バンク・グループは当期末時点で購入または組成した信用に関する大規模な減損資産を保有していません。

貸付金（償却原価ベース）に係るエクスポージャー総額	ステージ 1（百万ポンド）	ステージ 2（百万ポンド）	ステージ 3（百万ポンド）	合計（百万ポンド）
2019 年 1 月 1 日現在	122,589	14,024	4,189	140,802
ステージ 1 からの振替	(4,661)	4,348	313	-
ステージ 2 からの振替	3,540	(4,255)	715	-
ステージ 3 からの振替	36	98	(134)	-
当年度の事業活動	32,336	984	25	33,345
資金引き出しおよび返済純額	(2,880)	1,482	331	(1,067)
最終返済額	(21,819)	(1,803)	(415)	(24,037)
処分	-	-	(21)	(21)
償却 [1]	-	-	(627)	(627)
2019 年 6 月 30 日現在	**129,141**	**14,878**	**4,376**	**148,395**

貸付金（償却原価ベース）に係る減損引当金	ステージ 1（百万ポンド）	ステージ 2（百万ポンド）	ステージ 3（百万ポンド）	合計（百万ポンド）
2019 年 1 月 1 日現在	489	1,255	2,099	3,843
ステージ 1 からの振替	(58)	51	7	-
ステージ 2 からの振替	246	(456)	210	-
ステージ 3 からの振替	1	7	(8)	-
当年度の事業活動	95	39	5	139
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による再測定および変動純額	(243)	251	513	521
最終返済額	(31)	(40)	(53)	(124)
処分	-	-	(21)	(21)
償却 [1]	-	-	(627)	(627)
2019 年 6 月 30 日現在 [2]	**499**	**1,107**	**2,125**	**3,731**

	（百万ポンド）
処分および償却により認識が中止された資産を除く ECL の変動	536
償却後の戻入 [1]	(47)
為替およびその他の調整	(7)
ローン・コミットメントおよび金融保証契約に係る減損戻入	22
その他の金融資産に係る減損費用 [2]	6
当年度における損益計算書計上／（戻入）額	**510**

1 2019 年度上半期の償却総額は 6 億 2,700 万ポンド（2018 年度上半期：7 億 8,800 万ポンド）、償却後戻入額は 4,700 万ポンド（2018 年度上半期：4,300 万ポンド）でした。償却総額から償却後戻入額を差し引いた償却純額は 5 億 8,000 万ポンド（2018 年度上半期：7 億 4,500 万ポンド）でした。

2 上表に含まれていない減損の対象となるその他の金融資産には、現金担保および決済残高、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、未収収益ならびにその他資産が含まれます。これらのエクスポージャー総額の合計は 1,599 億ポンド（2018 年 12 月：1,201 億ポンド）、減損引当金は 2,100 万ポンド（2018 年 12 月：1,100 万ポンド）です。これはステージ 1 の資産 1,594 億ポンド（2018 年 12 月：1,196 億ポンド）に係る ECL1,300 万ポンド（2018 年 12 月：900 万ポンド）、ステージ 2 のその他の包括利益資産を通じて公正価値で測定する資産 5 億ポンド（2018 年 12 月：5 億ポンド）に係る ECL300 万ポンド（2018 年 12 月：200 万ポンド）、およびステージ 3 のその他資産 500 万ポンド（2018 年 12 月：0 百万ポンド）に係る ECL500 万ポンド（2018 年 12 月：0 百万ポンド）で構成されています。

信用リスク

ローン・コミットメントおよび金融保証に対するエクスポージャー総額	ステージ 1（百万ポンド）	ステージ 2（百万ポンド）	ステージ 3（百万ポンド）	合計（百万ポンド）
2019 年 1 月 1 日現在	248,590	16,444	421	265,455
ステージ間の振替純額	(506)	142	364	-
当年度の事業活動	44,043	1,538	9	45,590
資金引き出しおよび返済純額	(2,348)	997	(282)	(1,633)
最終返済額	(27,183)	(4,092)	(234)	(31,509)
2019 年 6 月 30 日現在	**262,596**	**15,029**	**278**	**277,903**

ローン・コミットメントおよび金融保証における減損引当金	ステージ 1（百万ポンド）	ステージ 2（百万ポンド）	ステージ 3（百万ポンド）	合計（百万ポンド）
2019 年 1 月 1 日現在	91	104	22	217
ステージ間の振替純額	8	(6)	(2)	-
当年度の事業活動	26	25	7	58
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による再測定および変動純額	(17)	14	6	3
最終返済額	(15)	(26)	(1)	(42)
2019 年 6 月 30 日現在	**93**	**111**	**32**	**236**

IFRS 第 9 号のモデルでは、将来の様々な経済状況における予想信用損失（ECL）を評価する必要があります。これらの経済シナリオは、バークレイズ・グループのシニア・シナリオ・レビュー委員会（SSRC）による独立的なモデル化および最終的な設定のプロセスを経て構築されます。経済シナリオは（バークレイズ・グループの中期計画の実施と連動して）少なくとも年 1 回見直されますが、英国または米国経済に関する外部コンセンサスが大幅に変化した際にも見直しが行われます。SSRC はコンセンサスをモニターしており、当期は英国または米国経済に関する外部コンセンサスに重要な変化がなかったため、2019 年のモデル化された各シナリオ内のマクロ経済変数に変更はありません。しかし、英国では経済の先行き不透明感が続いていることから、2018 年 12 月 31 日の感応度分析のアウトプットを踏まえ、2019 年 6 月 30 日現在の減損残高には引き続き 5,000 万ポンドの調整が含まれています。シナリオに変化がなく、ポートフォリオは比較可能であるため、2018 年 12 月 31 日時点の感応度分析のアウトプットは引き続き有効です。詳細についてはバークレイズ・バンク・ピーエルシー英文 2018 年年次報告書 76-80 ページをご参照ください。

管理 VaR の分析

下表は、リスク要因別の分散ベースの管理 VaR 合計を示しています。管理 VaR 合計にはバークレイズ・バンク・グループ内のCIB および財務活動の全トレーディング・ポジションが含まれており、1 日保有した場合の VaR が計算されています。

各リスク要因 VaR および管理 VaR 合計には上限が適用され、この上限はリスク管理者によりさらに各事業部門に割り振られます。

資産種別管理 VaR(95%)[1]

	2019 年 6 月 30 日に終了した半期			2018 年 12 月 31 日に終了した半期			2018 年 6 月 30 日に終了した半期[2]		
	日次平均（百万ポンド）	最大[3]（百万ポンド）	最小[3]（百万ポンド）	日次平均（百万ポンド）	最大[3]（百万ポンド）	最小[3]（百万ポンド）	日次平均（百万ポンド）	最大[3]（百万ポンド）	最小[3]（百万ポンド）
信用リスク	11	14	8	10	13	8	11	16	8
金利リスク	5	9	3	8	14	3	9	18	4
株式リスク	9	16	5	7	14	4	7	12	4
ベーシス･リスク	7	9	6	7	8	6	5	7	4
スプレッド･リスク	4	5	3	6	9	3	5	9	3
為替リスク	3	5	2	3	5	1	3	7	2
コモディティ･リスク	1	1	-	1	1	-	1	2	-
インフレ･リスク	2	3	2	3	3	2	3	4	2
分散効果[3]	(21)	n/a	n/a	(24)	n/a	n/a	(24)	n/a	n/a
管理 VaR 合計	**21**	**26**	**16**	**21**	**27**	**17**	**20**	**27**	**15**

1 *2018 年 7 月 23 日以降、バークレイズ･アフリカ･グループ･リミテッドのポジションは含まれていません。*
2 *2018 年 3 月 31 日に終了した 3 ヵ月間における英国のバンキング事業が含まれています。*
3 *分散効果は異なる資産または異なる事業から予想される損失が同時に発生する可能性が低いことを認識しています。このため予想損失総額は各エリアにおける予想損失の合計を下回ります。これらの評価においては損失間の過去の相関性が考慮されています。各区分ごとに報告されている最大および最小の VaR 値は、全体として報告されている最大および最小の VaR と必ずしも同日に発生したものではありません。従って、最大および最小の VaR 値にかかる分散効果は意味が無く、上表では省略されています。*

資金調達および流動性

概要

余剰流動性は 1,910 億ポンドに増加しました(2018 年 12 月:1,820 億ポンド)。正味の顧客預り金と当期におけるホールセール資金調達の増加が主な原因です。マクロ経済の不確実性が広がる中、バークレイズ・バンク・グループが慎重な姿勢をとっていることを示しています。

流動性管理の目的上、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社であり英国のブローカー・ディーラー企業であるバークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドは、国内流動性サブグループ(バークレイズ・バンク・ピーエルシーDOL サブグループ)の取り決めに基づき、結合ベースにて PRA に監視されています。

流動性リスク・ストレス・テスト

流動性リスクのストレス評価では、一定の範囲のシナリオにおける潜在的な契約上および偶発的なストレス時の資金流出を測定します。これは次に、ストレスが生じた場合に期待資金流出を満たすのに直ちに利用可能な余剰流動性の規模を決定するのに使用されます。シナリオには、30 日間のバークレイズ特有のストレス事象、90 日間の市場全体のストレス事象、ならびにバークレイズ特有のストレス事象と市場全体のストレス事象の両方から成る 30 日間の結合シナリオが含まれます。

CRR(CRR Ⅱによる改正を含む)の流動性カバレッジ比率(LCR)要件では、さまざまな資金調達源の相対的な安定性とストレス時の潜在的な追加資金需要を考慮したものです。LCR は、30 日間にわたる深刻なストレス・シナリオで生き残るために十分な適格流動資産を保有することで、銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を向上させることを目的としたものです。

2019 年 6 月 30 日現在、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DOL サブグループは、内部および規制上の要件に対してストレス時の資金流出純額の 100%を上回る適格流動性資産を保有していました。現金および中央預け金、国債ならびにその他の適格証券の間の余剰流動性比率は、バークレイズ・グループに概ね類似しています。

余剰流動性のほとんどがバークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーに所在していました。残余余剰流動性の大半は米国子会社に所在し、各事業体固有のストレス時の資金流出および当該国の規制上の要件に対して保有されています。

	2019 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2018 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
バークレイズ・ バンク・グループの余剰流動性	1,910	1,820
	(%)	(%)
バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DOL サブグループにおける流動性カバレッジ比率	141	147

資本およびレバレッジ

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは現在、単独連結ベースにてPRAの規制を受けています。単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーは、PRAの承認を条件として、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび一部の子会社から構成されます。以下の開示は、単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーの主要な資本メトリックスを示しています。詳細については、home.barclays/investor-relations/reports-and-events/latest-financial-resultsで閲覧可能となる2019年8月23日に公表予定のバークレイズ・ピーエルシーの2019年度上半期ピラー3レポートをご参照下さい。

EUリスク・リダクション・メジャー・パッケージの一環として、2019年6月27日にCRRを改正したCRRⅡが発効しました。改正規制であるため、CRRⅡによる改正の対象外についてはCRRの既存の規定が適用されます。改正の大部分は2021年6月28日から効力を生じ、段階的に導入されますが、複数ある例外についてはただちに施行されます。

これらの例外は主として自己資本および適格債務の最低基準（MREL）に関連するものです。このセクション内の改正には、CET1、AT1、Tier2商品の適格基準の変更、控除対象の追加的保有の組み入れ、繰延税金資産の取扱の改正、MREL要件の導入が含まれます。MRELに関連する適用除外および経過措置規定も導入されています。

CRRⅡの一部は、欧州銀行監督機構（EBA）が策定し、欧州委員会が採用し、英国がそのルールを実施する最終的な技術基準に依存します。以下のセクションの開示は、現行のルールおよびガイダンスのバークレイズの解釈を反映しています。

資本比率 [1,2,3]	2019年 6月30日現在	2018年 12月31日現在
CET1	13.4%	13.5%
Tier 1（T1）	18.1%	18.4%
規制上の自己資本合計	21.6%	22.2%
資本要素	（億ポンド）	（億ポンド）
CET1 資本	224	234
T1 資本	302	319
規制上の自己資本合計	360	384
リスク調整後資産（RWA）合計	1,667	1,732
レバレッジ比率 [1, 4]	（億ポンド）	（億ポンド）
CRR レバレッジ比率	3.8%	4.0%
T1 資本	302	319
CRR レバレッジ・エクスポージャー	8,010	7,910

1 *資本、リスク調整後資産、およびレバレッジは、CRR（報告日時点で適用されるCRRⅡによる改正を含む）の経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用して算出されています。これにはIFRS 第9 号の経過措置ルールに基づくアレンジメントならびにCRR およびCRRⅡ非適格資本商品を適用対象外とすることも含まれています。*

2 *完全施行ベースのCET1 資本比率は13.1%、CET1 資本は218 億ポンド、リスク調整後資産は1,661 億ポンドであり、CRR（報告日時点で適用されるCRRⅡによる改正を含む）の経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用せずに算出されています。*

3 *バークレイズ・バンク・ピーエルシーの Tier2 コンティンジェント・キャピタル・ノートにおける転換トリガーに対する評価に関連するバークレイズ・ピーエルシーのCET1 資本比率は13.4%でした。この算出のため、CET1 資本およびリスク調整後資産はIFRS 第9 号経過措置ルールを含むCRR の経過措置ルールを適用して算出されています。CRD IV の実施に関連する経過措置規定の金融サービス機構（FSA）による2012 年10 月の解釈の恩典は2017 年12 月に失効しました。*

4 *単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーについては、拘束力のある最低レバレッジ要件は設定されておらず、CRR レバレッジ比率を開示することのみが要求されています。他のバークレイズ・グループ会社のレバレッジに関する開示との比較可能性を容易にするために、英国のレバレッジ・エクスポージャーにおける適格な中央銀行債権の免除を考慮しているため、英国におけるスポット・レバレッジ比率は開示されているCRR レバレッジ比率よりも高くなります。*

取締役の責任に関する声明

各々の取締役（取締役の氏名は以下に記載）は、各人が知る限りにおいて、英語原文 13-18 ページに掲載されている要約連結中間財務書類が欧州連合（EU）の採用した国際会計基準（IAS）第 34 号「期中財務報告」に準拠して作成されており、また、本書の経営陣の中間報告書には、「開示および透明性規則」4.2.7（改正）および 4.2.8（改正）に要求される以下の情報の適正なレビューが含まれていることを認めています。

- *2019 年 6 月 30 日に終了した 6 ヵ月間において発生した重要な事象の兆候およびそれらが要約連結中間財務書類に及ぼす影響、ならびに当事業年度の残り 6 ヵ月間における主要なリスクおよび不確実性の記載*

- *2019 年 6 月 30 日に終了した 6 ヵ月間における関連当事者取引のうち、当該期間におけるバークレイズ・バンク・グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼしたすべての取引および直近の年次報告書に記載された関連当事者取引に関する変更のうち、2019 年 6 月 30 日に終了した 6 ヵ月間におけるバークレイズ・バンク・グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼす可能性があったすべての変更*

2019 年 7 月 31 日に以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

ジェームズ・E・ステイリー

バークレイズ・バンク・グループ最高責任者

スティーブン・ユワート

バークレイズ・バンク・グループ財務担当取締役

バークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会：

会長
ナイジェル・ヒギンズ

業務執行取締役
ジェームズ・E・ステイリー
スティーブン・ユワート

業務執行権のない取締役
ピーター・バーナード
ヘレン・キーラン
マリア・リヒター
ジェレミー・スコット
アレックス・サースビー
ヘレン・ブレター＝ヴァン・ドート

バークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書

結論
私どもは、貴社の委嘱により、2019年6月30日に終了した6ヵ月間の中間決算報告書に含まれている、以下からなる一連の要約財務書類のレビューを行いました。

- 2019年6月30日に終了した期間における要約連結損益計算書および要約連結包括利益計算書
- 2019年6月30日現在の要約連結貸借対照表
- 同日に終了した期間における要約連結株主資本変動表
- 同日に終了した期間における要約連結キャッシュフロー計算書
- 関連する注記

私どものレビューに基づき、2019年6月30日に終了した6ヵ月間の中間決算報告書に含まれている一連の要約財務書類が、EUが採用したIAS第34号「期中財務報告」および英国の金融行為監督機構（英国FCA）の「開示および透明性規則」（DTR）に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められませんでした。

レビュー範囲
私どもは、監査実務委員会が英国での使用のために公表した、国際レビュー業務基準（英国およびアイルランド）第2410号「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー」に準拠してレビューを実施しました。 中間財務情報のレビューには、主として財務および会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続およびその他のレビュー手続が適用されます。私どもは、中間決算報告書に含まれるその他の情報を通読し、当該情報に明白な虚偽表示または一連の要約財務書類中の情報との重要な不整合が含まれているかどうかを検討しました。

レビューは国際監査基準（英国）に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であるため、私どもは、監査において識別されると考えられる重要な事項のすべてを認識しているという保証を得ることができません。したがって、私どもは監査意見を表明いたしません。

英国のEU離脱による不確実性が私どものレビューに及ぼす影響

EU離脱の影響に関する不確実性は、私どもの要約財務書類のレビューを理解する上で重要です。EU離脱は英国にとって最も重要な経済事象の一つであり、本報告書の日付時点で、その影響は未曾有の不確実性にさらされています。影響の範囲は不明です。期中レビューによって、EU離脱関連の問題のような企業にとっての未知の要因や将来起こり得るすべての影響を予測することは不可能です。

取締役の責任
中間決算報告書の作成責任は取締役にあり、また、取締役により承認されています。取締役は、英国FCAのDTRに準拠して中間決算報告書を作成する責任を有しています。

注記1「作成の基礎」に開示の通り、バークレイズ・バンク・グループの年次財務書類は、EUが採用した国際財務報告基準に準拠して作成されています。取締役は、EUが採用したIAS第34号に準拠して中間決算報告書に含まれる一連の要約財務書類の作成責任を負っています。

私どもの責任
私どもの責任は、私どものレビューに基づき、貴社に対して中間決算報告書に含まれている一連の要約財務書類に対する結論を表明することです。

私どものレビュー手続の目的および私どもが責任を負うもの
本報告書は、貴社が英国FCAのDTRの要件を満たすにあたり貴社を支援する私どもの契約条項に従い、貴社のためにのみ作成されています。私どものレビューは、私どもがこの報告書に記載する必要があるこれらの事項を貴社に対して表明するために実施されたものであり、他の目的はありません。法律で認められる限りにおいて、私どもは、私どものレビュー手続、本報告書、または私どもが達した結論について、貴社以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引き受けるものではありません。

カリム・ハジ
ケーピーエムジー　エルエルピー（ユーケイ）を代表して
勅許会計士
E14 5GL、ロンドン、
カナダ・スクエア15

2019年7月31日

要約連結損益計算書(未監査)

継続事業	注記[1]	2019年6月30日に終了した半期(百万ポンド)	2018年6月30日に終了した半期(百万ポンド)
利息収入純額		1,821	1,501
手数料収入純額	3	2,829	2,862
トレーディング収益純額		2,093	2,319
投資収益純額		337	494
その他の収益		42	77
収益合計		**7,122**	**7,253**
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(510)	(156)
営業収益純額		**6,612**	**7,097**
人件費		(2,354)	(2,438)
インフラおよび一般管理費		(2,488)	(2,319)
訴訟および特定行為		(68)	(1,627)
営業費用		**(4,910)**	**(6,384)**
事業売却益ならびに関連会社および合弁企業の損益に対する持分		23	12
税引前利益		**1,725**	**725**
税金[2]	4	(260)	(294)
継続事業に係る税引後利益		**1,465**	**431**
非継続事業に係る税引後損失		-	(47)
税引後利益		**1,465**	**384**
以下に帰属するもの:			
親会社の株主[2]		1,171	75
その他の持分商品保有者		294	310
親会社の株主合計		**1,465**	**385**
継続事業に係る非支配持分	5	-	(1)
税引後利益		**1,465**	**384**

1　*財務書類に対する注記は英語原文の19-44ページをご参照ください。*

2　*2019年度より、IAS第12号の改訂に伴い、AT1資本性商品に関連する支払いに対する税控除は損益計算書の税金として計上されています。これは過年度においては利益剰余金に計上されていました。比較数値が修正再表示されており、2018年度上半期の税金は8,400万ポンド減少しました。詳細は、英語原文の19-20ページの注記1「作成の基礎」に記載されています。*

要約連結包括利益計算書(未監査)

	注記[1]	2019年6月30日に終了した半期(百万ポンド)	2018年6月30日に終了した半期(百万ポンド)
税引後利益		**1,465**	**384**
継続事業に係る税引後利益		1,465	431
非継続事業に係る税引後損失		-	(47)
継続事業からの損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益／(損失):[2]			
為替換算再評価差額	13	232	350
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	13	359	(221)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	13	612	(403)
その他		-	10
継続事業からの損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益／(損失)		**1,203**	**(264)**
継続事業からの損益に振替えられないその他の包括(損失)／利益:[2]			
退職給付の再測定	10	(140)	(54)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	13	-	(267)
当グループ自身の信用度に関連する損益	13	44	(73)
継続事業からの損益に振替えられないその他の包括損失		**(96)**	**(394)**
継続事業からの当期その他の包括利益／(損失)		**1,107**	**(658)**
非継続事業からの当期その他の包括損失		**-**	**(3)**
当期包括利益／(損失)合計:			
継続事業からの税引後当期包括利益／(損失)合計		2,572	(227)
非継続事業からの税引後当期包括損失合計		-	(50)
当期包括利益／(損失)合計		**2,572**	**(277)**
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		2,572	(276)
非支配持分		-	(1)
当期包括利益／(損失)合計:		**2,572**	**(277)**

1 *財務書類に対する注記は英語原文の19-44ページをご参照ください。*
2 *税引後の金額で報告されています。*

要約連結貸借対照表（未監査）

資産	注記[1]	2019年6月30日現在（百万ポンド）	2018年12月31日現在（百万ポンド）
現金および中央銀行預け金		123,629	136,359
現金担保および決済残高		101,323	74,352
貸出金（償却原価ベース）		144,664	136,959
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付		7,865	1,613
トレーディング・ポートフォリオ資産		120,025	104,038
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産		156,243	145,250
デリバティブ		244,422	222,683
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		55,856	44,994
関連会社および合弁企業に対する投資		732	762
のれんおよび無形資産		1,282	1,327
有形固定資産[2]		1,628	947
未収還付税	4	2,041	1,713
繰延税金資産	4	2,677	2,970
退職給付資産	10	1,875	1,768
その他の資産		5,004	1,965
資産合計		**969,266**	**877,700**
負債			
預り金（償却原価ベース）		215,125	199,337
現金担保および決済残高		93,723	67,736
レポ取引およびその他類似の担保付借入		5,992	7,378
発行債券		42,251	39,063
劣後負債	8	36,368	35,327
トレーディング・ポートフォリオ負債		41,335	36,614
公正価値で測定すると指定された金融負債		229,875	217,741
デリバティブ		243,004	219,592
未払税金	4	613	621
繰延税金負債	4	332	-
退職給付債務	10	287	283
その他の負債[2]		6,897	5,170
引当金	9	854	1,127
負債合計		**916,656**	**829,989**
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	11	2,348	2,348
その他の剰余金	13	4,608	3,361
利益剰余金		36,252	34,405
親会社の普通株主に帰属する株主資本		**43,208**	**40,114**
その他の持分商品	12	9,402	7,595
非支配持分を除く株主資本合計		**52,610**	**47,709**
非支配持分	5	-	2
株主資本合計		**52,610**	**47,711**
負債および株主資本合計		**969,266**	**877,700**

1　*財務書類に対する注記は英語原文の19-44ページをご参照ください。*
2　*バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2019年1月1日からIFRS第16号を適用しております。当該会計基準適用に伴う影響は、有形固定資産の増加5億ポンドおよびその他の負債の増加5億ポンドであり、利益剰余金に重要な影響はありません。*

要約連結株主資本変動表(未監査)

2019 年 6 月 30 日に終了した半期	払込済株式資本および株式払込剰余金[1] (百万ポンド)	その他の持分商品[1] (百万ポンド)	その他の剰余金[1] (百万ポンド)	利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配持分[2] (百万ポンド)	株主資本合計 (百万ポンド)
2019 年 1 月 1 日現在残高	**2,348**	**7,595**	**3,361**	**34,405**	**47,709**	**2**	**47,711**
税引後利益[3]	-	294	-	1,171	1,465	-	1,465
為替換算の変動	-	-	232	-	232	-	232
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	-	-	359	-	359	-	359
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	612	-	612	-	612
退職給付の再測定	-	-	-	(140)	(140)	-	(140)
当グループ自身の信用度に関連する損益	-	-	44	-	44	-	44
当期包括利益合計	**-**	**294**	**1,247**	**1,031**	**2,572**	**-**	**2,572**
その他の持分商品の発行および交換	-	1,807	-	(11)	1,796	-	1,796
その他の持分商品に係るクーポン支払額[3]	-	(294)	-	-	(294)	-	(294)
持分決済型株式制度	-	-	-	198	198	-	198
持分決済型株式制度に基づくバークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	-	-	-	(340)	(340)	-	(340)
配当金支払額	-	-	-	(27)	(27)	-	(27)
バークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出	-	-	-	995	995	-	995
その他の変動	-	-	-	1	1	(2)	(1)
2019 年 6 月 30 日現在残高	**2,348**	**9,402**	**4,608**	**36,252**	**52,610**	**-**	**52,610**

2018 年 12 月 31 日に終了した半期	払込済株式資本および株式払込剰余金[1] (百万ポンド)	その他の持分商品[1] (百万ポンド)	その他の剰余金[1] (百万ポンド)	利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配持分[2] (百万ポンド)	株主資本合計 (百万ポンド)
2018 年 7 月 1 日現在残高	**14,453**	**6,912**	**3,071**	**23,754**	**48,190**	**2**	**48,192**
税引後利益[3]	-	337	-	288	625	1	626
為替換算の変動	-	-	494	-	494	-	494
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	-	-	143	-	143	-	143
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	96	-	96	-	96
退職給付の再測定	-	-	-	367	367	-	367
当グループ自身の信用度に関連する損益	-	-	131	-	131	-	131
その他	-	-	-	17	17	-	17
当期包括利益合計	**-**	**337**	**864**	**672**	**1,873**	**1**	**1,874**
その他の持分商品の発行および交換	-	683	-	(312)	371	-	371
資本再構築	(12,092)	-	-	12,092	-	-	-
その他の持分商品に係るクーポン支払額[3]	-	(337)	-	-	(337)	-	(337)
優先株式の償還	(13)	-	21	(2,048)	(2,040)	-	(2,040)
持分から債務への分類変更	-	-	(272)	-	(272)	-	(272)
持分決済型株式制度	-	-	-	165	165	-	165
持分決済型株式制度に基づくバークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	-	-	-	3	3	-	3
配当金支払額	-	-	-	(515)	(515)	-	(515)
バークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出	-	-	-	1,000	1,000	-	1,000
グループ内移管による株主資本への影響純額	-	-	(323)	(402)	(725)	-	(725)
その他の変動	-	-	-	(4)	(4)	(1)	(5)
2018 年 12 月 31 日現在残高	**2,348**	**7,595**	**3,361**	**34,405**	**47,709**	**2**	**47,711**

1 *株式資本、その他の持分商品およびその他の剰余金の詳細は英語原文の33 -34ページに記載されています。*

2 *非支配持分の詳細は英語原文の23ページに記載されています。*

3 *2019年度より、IAS第12号の改訂に伴い、AT1資本性商品に関連する支払いに対する税控除は損益計算書の税金として計上されています。これは過年度においては利益剰余金に計上されていました。比較数値が修正再表示されており、2018年度下半期の税引後利益は9,100万ポンド増加しました。詳細は、英語原文の19-20ページの注記1「作成の基礎」に記載されています。*

要約連結株主資本変動表(未監査)

2018年6月30日に終了した半期	払込済株式資本および株式払込剰余金[1] (百万ポンド)	その他の持分商品[1] (百万ポンド)	その他の剰余金[1] (百万ポンド)	利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配持分[2] (百万ポンド)	株主資本合計 (百万ポンド)
2017年12月31日現在残高	**14,453**	**8,982**	**3,808**	**38,490**	**65,733**	**1**	**65,734**
会計方針の変更による影響	-	-	(136)	(2,014)	(2,150)	-	(2,150)
2018年1月1日現在残高	**14,453**	**8,982**	**3,672**	**36,476**	**63,583**	**1**	**63,584**
継続事業							
税引後利益[3]	-	310	-	122	432	(1)	431
為替換算の変動	-	-	350	-	350	-	350
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	-	-	(488)	-	(488)	-	(488)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(403)	-	(403)	-	(403)
退職給付の再測定	-	-	-	(54)	(54)	-	(54)
当グループ自身の信用度に関連する損益	-	-	(73)	-	(73)	-	(73)
その他	-	-	-	10	10	-	10
継続事業からの税引後包括利益合計	**-**	**310**	**(614)**	**78**	**(226)**	**(1)**	**(227)**
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	(3)	(47)	(50)	-	(50)
当期包括利益合計	**-**	**310**	**(617)**	**31**	**(276)**	**(1)**	**(277)**
その他の持分商品に係るクーポン支払額[3]	-	(310)	-	-	(310)	-	(310)
持分決済型株式制度	-	-	-	208	208	-	208
持分決済型株式制度に基づくバークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	-	-	-	(421)	(421)	-	(421)
配当金支払額	-	-	-	(14,274)	(14,274)	-	(14,274)
バークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出	-	-	-	2,000	2,000	-	2,000
グループ内移管による株主資本への影響純額	-	(2,070)	16	(236)	(2,290)	-	(2,290)
その他の変動	-	-	-	(30)	(30)	2	(28)
2018年6月30日現在残高	**14,453**	**6,912**	**3,071**	**23,754**	**48,190**	**2**	**48,192**

1 *株式資本、その他の持分商品およびその他の剰余金の詳細は英語原文の33-34ページに記載されています。*
2 *非支配持分の詳細は英語原文の23ページに記載されています。*
3 *2019年度より、IAS第12号の改訂に伴い、AT1資本性商品に関連する支払いに対する税控除は損益計算書の税金として計上されています。これは過年度においては利益剰余金に計上されていました。比較数値が修正再表示されており、2018年度上半期の税引後利益は8,400万ポンド増加しました。詳細は、英語原文の19-20ページの注記1「作成の基礎」に記載されています。*

要約連結キャッシュフロー計算書（未監査）

継続事業	2019年6月30日に終了した半期（百万ポンド）	2018年6月30日に終了した半期（百万ポンド）
税引前利益	1,725	725
非現金項目の調整[1]	314	2,360
営業資産および負債の変動[2]	(4,354)	(6,553)
法人税等支払額	(260)	(166)
営業活動からのキャッシュ純額	**(2,575)**	**(3,634)**
英国バンキング事業の処分の一環として移管されたキャッシュ純額[2]	-	(39,703)
その他の投資活動	(9,094)	(6,030)
投資活動からのキャッシュ純額	**(9,094)**	**(45,733)**
財務活動からのキャッシュ純額[1]	2,552	(2,057)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	652	404
継続事業からの現金および現金同等物の純減少	**(8,465)**	**(51,020)**
非継続事業からのキャッシュ純額	-	(468)
現金および現金同等物の純減少	**(8,465)**	**(51,488)**
現金および現金同等物 期首残高	167,357	204,452
現金および現金同等物 期末残高	**158,892**	**152,964**

1　2018年6月30日現在、1億2,000万ポンドが財務活動からのキャッシュ純額から非現金項目の調整に分類変更されています。
2　2018年6月30日現在、24億ポンドの現金同等物が、営業資産および負債の変動から英国バンキング事業の処分の一環として移管されたキャッシュ純額に分類変更されています。

1. 作成の基礎

2019年6月30日に終了した6ヶ月間のこれらの要約連結中間財務書類は、英国の金融行為監督機構（UK FCA）の「開示および透明性規則」（DTR）および国際会計基準審議会（IASB）が公表し欧州連合（EU）が採用したIAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されています。要約連結中間財務書類は、IASBが公表しEUが採用したIFRSに準拠して作成された2018年12月31日終了事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきです。

2018年4月、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、英国バンキング事業をバークレイズ・バンクUKピーエルシーに移管しました。当期において関連する活動はないため、これらの中間財務書類に対する注記には当該事業処分に関する記載は含まれていません。関連する前期の比較情報は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの2018年度年次報告書の英語原文の161-163ページに記載の注記2「事業の処分および子会社の所有権の移管」に記載されています。

これらの要約連結中間財務書類で使用した会計方針および計算方法は、以下に開示したものを除き、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの2018年度年次報告書で使用したものと同じです。

1. IFRS第16号「リース」
IAS第17号「リース」に代わるIFRS第16号「リース」が2019年1月1日付けで適用されました。IFRS第16号は、知的財産のライセンス、IAS第38号「無形資産」の範囲に含まれるライセンス契約に基づいて保有している権利、サービス委譲契約、IAS第41号「農業」の範囲に含まれる生物資産のリース、および鉱物、石油、天然ガスおよび類似の非再生資源のリースを除き、すべてのリースに適用されます。IFRS第16号では、借手がIAS第38号「無形資産」の範囲に含まれる残りの資産に対してIFRS第16号を適用しないことを選択する会計方針の選択を認めており、バークレイズ・バンク・グループは、これを適用することを決定しました。

IFRS第16号では、貸手の会計処理に重要な変更はありませんが、借手の会計処理については、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの区別がなくなります。借手は、以下の両方を認識することが要求されます。

- リース負債、リースの残存キャッシュフローの現在価値で測定
- 使用権（ROU）資産、リース負債の当初測定の金額にリース開始日前に支払われたリース料、当初直接コスト、およびリースの契約条件で要求される状態に原資産を原状回復するための見積費用を加算した金額から受け取ったリース・インセンティブを控除

その後、リース負債は利息の発生に対して増加し、その結果、リース期間を通じて一定のリターン率が得られ、支払いが行われると減少します。使用権資産は、リース期間にわたって損益計算書で償却されます。

IFRS第16号では、認識の例外事項として、借手が、リース期間が12ヵ月を超えないものについてIAS第17号に基づくオペレーティング・リースと同様の会計処理を行うことを認めています。

バークレイズ・バンク・グループは、IFRS第16号を修正された遡及的アプローチにより適用しており、比較期間を修正再表示しないという選択肢を採用しました。バークレイズ・バンク・グループは、修正された遡及的アプローチの下で利用可能な以下の移行オプションを利用しました。

- リース債務に相当する使用権資産を、前払金または未払金を調整した上で計算
- 減損レビューを実施することの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第37号を適用して不利であるかどうかの評価に依拠。バークレイズ・バンク・グループは、当初適用日の使用権資産の帳簿価額を以前の不利なリースに係る引当金の帳簿価額まで調整
- 期間が12ヵ月を超えないリースについては、認識の例外事項を適用
- 契約にリースを延長または解約するオプションが含まれている場合にリース期間を算定する際、事後的判断を使用

適用に伴う影響は、有形固定資産の増加5億ポンドおよびその他の負債の増加5億ポンドであり、利益剰余金に重要な影響はありません。

2. IFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」
IFRIC第23号は、税務当局がまだ受け入れていない法人所得税の取扱いについて、税法が特定の取引や状況にどのように適用されるか、税務当局が税金の取扱いを受け入れるかどうか不明な場合には、IAS第12号を適用することを明確化しています。IFRIC第23号は2019年1月1日付けで適用されています。不確実な税務ポジションの会計処理に関するIFRIC第23号の適用による重要な影響はありません。

3. IAS 第 12 号「法人所得税」－IAS 第 12 号の修正

IASB は、配当に伴う法人所得税の帰結に関する会計処理を明確化するため、IAS 第 12 号を修正しました。この修正により、会計上資本に分類される金融商品に係るすべての配当支払の税額控除は、それらの支払が利益の分配と見なされる場合には、損益計算書の税金に計上され、また税金を減少させます。IAS 第 12 号の修正は、直近比較期間の期首以後に認識された配当に伴う法人所得税の税額控除に適用されました。これにより税金が 2019 年度上半期において 7,700 万ポンド、2018 年度上半期において 8,400 万ポンド減少し、税引後利益が増加しました。この変更による利益剰余金への影響はありません。

4. IAS 第 19 号「従業員給付」－IAS 第 19 号の修正

IASB は、制度改定、縮小および清算に関する会計処理に関連して、IAS 第 19 号「従業員給付」に関する指針の修正を公表しました。本修正は、2019 年 1 月 1 日以後に発生した制度改定、縮小または清算に適用されています。IAS 第 19 号の修正の適用による重要な影響はありません。

5. 継続事業の前提

取締役は、主要なリスクの再評価を実施した上で、継続事業の前提に基づき中間財務情報を作成することは適切であると考えています。

6. その他の開示

英語原文 5-7 ページの「信用リスクの開示」は、中間財務書類の一部を構成しています。

2.　セグメント別報告

事業部門別業績の内訳

2019年6月30日に終了した半期	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（百万ポンド）	コンシューマー、カードおよび決済事業（百万ポンド）	本社（百万ポンド）	バークレイズ・バンク・グループ（百万ポンド）
収益合計	5,149	2,193	(220)	7,122
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(96)	(396)	(18)	(510)
営業収益／(費用)純額	**5,053**	**1,797**	**(238)**	**6,612**
営業費用合計	(3,615)	(1,211)	(84)	(4,910)
その他の収益／(費用)純額 [1]	15	16	(8)	23
継続事業からの税引前利益／(損失)	**1,453**	**602**	**(330)**	**1,725**
2019年6月30日現在	**(億ポンド)**	**(億ポンド)**	**(億ポンド)**	**(億ポンド)**
資産合計	**8,821**	**731**	**141**	**9,693**

2018年6月30日に終了した半期	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（百万ポンド）	コンシューマー、カードおよび決済事業（百万ポンド）	本社（百万ポンド）	バークレイズ・バンク・グループ（百万ポンド）
収益合計	5,373	2,137	(257)	7,253
信用に関する減損戻入／(費用)およびその他の引当金繰入額	182	(343)	5	(156)
営業収益／(費用)純額	**5,555**	**1,794**	**(252)**	**7,097**
営業費用合計	(3,628)	(1,134)	(1,622)	(6,384)
その他の収益／(費用)純額 [1]	8	17	(13)	12
継続事業からの税引前利益／(損失)	**1,935**	**677**	**(1,887)**	**725**
2018年12月31日現在	**(億ポンド)**	**(億ポンド)**	**(億ポンド)**	**(億ポンド)**
資産合計	**7,925**	**716**	**136**	**8,777**

1　その他の収益／(費用)純額は、関連会社および合弁企業の税引後損益に対する持分、子会社、関連会社および合弁企業の売却益(損)、ならびに買収による利益を表します。

収益の地域別内訳 [1]

	2019年6月30日に終了した半期（百万ポンド）	2018年6月30日に終了した半期（百万ポンド）
英国	2,000	2,118
欧州	863	1,026
米州	3,825	3,735
アフリカおよび中東	75	62
アジア	359	312
合計	**7,122**	**7,253**

1　地域は取引相手の拠点に基づいています。

3. 手数料収入純額

手数料収入の内訳は以下のとおりであり、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用範囲に含まれる手数料の合計を含んでいます。

2019 年 6 月 30 日に終了した半期	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（百万ポンド）	コンシューマー、カードおよび決済事業（百万ポンド）	本社（百万ポンド）	合計（百万ポンド）
手数料の種類				
トランザクション	185	1,168	-	1,353
アドバイザリー	364	41	-	405
仲介および実行	512	24	-	536
株式引受および組成	1,240	-	-	1,240
その他	62	124	16	202
顧客との契約から生じる収益合計	**2,363**	**1,357**	**16**	**3,736**
契約以外の手数料から生じるその他の収益	54	-	-	54
受取手数料	2,417	1,357	16	3,790
支払手数料	(350)	(611)	-	(961)
手数料収入純額	**2,067**	**746**	**16**	**2,829**

2018 年 6 月 30 日に終了した半期	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（百万ポンド）	コンシューマー、カードおよび決済事業（百万ポンド）	本社（百万ポンド）	合計（百万ポンド）
手数料の種類				
トランザクション	185	1,072	-	1,257
アドバイザリー	340	37	-	377
仲介および実行	553	30	-	583
株式引受および組成	1,368	-	-	1,368
その他	3	78	16	97
顧客との契約から生じる収益合計	**2,449**	**1,217**	**16**	**3,682**
契約以外の手数料から生じるその他の収益	55	-	-	55
受取手数料	2,504	1,217	16	3,737
支払手数料	(337)	(538)	-	(875)
手数料収入純額	**2,167**	**679**	**16**	**2,862**

トランザクションに係る手数料は、預金口座のサービス料、現金管理サービスおよびトランザクション処理にかかる手数料です。これには、クレジットカードおよび銀行カードの使用により発生するインターチェンジ・フィーおよび加盟店手数料の受取が含まれます。

アドバイザリーに係る手数料は、アセット・マネジメント・サービスおよび合併、買収および財務再編に関連するアドバイザリー・サービスにより発生します。

仲介および実行に係る手数料は、取引所や店頭市場における顧客取引の実行、ならびに取引決済時における顧客支援により稼得されます。

株式引受および組成に係る手数料は、顧客の持分証券や債券の販売、ならびにローン・シンジケーションのアレンジメントおよび管理により稼得されます。この手数料には、ローンによる資金調達の提供に係るコミットメント・フィーが含まれます。

.

4. 税金

2019年度上半期の税金は2億6,000万ポンド(2018年度上半期:2億9,400万ポンド)であり、実効税率は15.1%(2018年度上半期:40.6%)でした。2019年度上半期の実効税率は2018年度上半期と比べて大幅に低くなっていますが、これは2018年度上半期における税務上控除不能な訴訟および特定行為に係る費用に主に起因しています。また、2019年度より、会計基準の変更に伴い、AT1資本性商品に関連する支払いに対する税控除は損益計算書に認識されることになりました。これは過年度においては利益剰余金に計上されていました。この会計処理の変更がなければ、バークレイズ・バンク・グループの実効税率は19.5%でした。

	資産		負債	
当期および繰延税金資産および負債	2019年6月30日現在（百万ポンド）	2018年12月31日現在（百万ポンド）	2019年6月30日現在（百万ポンド）	2018年12月31日現在（百万ポンド）
当期税金	2,041	1,713	(613)	(621)
繰延税金	2,677	2,970	(332)	-
合計	**4,718**	**4,683**	**(945)**	**(621)**

繰延税金資産および負債	2019年6月30日現在（百万ポンド）	2018年12月31日現在（百万ポンド）
米国	2,293	2,541
英国	-	3
その他	384	426
繰延税金資産	**2,677**	**2,970**
繰延税金負債 – 英国	(332)	-
繰延税金資産の内訳		
一時差異	2,289	2,441
税務上の欠損金	388	529
繰延税金資産	**2,677**	**2,970**

5. 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益		非支配持分に帰属する株主資本	
	2019年6月30日に終了した半期（百万ポンド）	2018年6月30日に終了した半期（百万ポンド）	2019年6月30日現在（百万ポンド）	2018年12月31日現在（百万ポンド）
その他の非支配持分	-	(1)	-	2

6. 普通株式配当金

当期の配当金支払額	2019年6月30日に終了した半期（百万ポンド）	2018年6月30日に終了した半期（百万ポンド）
普通株式[1]	-	14,168
優先株式	27	106
合計	**27**	**14,274**

1 *2018年度上半期はバークレイズ・バンクUKピーエルシーに対する所有持分の移管に関してバークレイズ・ピーエルシーに支払った140億ポンドの現物配当を含んでいます。*

2019年度の中間期の配当金2億3,300万ポンドは2019年9月16日に支払われる予定です。

7. 金融商品の公正価値

このセクションは、適用された会計方針、公正価値の算定に用いられた評価方法、評価の監視を管理する評価統制の枠組みに関する詳細が記載されている、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの2018年度年次報告書の注記18「金融商品の公正価値」および本書英語原文19-20ページの注記1「作成の基礎」とあわせて読むべきです。適用された会計方針または用いられた評価方法に変更はありませんでした。

評価

以下の表は、バークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法(公正価値ヒエラルキー)および貸借対照表上の分類別に表示したものです。

	評価技法に使用			
2019年6月30日現在	取引相場価格(レベル1)(百万ポンド)	観察可能インプット(レベル2)(百万ポンド)	重要な観察不能インプット(レベル3)(百万ポンド)	合計(百万ポンド)
トレーディング・ポートフォリオ資産	58,369	58,108	3,548	120,025
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	10,586	141,970	3,687	156,243
デリバティブ	6,004	232,717	5,701	244,422
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	19,113	36,573	170	55,856
投資不動産	-	-	8	8
資産合計	**94,072**	**469,368**	**13,114**	**576,554**
トレーディング・ポートフォリオ負債	(24,439)	(16,890)	(6)	(41,335)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(98)	(229,493)	(284)	(229,875)
デリバティブ	(5,728)	(232,477)	(4,799)	(243,004)
負債合計	**(30,265)**	**(478,860)**	**(5,089)**	**(514,214)**
2018年12月31日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	51,029	49,396	3,613	104,038
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	8,918	131,682	4,650	145,250
デリバティブ	6,813	210,655	5,215	222,683
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	15,751	28,888	355	44,994
投資不動産	-	-	9	9
資産合計	**82,511**	**420,621**	**13,842**	**516,974**
トレーディング・ポートフォリオ負債	(19,401)	(17,210)	(3)	(36,614)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(76)	(217,404)	(261)	(217,741)
デリバティブ	(6,152)	(208,697)	(4,743)	(219,592)
負債合計	**(25,629)**	**(443,311)**	**(5,007)**	**(473,947)**

以下の表は、バークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法(公正価値ヒエラルキー)および商品タイプ別に表示したものです。

	資産 評価技法に使用			負債 評価技法に使用		
2019年6月30日現在	取引相場価格 (レベル1) (百万ポンド)	観察可能インプット (レベル2) (百万ポンド)	重要な観察不能インプット (レベル3) (百万ポンド)	取引相場価格 (レベル1) (百万ポンド)	観察可能インプット (レベル2) (百万ポンド)	重要な観察不能インプット (レベル3) (百万ポンド)
金利デリバティブ	-	152,892	2,320	-	(145,912)	(2,071)
為替デリバティブ	-	56,187	209	-	(57,976)	(289)
クレジット・デリバティブ	-	11,565	1,448	-	(11,626)	(369)
エクイティ・デリバティブ	6,004	10,871	1,711	(5,728)	(15,801)	(2,057)
コモディティ・デリバティブ	-	1,202	13	-	(1,162)	(13)
政府および政府保証債	46,619	56,909	2	(11,321)	(11,755)	-
社債	-	18,827	616	-	(5,671)	(6)
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期金融商品	-	554	-	-	(7,939)	(21)
マージン・レンディング	-	15,306	-	-	(23,860)	-
リバース・レポ取引およびレポ取引	-	123,464	13	-	(148,870)	-
非アセット・バック・ローン	-	7,349	4,071	-	-	-
資産担保証券	-	3,157	669	-	(28)	-
発行債券	-	-	-	-	(47,402)	(263)
エクイティ現物商品	41,347	10,190	357	(13,118)	(804)	-
プライベート・エクイティ投資	4	-	185	-	-	-
その他[1]	98	895	1,500	(98)	(54)	-
合計	**94,072**	**469,368**	**13,114**	**(30,265)**	**(478,860)**	**(5,089)**
2018年12月31日現在						
金利デリバティブ	-	122,975	2,478	-	(118,231)	(2,456)
為替デリバティブ	-	63,960	192	-	(63,897)	(185)
クレジット・デリバティブ	-	9,374	1,381	-	(9,188)	(331)
エクイティ・デリバティブ	6,813	12,933	1,136	(6,152)	(16,001)	(1,743)
コモディティ・デリバティブ	-	1,413	28	-	(1,380)	(28)
政府および政府保証債	38,910	47,882	14	(8,143)	(11,154)	-
社債	-	14,529	456	-	(5,085)	-
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期金融商品	-	1,135	-	-	(8,556)	(10)
マージン・レンディング	-	10,388	-	-	(26,875)	-
リバース・レポ取引およびレポ取引	-	118,623	768	-	(139,361)	-
非アセット・バック・ローン	-	7,378	4,452	-	-	-
資産担保証券	-	2,265	688	-	(245)	-
発行債券	-	-	-	-	(42,104)	(251)
エクイティ現物商品	36,705	7,195	698	(11,258)	(1,181)	(3)
プライベート・エクイティ投資	7	-	190	-	-	-
その他[1]	76	571	1,361	(76)	(53)	-
合計	**82,511**	**420,621**	**13,842**	**(25,629)**	**(443,311)**	**(5,007)**

1 *その他には、商業不動産ローン、ファンドおよびファンドリンク型商品、アセット・バック・ローン、コモディティ現物ならびに投資不動産が含まれています。*

レベル 1 とレベル 2 の間での資産および負債の組替

当期において、レベル 1 とレベル 2 の間での重要な振替はありません(2018 年 12 月に終了した期間:レベル 1 とレベル 2 の間での重要な振替はありません)。

レベル 3 の変動分析

以下の表は、当期におけるレベル 3 の資産および負債の残高の変動を要約したものです。この表は利益および損失を示しており、当期においてレベル 3 へ、またレベル 3 から振替られた、すべての公正価値で保有する資産および負債の金額を含んでいます。振替は当年度期首に実施したものとして反映しています。

レベル 2 とレベル 3 の間の資産および負債の移動は、主にⅰ)インプットに関連する観察可能な市場取引の増加もしくは減少、またはⅱ)観察不能なインプットの重要性の変化に起因しており、観察不能なインプットが重要とみなされる場合、当該資産および負債はレベル 3 に分類されます。

レベル3の変動分析

						損益計算書に認識された当期利益および損失合計		振替		
	2019年1月1日現在（百万ポンド）	購入（百万ポンド）	売却（百万ポンド）	発行（百万ポンド）	決済（百万ポンド）	トレーディング収益（百万ポンド）	その他の収益（百万ポンド）	レベル3へ（百万ポンド）	レベル3から（百万ポンド）	2019年6月30日現在（百万ポンド）
政府および政府保証債	14	2	-	-	-	-	-	-	(14)	2
社債	388	70	(24)	-	(31)	14	-	32	(74)	375
非アセット・バック・ローン	2,263	1,235	(1,260)	-	(19)	12	-	19	(90)	2,160
資産担保証券	664	81	(127)	-	-	5	-	16	(29)	610
エクイティ現物商品	136	48	(13)	-	-	(2)	-	116	(20)	265
その他	148	-	-	-	(1)	(10)	-	-	(1)	136
トレーディング・ポートフォリオ資産	**3,613**	**1,436**	**(1,424)**	**-**	**(51)**	**19**	**-**	**183**	**(228)**	**3,548**
非アセット・バック・ローン	1,836	2	-	-	(132)	70	-	-	(1)	1,775
エクイティ現物商品	559	9	-	-	(10)	4	178	-	-	740
プライベート・エクイティ投資	191	4	(3)	-	(1)	-	(6)	-	-	185
その他	2,064	2,334	(2,619)	-	(2)	17	9	24	(840)	987
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	**4,650**	**2,349**	**(2,622)**	**-**	**(145)**	**91**	**181**	**24**	**(841)**	**3,687**
非アセット・バック・ローン	353	48	-	-	(55)	-	-	-	(218)	128
資産担保証券	-	40	-	-	-	-	-	-	-	40
エクイティ現物商品	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	**355**	**88**	**-**	**-**	**(55)**	**-**	**-**	**-**	**(218)**	**170**
投資不動産	**9**	**-**	**-**	**-**	**-**	**-**	**(1)**	**-**	**-**	**8**
トレーディング・ポートフォリオ負債	**(3)**	**-**	**-**	**-**	**-**	**2**	**-**	**(5)**	**-**	**(6)**
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期金融商品	(10)	-	-	-	1	-	(1)	(11)	-	(21)
発行債券	(251)	-	-	(16)	1	5	-	(3)	1	(263)
公正価値で測定すると指定された金融負債	**(261)**	**-**	**-**	**(16)**	**2**	**5**	**(1)**	**(14)**	**1**	**(284)**
金利デリバティブ	22	(3)	-	-	76	116	-	(107)	145	249
為替デリバティブ	7	-	-	-	(12)	(41)	-	(51)	17	(80)
クレジット・デリバティブ	1,050	(63)	4	-	(3)	86	-	2	3	1,079
エクイティ・デリバティブ	(607)	(122)	(5)	-	23	89	-	(16)	292	(346)
コモディティ・デリバティブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ純額[1]	**472**	**(188)**	**(1)**	**-**	**84**	**250**	**-**	**(172)**	**457**	**902**
合計	**8,835**	**3,685**	**(4,047)**	**(16)**	**(165)**	**367**	**179**	**16**	**(829)**	**8,025**

1 *デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は57億100万ポンドであり、同デリバティブ金融負債は47億9,900万ポンドでした。*

レベル3の変動分析

	2018年1月1日現在	購入	売却	発行	決済	損益計算書に認識された当期利益および損失合計		振替		2018年6月30日現在
						トレーディング収益	その他の収益	レベル3へ	レベル3から	
	（百万ポンド）	（百万ポンド）	（百万ポンド）	（百万ポンド）	（百万ポンド）	（百万ポンド）	（百万ポンド）	（百万ポンド）	（百万ポンド）	（百万ポンド）
政府および政府保証債	49	11	-	-	-	-	-	-	(35)	25
社債	871	35	(17)	-	(23)	6	-	15	(6)	881
非アセット・バック・ローン	166	2,239	(239)	-	-	2	-	11	(6)	2,173
資産担保証券	627	100	(99)	-	-	(11)	-	5	(30)	592
エクイティ現物商品	68	-	(7)	-	-	35	-	75	(52)	119
その他	196	4	(4)	-	(10)	(21)	-	24	(138)	51
トレーディング・ポートフォリオ資産	**1,977**	**2,389**	**(366)**	**-**	**(33)**	**11**	**-**	**130**	**(267)**	**3,841**
非アセット・バック・ローン	6,073	16	(4,432)	-	(238)	4	-	-	(4)	1,419
エクイティ現物商品	8	11	-	-	-	-	-	-	-	19
プライベート・エクイティ投資	688	295	(37)	-	-	-	53	-	(14)	985
その他	750	2,359	(1,967)	-	-	4	110	-	-	1,256
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	**7,519**	**2,681**	**(6,436)**	**-**	**(238)**	**8**	**163**	**-**	**(18)**	**3,679**
エクイティ現物商品	36	-	(17)	-	-	-	-	-	(18)	1
プライベート・エクイティ投資	129	-	(12)	-	-	-	-	-	(14)	103
その他	40	-	(39)	-	-	-	-	-	-	1
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	**205**	**-**	**(68)**	**-**	**-**	**-**	**-**	**-**	**(32)**	**105**
投資不動産	**116**	**-**	**(104)**	**-**	**(5)**	**-**	**4**	**-**	**-**	**11**
トレーディング・ポートフォリオ負債	**(4)**	**-**	**2**	**-**	**-**	**-**	**-**	**2**	**-**	**-**
							-			
譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期金融商品	(250)	-	202	-	-	-	-	-	-	(48)
発行債券	(214)	-	-	(4)	4	19	-	(219)	125	(289)
その他	(16)	-	16	-	2	-	(2)	-	-	-
公正価値で測定すると指定された金融負債	**(480)**	**-**	**218**	**(4)**	**6**	**19**	**(2)**	**(219)**	**125**	**(337)**
金利デリバティブ	(150)	-	-	-	96	(46)	-	(343)	58	(385)
為替デリバティブ	37	-	-	-	(17)	(30)	-	8	(18)	(20)
クレジット・デリバティブ	1,146	2	3	-	(15)	(210)	-	1	(2)	925
エクイティ・デリバティブ	(896)	22	(431)	-	221	129	-	33	175	(747)
デリバティブ純額[1]	**137**	**24**	**(428)**	**-**	**285**	**(157)**	**-**	**(301)**	**213**	**(227)**
合計	**9,470**	**5,094**	**(7,182)**	**(4)**	**15**	**(119)**	**165**	**(388)**	**21**	**7,072**

1　*デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は50億6,600万ポンドであり、同デリバティブ金融負債は52億9,300万ポンドでした。*

レベル 3 の金融資産および金融負債に係る未実現利益および損失

以下の表は、期末現在で保有されるレベル 3 の金融資産および負債から生じ、当期において認識された未実現利益および損失を開示しています。

	2019 年 6 月 30 日に終了した半期			2018 年 6 月 30 日に終了した半期		
	損益計算書			損益計算書		
	トレーディング収益（百万ポンド）	その他の収益（百万ポンド）	合計（百万ポンド）	トレーディング収益（百万ポンド）	その他の収益（百万ポンド）	合計（百万ポンド）
トレーディング・ポートフォリオ資産	21	-	21	(3)	-	(3)
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	75	178	253	7	116	123
投資不動産	-	(1)	(1)	-	-	-
トレーディング・ポートフォリオ負債	2	-	2	-	-	-
公正価値で測定すると指定された金融負債	6	-	6	18	-	18
デリバティブ純額	212	-	212	(155)	-	(155)
合計	**316**	**177**	**493**	**(133)**	**116**	**(17)**

評価技法および感応度分析

感応度分析は、合理的に可能な様々な代替評価を行うために、重要な観察不能インプットを有する（レベル 3）商品に対して実施されます。適用される感応度分析の手法では、使用した評価技法の性質、また、観察可能な比較対象および過去のデータの入手可能性および信頼性ならびに代替モデルの使用による影響を考慮しています。

観察不能インプットを用いた評価の感応度分析

	2019 年 6 月 30 日現在		2018 年 12 月 31 日現在	
	有利な変動（百万ポンド）	不利な変動（百万ポンド）	有利な変動（百万ポンド）	不利な変動（百万ポンド）
金利デリバティブ	52	(118)	80	(162)
為替デリバティブ	11	(14)	7	(10)
クレジット・デリバティブ	125	(79)	126	(73)
エクイティ・デリバティブ	107	(108)	110	(112)
コモディティ・デリバティブ	1	(1)	1	(1)
社債	12	(10)	10	(2)
非アセット・バック・ローン	138	(241)	141	(210)
エクイティ現物商品	130	(173)	121	(155)
プライベート・エクイティ投資	6	(7)	-	(10)
その他 [1]	2	(2)	2	(2)
合計	**584**	**(753)**	**598**	**(737)**

1 *その他には、商業不動産ローン、ファンドおよびファンドリンク型商品、アセット・バック・ローン、コモディティ現物ならびに投資不動産が含まれています。*

代替モデルを用いる影響を考慮して、合理的に可能な様々な代替方法について観察不能インプットにストレスを負荷した影響は、すべての潜在的な影響が損益に影響を及ぼすとした場合、最大 5 億 8,400 万ポンド（2018 年 12 月：5 億 9,800 万ポンド）の公正価値の増加または最大 7 億 5,300 万ポンド（2018 年 12 月：7 億 3,700 万ポンド）の公正価値の減少をもたらすことになります。

重要な観察不能インプット

公正価値で認識され、レベル 3 に分類される資産および負債についての評価技法および重要な観察不能インプットは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2018 年度年次報告書の注記 18「金融商品の公正価値」と一致しています。バークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2018 年度年次報告書の注記 18「金融商品の公正価値」には、重要な観察不能インプット、ならびに重要な観察不能インプットの増加に対する、レベル 3 の資産または負債に分類される金融商品の公正価値測定の感応度についても記載されています。

公正価値の調整

貸借対照表上の主要な評価調整は以下の通りです。

	2019 年 6 月 30 日現在（百万ポンド）	2018 年 12 月 31 日現在（百万ポンド）
市場のビッド・オファーのスプレッドによる出口価格調整	(448)	(451)
担保が付されていないデリバティブによる資金調達	(60)	(47)
デリバティブ信用評価調整	(149)	(125)
デリバティブ自己信用評価調整	192	237

- 担保が付されていないデリバティブによる資金調達は、対象となるデリバティブ・エクスポージャーが変動した結果、1,300 万ポンド増加して 6,000 万ポンドになりました
- デリバティブ信用評価調整は、対象となるデリバティブ・エクスポージャーが変動した結果、2,400 万ポンド増加して 1 億 4,900 万ポンドになりました
- デリバティブ自己信用評価調整は、バークレイズの信用スプレッドが縮小した結果、4,500 万ポンド減少して 1 億 9,200 万ポンドになりました

ポートフォリオの適用除外

バークレイズ・バンク・グループは、金融資産および金融負債グループの公正価値の測定に、IFRS 第 13 号「公正価値測定」のポートフォリオの適用除外を利用しています。金融商品は、現在の市況において、貸借対照表日現在の市場参加者間の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション（すなわち資産）の売却、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション（すなわち負債）の移転に対して受取ると考えられる価格を用いて測定されます。このためバークレイズ・バンク・グループは、市場参加者が測定日現在の正味リスク・エクスポージャーの価格を決定する方法と整合した方法で、金融資産および金融負債グループの公正価値を測定しています。

観察不能インプットを用いた評価モデルの使用の結果生じる未認識利益

取引価格（当初認識時の公正価値）と、当初認識時に観察不能なインプットを用いる評価モデルが使用された場合に発生していたと考えられる金額との差額に関して収益にまだ認識されていない金額から、その後認識された金額を控除した額は、公正価値で測定する金融商品について 1 億 600 万ポンド（2018 年 12 月：1 億 2,700 万ポンド）、償却原価で計上される金融商品については 3,200 万ポンド（2018 年 12 月：3,100 万ポンド）でした。公正価値で測定する金融商品の 2,100 万ポンド（2018 年 12 月：3,200 万ポンドの増加）の減少は、バークレイズ・バンク UK ピーエルシーへの振替ゼロポンド（2018 年 12 月：1,500 万ポンド）ならびに償却および戻入額 4,400 万ポンド（2018 年 12 月：1,800 万ポンド）によって相殺された、追加額 2,300 万ポンド（2018 年 12 月：6,500 万ポンド）によるものです。償却原価で計上する金融商品の 100 万ポンドの増加（2018 年 12 月：2 億 2,200 万ポンドの減少）は、バークレイズ・バンク UK ピーエルシーへの移管ゼロポンド（2018 年 12 月：2 億 2,200 万ポンド）ならびに償却および戻入ゼロポンド（2018 年 12 月：200 万ポンド）が追加取得 100 万ポンド（2018 年 12 月：200 万ポンド）と相殺されたことによるものです。

第三者による信用補完

バークレイズ・バンク・グループが発行したストラクチャードおよびブローカード譲渡性預金証書は、預金者1人当たり 250,000 米ドルを上限に、米国の連邦預金保険公社（FDIC）による保険が掛けられています。FDIC はバークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行が支払う預金保険の保険料から資金を得ています。IFRS 第 9 号の公正価値オプションに基づき公正価値で測定すると指定されたこれらの発行済譲渡性預金の帳簿価額には、この第三者による信用補完が含まれています。これらのブローカード譲渡性預金証書の貸借対照表上の価額は、44 億 5,200 万ポンド（2018 年 12 月：47 億 9,700 万ポンド）でした。

公正価値で保有されない資産および負債の帳簿価額と公正価値の比較

償却原価で測定される金融資産および負債の公正価値の計算に用いた評価技法は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの2018年度年次報告書の開示と一致しています。

以下の表は、バークレイズ・バンク・グループの貸借対照表において償却原価で測定される金融資産および金融負債の公正価値をまとめたものです。

	2019年6月30日現在		2018年12月31日現在	
	帳簿価額（百万ポンド）	公正価値（百万ポンド）	帳簿価額（百万ポンド）	公正価値（百万ポンド）
金融資産				
貸付金（償却原価ベース）				
－住宅ローン	12,818	12,242	13,160	12,592
－クレジットカード債権、無担保貸付およびその他のリテール貸付	34,035	34,951	31,921	33,115
－ファイナンス・リース債権	2,035	2,178	1,886	2,057
－コーポレート・ローン	95,776	95,053	89,992	89,671
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	7,865	7,865	1,613	1,613
金融負債				
預り金（償却原価ベース）				
－銀行	(19,579)	(19,579)	(15,569)	(15,569)
－当座預金および要求払預金	(78,961)	(78,961)	(77,264)	(77,264)
－貯蓄預金	(27,008)	(27,008)	(26,980)	(26,980)
－その他の定期預金	(89,577)	(89,569)	(79,524)	(79,524)
レポ取引およびその他類似の担保付借入	(5,992)	(5,992)	(7,378)	(7,378)
発行債券	(42,251)	(42,247)	(39,063)	(39,083)
劣後負債	(36,368)	(36,905)	(35,327)	(36,174)

8.　劣後負債

	2019年6月30日に終了した半期（百万ポンド）	2018年12月31日に終了した年度（百万ポンド）
1月1日現在残高	35,327	24,193
発行	4,508	221
償還	(4,321)	(3,246)
その他	854	14,159
期末残高	**36,368**	**35,327**

45億800万ポンドの発行には、バークレイズ・ピーエルシーからのグループ内借入金（33億9,600万ポンド）、バークレイズ・ピーエルシー向けにグループ内で発行した、固定金利から変動金利に移行する13億米ドルの5.088%劣後債（10億3,500万ポンド）、および対外的に発行した米ドル建変動利付債（7,700万ポンド）が含まれます。

合計43億2,100万ポンドの償還には、対外的に発行した利率14%ステップアップ・コーラブル永久資本準備商品（30億ポンド）、4.375%の固定利付のバークレイズ・ピーエルシーからのグループ内借入金（12億3,000万ポンド）、および対外的に発行した米ドル建変動利付債（7,700万ポンド）が含まれます。また、バークレイズ証券株式会社は、当期中に対外的に発行された各10億円の期限付借入金を2件（合計1,400万ポンド）返済しました。

2019年6月30日に終了した6ヵ月間におけるその他の変動には主に、公正価値ヘッジ調整額、未払利息および外国為替レートの変動が含まれます。

9.　引当金

	2019年6月30日現在（百万ポンド）	2018年12月31日現在（百万ポンド）
顧客に対する補償	104	127
法律、競争および当局関連	224	411
人員削減および事業再編	71	68
未実行のコミッテッド・ファシリティおよび提供された保証	236	217
有償契約	18	90
その他引当金	201	214
合計	**854**	**1,127**

10.　退職給付

2019 年 6 月 30 日現在、バークレイズ・バンク・グループの IAS 第 19 号に基づく全制度にわたる年金積立超過額は 16 億ポンド（2018 年 12 月：15 億ポンド）となりました。バークレイズ・バンク・グループの主要な制度である英国退職基金（UKRF）の IAS 第 19 号に基づく年金積立超過額は、18 億ポンド（2018 年 12 月：17 億ポンド）となりました。UKRF の変動は、割引率の低下によって相殺されたものの、期待収益率が仮定を上回ったことおよび積立不足を減らすための拠出金の支払いによるものです。

UKRF の積立評価
3 年毎の数理評価に加え、制度の保険数理人は UKRF の積立状況に関する年次報告を作成しています。直近の年次報告は 2018 年 9 月 30 日現在で実施され、積立不足は 40 億ポンド、積立水準は 88.4％でした。

UKRF の直近の 3 年毎の数理評価は 2016 年 9 月 30 日付で実施され、2017 年 7 月に完了しました。この評価の結果、積立不足は 79 億ポンド、積立水準は 81.5％でした。

2018 年 9 月 30 日の積立状況が 2016 年 9 月 30 日と比べて改善したのは、積立不足を減らすための拠出金の支払い、期待収益率が仮定を上回ったこと、国債利回りの上昇および制度からの退出が主因です。

2016 年の 3 年毎の数理評価の一環として合意された回収計画では、バークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し、拠出金の積立不足を減らすために、2018 年から 2020 年に年間 5 億ポンド、その後 2021 年から 2026 年には年間 10 億ポンドの拠出金を支払うよう求めています。これらの積立不足を減らすための拠出金は、毎年発生する給付費用のバークレイズ・グループ負担分に対応するための通常の拠出金の他に支払われるものです。UKRF の受託会社との合意では、リングフェンス化の結果として実施されたバークレイズ・グループ構造の変更についても考慮に入れています。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは引き続き、UKRF の主たる雇用主となります。合意された追加的支援の施策には、担保の取り決め、2025 年までのバークレイズ・バンク UK ピーエルシーの共同参加、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが UKRF に積立不足を減らすための拠出金を支払わなかった場合のバークレイズ・ピーエルシーによる支援が含まれます。

次回の UKRF の 3 年毎の数理評価は 2019 年 9 月 30 日付で、2020 年に完了予定です。

11.　払込済株主資本

普通株式
2019 年 6 月 30 日現在、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1 株 1 ポンドの普通株式 23 億 4,200 万株（2018 年 12 月：23 億 4,200 万株）で構成されていました。

優先株式
2019 年 6 月 30 日現在、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本 600 万ポンド（2018 年 12 月：600 万ポンド）は、1 株 1 ポンドのポンド建優先株式 1,000 株（2018 年 12 月：1,000 株）、1 株 100 ユーロのユーロ建優先株式 31,856 株（2018 年 12 月：31,856 株）、1 株 100 米ドルの米ドル建優先株式 58,133 株（2018 年 12 月：58,133 株）で構成されていました。

2019 年 6 月 30 日に終了した 6 ヵ月間において、普通株式や優先株式の発行または償還はありませんでした。

12.　その他の持分商品

その他の持分商品 94 億 200 万ポンド（2018 年 12 月：75 億 9,500 万ポンド）には、バークレイズ・バンク・ピーエルシーがバークレイズ・ピーエルシーに発行した AT1 証券が含まれています。当期中にバークレイズ・ピーエルシーに対する発行は 2 回行われ、それらは 20 億米ドルの利率 8％固定利付金利再設定永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券と 3 億米ドルの利率 7.125％固定利付金利再設定永久劣後コンティンジェント・コンバーチブル証券でした。

AT1 証券は、満期日が設定されていない永久債であり、CRR に基づく AT1 証券として適格となるように構成されています。AT1 証券は無期限であり、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により、当初繰上償還日または当初繰上償還日から 5 年毎にいつでも全額償還可能です。また AT1 証券は、その税金または規制上の取り扱いに一定の変更があった場合は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により全額償還可能です。償還には、PRA による事前の同意が必要です。

13. その他の剰余金

	2019年 6月30日現在 (百万ポンド)	2018年 12月31日現在 (百万ポンド)
為替換算再評価差額	4,159	3,927
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	61	(298)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	489	(123)
当グループ自身の信用度に関連する剰余金	(77)	(121)
その他の剰余金	(24)	(24)
合計	**4,608**	**3,361**

為替換算再評価差額
為替換算再評価差額は、ヘッジ効果考慮後のバークレイズ・バンク・グループの外国事業に対する純投資の再換算に係る累積損益を表します。

2019年6月30日現在、為替換算再評価差額の貸方に41億5,900万ポンド(2018年12月:貸方に39億2,700万ポンド)が計上されていました。この貸方残高の2億3,200万ポンドの変動は主に、期末に米ドルが英ポンドに対して上昇したことを反映しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する投資の当初認識時からの未実現損益を表しています。

2019年6月30日現在、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額の貸方に6,100万ポンド(2018年12月:借方に2億9,800万ポンド)が計上されていました。この3億5,900万ポンドの利得は主に、国債利回りの低下によって国債の公正価値が増加したことによる利得6億7,900万ポンド(この一部は、純利益に振替えられた正味利得2億ポンドおよび税費用1億2,000万ポンドによって相殺されています)を反映したものです。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ手段に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書上の損益に振替えられます。

2019年6月30日現在、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の貸方に4億8,900万ポンド(2018年12月:借方に1億2,300万ポンド)が計上されていました。この6億1,200万ポンドの増加は主に、金利カーブの下方シフトによってヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値が8億4,400万ポンド増加したこと(この一部は、純利益に振替えられた利得3,100万ポンドおよび税費用2億400万ポンドによって相殺されています)を反映したものです。

当グループ自身の信用度に関連する剰余金
当グループ自身の信用度に関連する剰余金は、公正価値で測定する金融負債の当グループ自身の信用度に関連する損益累計額を反映しています。当グループ自身の信用度に関連する剰余金の金額は、将来の期間において損益に振替えられることはありません。

2019年6月30日現在、当グループ自身の信用度に関連する剰余金の借方に7,700万ポンド(2018年12月:借方に1億2,100万ポンド)が計上されていました。この4,400万ポンドの変動は主に、バークレイズの調達スプレッドの拡大による利得6,800万ポンドによるものであり、税額2,400万ポンドによって相殺されています。

その他の剰余金
2019年6月30日現在、バークレイズ・バンク・グループが発行し、償還した普通株式および優先株式に関連して、その他の剰余金の借方に2,400万ポンド(2018年12月:借方に2,400万ポンド)が計上されていました。

14. 偶発債務および契約債務

偶発債務	2019年 6月30日現在 (百万ポンド)	2018年 12月31日現在 (百万ポンド)
担保に供された保証および信用状	16,106	15,046
履行保証、支払承諾および裏書	5,771	4,348
合計	**21,877**	**19,394**

契約債務		
荷為替信用状およびその他の短期的な貿易関連取引	1,273	1,741
スタンドバイ・ファシリティ、信用供与枠およびその他の契約債務	270,192	256,027
合計	**271,465**	**257,768**

上記に加え、注記15「法律、競争および当局関連」では、バークレイズ・バンク・グループに対する潜在的な財務上の影響の見積りを開示することが現実的でない場合の追加的な偶発債務について詳述しています。

15. 法律、競争および当局関連

バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・グループが直面している法律上、競争上および規制上の課題の多くは、バークレイズの統制が及ばないものです。これらの事項が、バークレイズに与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、バークレイズ・バンク・グループの事業、経営成績、財政状態ならびに財務予測に重要な影響を及ぼす可能性があります。一連の類似の状況から生じる事項により、関連する事実および状況によっては偶発債務または引当金のいずれか、あるいはこの両方が生じる場合があります。

特定のアドバイザリー・サービス契約およびその他の案件に対する調査ならびに民事訴訟

英国重大不正捜査局(SFO)、金融行為監督機構(FCA)、米国司法省(DOJ)および米国証券取引委員会(SEC)は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが締結した2件のアドバイザリー・サービス契約の調査を進めています。これらの契約(両契約)は、カタール・ホールディング・エルエルシーとの間で2008年6月と10月に締結されています。FCAは、両契約が2008年6月および11月のバークレイズ・ピーエルシーの資本調達(本資本調達)に関連していた可能性があるかどうかについて、調査を開始しました。2008年6月に締結されたアドバイザリー・サービス契約の存在は開示されていましたが、2008年10月におけるアドバイザリー・サービス契約の締結および両契約に基づき5年間にわたって支払われる総額3億2,200万ポンドの報酬については、本資本調達に関するアナウンスメントまたは公表書類において開示されていませんでした。SFOは、両契約および2008年11月にバークレイズ・バンク・ピーエルシーからカタール国に提供された30億米ドルの貸付金(本貸付金)についても調査を開始しました。2018年5月、英国刑事法院は、SFOがバークレイズ・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーに提起したすべての請求を却下しました。また、2018年10月、英国高等法院はSFOによる告訴回復の申立てを拒否し、その後、告訴は却下されました。

FCAの手続およびその他の調査

FCAは、2013年に警告通知書(本通知書)を発行しました。本通知書は、バークレイズ・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーが両契約の締結時に、両契約によって少なくとも一部の不確定かつ未決定の金額が生じるであろうと考えていた一方で、両契約の主たる目的は、アドバイザリー・サービスを得ることではなく、本資本調達におけるカタールの参加に関して開示されない追加的な支払いを行うことであったと認定しています。本通知書は、バークレイズ・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーが開示に関連する特定の上場規則に違反し、さらにバークレイズ・ピーエルシーが上場原則3(企業の株式の保有者および潜在的保有者に対して誠実性をもって行動する要求事項)に違反したと結論付けました。この件について、FCAは、バークレイズ・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーが軽率な行動をとったとみなしています。本通知書に記載されているバークレイズに対する罰金は5,000万ポンドです。バークレイズ・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・ピーエルシーは引き続きこの認定に異議を唱えています。FCA訴訟は、バークレイズの一部の元役員に対する、審理中のSFO手続により停止しています。

さらに、DOJとSECも両契約に関する調査を進めています。

民事訴訟

2016年に、PCPキャピタル・パートナーズLLPおよびPCPインターナショナル・ファイナンス・リミテッド(PCP)は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し、虚偽表示および詐欺に対する損害賠償を求める申立てを起こしました。これは、2008年11月の資金調達において、PCPを含むとされる潜在的投資家に対して発行した有価証券の条件に関連してバークレイズ・バンク・ピーエルシーがPCPに対して虚偽の説明を行ったとされるものです。PCPは、約16億ポンドに2017年11月以降の利息および諸費用を加算した金額の損害賠償を求めています。バークレイズ・バンク・ピーエルシーはこの申立てに対して抗弁を行っており、裁判は2020年6月に開始予定です。

請求金額／財務上の影響
現時点では、上記の訴訟によってバークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。FCA の通知書に記載されている罰金および PCP による請求額は、これらの事項に関するバークレイズの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

特定のビジネス関係に関する調査
2012 年に、DOJ および SEC は、バークレイズ・ピーエルシーの事業の獲得または維持を支援する第三者との特定の関係が、米国海外腐敗行為防止法に準拠しているかどうかに関する調査を開始しました。他の管轄区域における様々な規制当局も、調査の状況報告を受けています。バークレイズは別途、アジアやその他の地域における特定の雇用慣行に関する調査に関して DOJ および SEC に協力しており、他の管轄区域における特定の規制当局に情報提供を続けています。バークレイズはこの問題を解決するために議論を進めています。

請求金額／財務上の影響
バークレイズは、上記の事項による財務上の影響がグループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響に重要性はないと考えています。

LIBOR および他のベンチマークに関する調査
特定の競争当局を含む、複数政府の規制当局および法執行機関が、LIBOR や EURIBOR などの特定の金融ベンチマークの操作におけるバークレイズ・バンク・ピーエルシーの関与に関して調査を実施しています。バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびバークレイズ・キャピタル・インク（BCI）は、複数の規制当局および法執行機関と和解に達しています。　バークレイズ・バンク・ピーエルシーに関する調査を含む、LIBOR に関する SFO による継続中の調査に関して、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは SFO からの情報要請を受け、引き続き対応しています。

請求金額／財務上の影響
上記の和解を除き、現時点では、上記の訴訟によってバークレイズが受けるさらなる財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

LIBOR およびその他のベンチマークに関する民事訴訟
様々な管轄区域における複数の個人および法人が、バークレイズおよびその他の銀行に対して LIBOR および／またはその他のベンチマークに関する民事訴訟を提起する兆候があります、あるいは提起しています。こうした訴訟の一部は棄却されているか、和解済か、または管轄の裁判所の最終承認を受けること（また、集団訴訟の場合は、集団構成員が当該和解から離脱し自ら訴訟を提起する権利）を条件として和解済ですが、他の訴訟は係争中であり最終的な影響は不明です。

広域係属訴訟を扱う裁判所における米ドル建 LIBOR 訴訟
米国内の様々な管轄区域で提起されている米ドル建 LIBOR に係る訴訟の大半は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（SDNY）における単独裁判官による公判前手続の目的上、併合されています。

訴状はほぼ同様で、特に米ドル建 LIBOR の金利の操作を行うことにより、バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI および他の金融機関が個別に、また共同で、米国シャーマン反トラスト法（反トラスト法）、米国商品取引法（CEA 法）、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法（RICO 法）、1934 年証券取引法ならびに様々な州法の規定に違反したと主張しています。

当該集団訴訟の一部は、和解されました。バークレイズは、（ⅰ）米ドル建 LIBOR に連動した店頭取引を行った原告（OTC 集団）、（ⅱ）米ドル建 LIBOR に連動した金融商品を取引所で購入した原告、（ⅲ）米ドル建 LIBOR に連動した債券を購入した原告、または（ⅳ）米ドル建 LIBOR に連動したローンを発行した原告（貸し手集団）らを特に代表して提起したとされる訴訟について和解し、それぞれ 1 億 2,000 万米ドル、2,000 万米ドル、710 万米ドルおよび 400 万米ドルを支払いました。OTC 集団および貸し手集団との和解は、裁判所の最終承認を受けています。その他の和解は引き続き、裁判所の承認を受けること、および／または、集団構成員が当該和解から離脱し自ら訴訟を提起する権利を条件としています。

その他の集団訴訟および個別訴訟を意図した訴訟では、金額を特定しない損害賠償を求めていますが、5 件の訴訟では、原告らが、バークレイズ・バンク・ピーエルシーを含む全被告に対する実際の損害賠償および懲罰的損害賠償として総額 12 億 5,000 万米ドルを超える金額を求めています。これらの一部の訴訟では、反トラスト法および RICO 法に基づき 3 倍の損害賠償も求めています。

SDNY における追加的な米ドル建 LIBOR 訴訟
2015 年に、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の被告であるパネル銀行を相手取った個別訴訟が SDNY において却下されました。原告は、被告であるパネル銀行が共謀して米ドル建 LIBOR を引き上げたことによって貸付金の担保として差し入れた債券の価値が下落し、最終的には市場が低迷している時点で当該債券の売却が生じたと主張していました。2018 年 3 月

に裁判所は、訴状の修正を認めるよう求める原告の申立てを退け、本件を却下しました。裁判所判決に対する原告の上訴は棄却されました。

2019 年 1 月以降、バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、被告であるその他の金融機関、およびインターコンチネンタル・エクスチェンジ・インクとその一部の関連会社(ICE)を相手取った、集団訴訟を意図した複数の訴訟がSDNY で提起されました。当該訴訟では、2014 年から、被告らが 2014 年に英国銀行協会から LIBOR の算出運営業務を引き継いだ ICE へ不当なレートを申告することにより米ドル建 LIBOR を操作したとして反トラスト法および不当利得に係る返還請求権を主張しています。これらの訴訟は併合されました。

SDNY における英ポンド建 LIBOR 訴訟

2015 年に、英ポンド建 LIBOR に連動した取引所取引および店頭取引デリバティブに関与した原告により、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の英ポンド建 LIBOR のパネル銀行を相手取った、集団訴訟を意図した訴訟が SDNY において提起されました。訴状では特に、被告が 2005 年から 2010 年の間の英ポンド建 LIBOR の金利を操作し、その際、CEA 法、反トラスト法および RICO 法を違反したと主張しています。2016 年に、当該集団訴訟は、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の英ポンド建 LIBOR のパネル銀行に対して同様の主張をする集団訴訟を意図した追加的な訴訟に併合されました。却下を求める被告の申立ては、2018 年 12 月に認められました。原告は裁判所に対し、この決定を再考するよう求めています。

SDNY における円建 LIBOR 訴訟

2012 年に、取引所で取引されるデリバティブに関与した原告により、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の円建 LIBOR のパネル銀行を相手取った集団訴訟を意図した訴訟が SDNY において提起されました。訴状では、日本銀行協会のユーロ円東京銀行間取引金利(ユーロ円 TIBOR)パネルのメンバーの名前も挙げられています(バークレイズ・バンク・ピーエルシーはこのメンバーではありません)。訴状では特に、2006 年から 2010 年の間のユーロ円 TIBOR および円建 LIBOR の金利操作ならびに CEA 法および反トラスト法の違反を主張しています。2014 年に、裁判所は反トラスト法に係る原告の請求全体を棄却しましたが、CEA 法に係る原告の請求は、引き続き審理中です。開示手続が進行中です。

バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI を相手取って SDNY に提起された、円建 LIBOR に関する第二の集団訴訟を意図した訴訟が、2017 年に完全に却下されました。訴状では、2012 年の集団訴訟と類似した主張を行っています。原告は却下について控訴しています。

SDNY における SIBOR/SOR 訴訟

バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の被告を相手取って SDNY に提起された、シンガポール銀行間取引金利(SIBOR)およびシンガポール・スワップ・オファー・レート(SOR)の金利操作を主張する集団訴訟を意図した訴訟が、2016 年に提起されました。原告は、請求の言明を怠ったとするバークレイズに対する主張を裁判所が却下したことを受けて、2017 年に訴状の修正を行いました。2018 年 10 月に、裁判所はバークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI に対するすべての請求を却下しましたが、原告はこの決定に異議を申し立てています。

米国外のベンチマーク訴訟

英国では、一部の地方当局が、LIBOR 関連の行為に関してバークレイズが行った虚偽表示に依拠してローンを締結したと主張して、バークレイズを相手取って訴訟を提起しました。

上記の米国および英国における訴訟の他に、英国、欧州のその他の複数の管轄区域、イスラエルおよびアルゼンチンにおいて、LIBOR および EURIBOR ならびにその他のベンチマークを操作したという主張に関連する訴訟がバークレイズに対して提起されている、あるいは提起される兆候があります。ほかにもその他の管轄区域における訴訟が将来において提起される可能性があります。

請求金額/財務上の影響

上記の和解を除き、現時点では、上記の訴訟によってバークレイズが受けるさらなる財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

外国為替に関する調査
複数の管轄区域における様々な規制・執行当局は、電子取引を含む外国為替の売却および取引に関連する一連の問題について調査を実施しています。

2015 年に、バークレイズは、外国為替市場における一部の売却および取引の慣行に対する調査に関連して、CFTC、DOJ、NYDFS、連邦準備制度理事会(連邦準備制度)および FCA(総称して、2015 年の和解当局)との和解に達しました。これらの和解に関連して、バークレイズは、合計で約 23 億 8,000 万米ドルの課徴金を支払っており、特定の改善の取り組みを実行することに同意しています。2017 年 1 月にコネチカット州連邦地方裁判所により承認された DOJ との司法取引に従い、バークレイズ・ピーエルシーは執行猶予期間を 3 年間とすることに同意しました。また、バークレイズは引き続き、一部の 2015 年の和解当局に、関連する情報を提供します。

欧州委員会は、外国為替市場における一部の取引慣行に対する調査を現在も実施している複数の当局のうちの 1 つです。2019 年 5 月に欧州委員会は 2 件の和解を発表し、バークレイズは合計で約 2 億 1,000 万ユーロの課徴金を支払いました。2019 年 6 月にスイス競争委員会は 2 件の和解を発表し、これにより、バークレイズは合計で約 2,700 万スイス・フランの課徴金を支払う必要があります。

請求金額/財務上の影響
上記の和解を除き、バークレイズは、上記の事項による財務上の影響がグループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響に重要性はないと予想しています。

外国為替に関する民事訴訟
上記の「外国為替に関する調査」において言及している特定の調査の解決を受け、様々な管轄区域における複数の個人および法人が、バークレイズおよびその他の銀行に対して為替に関する民事訴訟を提起する兆候があります、あるいは提起しています、または将来そうする可能性があります。こうした訴訟の一部は棄却されているか、和解済か、または関連する裁判所の最終承認を受けること(また、集団訴訟の場合は、集団構成員が当該和解から離脱し自ら訴訟を提起する権利)を条件として和解済です。

和解から離脱した原告による外国為替に関する訴訟
外国為替市場を操作したと主張して SDNY に提起された複数の民事訴訟が、2014 年に併合されました(外国為替に関する併合訴訟)。2015 年に、バークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI は、外国為替に関する併合訴訟について和解し、3 億 8,400 万米ドルを支払いました。2018 年 8 月に、裁判所は和解の最終承認を行いました。2018 年 11 月に、外国為替に関する併合訴訟の和解を選択しなかった 16 名の原告(およびその関連会社のいくつか)が、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI を含む外国為替に関する併合訴訟の被告に対して SDNY に訴状を提出しました。

リテールベースに関する訴訟
銀行の支店においてリテールベースで為替取引を行った個人の集団を代表して、バークレイズ・ピーエルシーおよび BCI を含む複数の国際銀行を相手取った 1 件の訴訟を意図した訴訟(リテールベースに関する請求)がカリフォルニア州北部地区(その後 SDNY に移送)に提起されました。裁判所は、リテールベースに関する請求は、外国為替に関する併合訴訟における和解契約の対象ではないと判断しました。裁判所はその後、バークレイズおよびその他のすべての被告に対するリテールベースに関する請求をすべて却下しました。原告は、訴状を修正し、この訴訟を拡大してクレジット・カード、デビット・カードおよび電信送金取引を含めるよう求めましたが、裁判所により却下されました。

州法に基づく外国為替に関する訴訟
2016 年に、上場投資信託の株主および外国為替商品の間接投資家であったと思われる他の者からなる原告の集団を代表して、連邦法、ニューヨーク州法およびカリフォルニア州法に基づく集団訴訟を意図した訴訟が SDNY において提起されました。原告の弁護士は次に訴状を修正し、外国為替市場を操作していないとされる外国為替のディーラーまたはブローカーを通じて外国為替商品の取引を行った、連邦法および様々な州法に基づく投資家の集団を代表した訴訟を提起しました。その後、別の原告の集団が別の 1 件の訴訟を提起し、実質的に同様の請求を主張しました。これらの 2 件の訴訟は併合され、併合訴状が 2017 年に提出されました。併合された訴訟は却下されましたが、原告らは、連邦法に基づく請求を除き、修正訴状を提出しました。

米国外の外国為替に関する訴訟
上記の訴訟の他に、英国、欧州のその他の複数の管轄区域、イスラエルおよびオーストラリアにおいて、外国為替の操作に関連する訴訟がバークレイズに対して提起されている、あるいは提起される兆候があり、その他にも訴訟が将来において提起される可能性があります。

請求金額/財務上の影響
上記の和解を除き、現時点では、上記の訴訟によってバークレイズが受けるさらなる財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

金属に関する調査
バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、金属および金属に基づく金融商品に対する調査に関連して DOJ、CFTC およびその他当局への情報提供を行いました。

請求金額／財務上の影響
現時点では、上記の訴訟によってバークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

金および銀の価格操作に関する民事訴訟
原告の集団をそれぞれ代表する複数の民事訴訟が併合され、SDNY に移送されました。これらの民事訴訟では、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他のロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーが、CEA 法、反トラスト法、ならびに州の反トラスト法および消費者保護法に違反して金および金デリバティブ契約の価格を操作したと主張しています。

また米国では、原告集団により、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびバークレイズ・キャピタル・サービス・リミテッドを含む多数の銀行に対して、CEA 法および反トラスト法に違反して銀の価格を操作したと主張する訴訟が提起されました。裁判所はこれらバークレイズのグループ企業に対する本訴訟を却下しました。

またカナダの裁判所では、バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、バークレイズ・キャピタル・カナダ・インクおよび BCI に対して、カナダ法に違反して金銀の価格を操作したと主張する民事訴訟が原告の集団を代表して提起されました。

請求金額／財務上の影響
現時点では、上記の訴訟によってバークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

米国の住宅モーゲージ関連訴訟
米国の住宅モーゲージ・バック証券（RMBS）に関連して様々な民事訴訟が審理中です。バークレイズがスポンサーとなった証券化のうち約 50 億米ドルについては、バークレイズが単独で様々なローン・レベルに対し表明および保証（R&W）を付しています。また、バークレイズが 2007 年に取得した事業体（取得子会社）が第三者に売却した貸付金 194 億米ドルについては、取得子会社が R&W を付しています。バークレイズまたは取得子会社が実施する大半の R&W に適用可能な、文書化された期限の規定はありません。一定の状況では、R&W の違反があった場合に、バークレイズおよび／または取得子会社は関連する貸付金の買戻し、またはかかる貸付金に関連するその他の支払いを要求されることがあります。

バークレイズまたは取得子会社が行った R&W に関連する、2019 年 6 月 30 日までに受けた未解決の買戻請求の売却時点の当初の未払元本残高は約 21 億米ドルでした。

上記の未解決の買戻請求は、特定の RMBS の証券化に関して受託者が提起した民事訴訟に関連しています。当該訴訟において、受託者は、バークレイズおよび／または取得子会社は有効な R&W に違反した貸付金を買い戻すべきであると主張しています。また、買戻請求を行っているこうした受託者は、かかる受託者が過去に行った特定の買戻請求で示した貸付金の金額を上回る（が、未確定の）金額の貸付金が、有効な R&W に違反していた可能性があると主張しています。これらの訴訟は進行中です。中間控訴裁判所は、一部の R&W に関連する請求は時効になっていないと認定しました。この決定については控訴がなされています。

請求金額／財務上の影響
現時点では、上記の訴訟によってバークレイズが受けるさらなる財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

代替取引システム
2014 年に、ニューヨーク州検事総長（NYAG）はバークレイズ・ピーエルシーおよび BCI を相手取り、特に、バークレイズの SEC に登録された代替取引システム（ATS）である LX に関連してバークレイズ・ピーエルシーおよび BCI が詐欺および欺瞞的行為に従事したと主張する訴状（NYAG 訴状）をニューヨーク州地方裁判所に提出しました。2016 年 2 月にバークレイズは SEC および NYAG のそれぞれと和解合意に達し、これにより、バークレイズはそれぞれに 3,500 万米ドルを支払うこととなりました。NYAG 訴状の提出後に、バークレイズ・ピーエルシーおよび BCI は、株主証券集団訴訟において被告に指名されました。両当事者はこの訴訟について 2,700 万米ドルで和解することに合意しており、これは裁判所の最終承認を受けています。

請求金額／財務上の影響
上記の和解を除き、バークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼされる財務上の影響はありません。

米国財務省オークション証券に関する民事訴訟および関連事項
バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の金融機関を相手取り、米国財務省証券ならびに国際機関債、ソブリン債および政府機関債の市場に関連する反トラスト法およびその他の法律に違反したとして様々な民事訴訟が提起されました。なお一部の政府当局も、様々な市場における一部の政府証券および政府機関債の取引に対して調査を実施しています。

米国財務省証券のプライマリー・ディーラーを務めるバークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI および他の金融機関を相手取り、集団訴訟を意図した多数の訴訟が連邦地方裁判所に提起されています。これらの訴訟は併合され、2017 年に、集団訴訟の原告は、被告および米国財務省証券が取引される電子取引プラットフォームを運営する特定の企業を相手取り、併合された修正訴状をニューヨーク州連邦裁判所に提出しました。訴状では、被告が（ｉ）共謀して米国財務省証券の市場を操作した、および／または（ii）共謀して特定の取引プラットフォームへの参加を拒否することにより、または参加を拒否すると脅迫することにより、そのプラットフォームの構築を妨害したとして、米国連邦反トラスト法および州のコモンローに基づく請求を主張しています。被告は却下を求める申立てを行いました。

さらに、一部の原告は、BCI および米国財務省証券のプライマリー・ディーラーを務めたその他一部の金融機関に対して、関連する直接訴訟を提起しました。この訴状では、被告が共謀して、米国連邦反トラスト法、CEA 法および州のコモンローに違反して米国財務省証券の市場を固定し、操作したと主張しています。

バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、バークレイズ・エグゼキューション・サービシズ・リミテッド（旧バークレイズ・サービシズ・リミテッド）、バークレイズ・キャピタル・セキュリティ・リミテッドおよびその他一部の金融機関は、共謀して、2009 年から 2015 年までの米ドル建国際機関債、ソブリン債および政府機関債（総称して、SSA 債）の市場の価格を固定して競争を妨害したとして、民事上の反トラスト法訴訟の被告とされています。被告は却下を求める申立てを行いました。2019 年 2 月に、SSA 債の間接購入者は、同様の主張を行う、関連する別の訴状を提出しました。

なお一部の政府当局は、様々な市場における一部の政府証券および政府機関債に関する活動に対して調査を実施しており、バークレイズは様々な当局に情報提供を続けています。

請求金額／財務上の影響
現時点では、上記の訴訟によってバークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

米国政府支援企業債に関する民事訴訟
2019 年に SDNY に提出された併合集団訴訟を意図した訴訟において、原告は、BCI およびその他の特定の債券ディーラーが共謀して、2009 年 1 月から 2016 年 1 月まで政府支援企業債の価格を固定したとして、米国の反トラスト法違反を主張しています。

請求金額／財務上の影響
現時点では、上記の事項によってバークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

メキシコ政府債に関する民事訴訟
2018 年に、バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バン・ピーエルシー、BCI、バークレイズ・キャピタル・セキュリティ・リミテッド、バークレイズ・バンク・メキシコ SA、グルポ・フィナンシエロ・バークレイズ・メキシコ SA de CV およびバンコ・バークレイズ SA を含む複数の金融機関を相手取って提起された併合集団訴訟を意図した訴訟が、SDNY 連邦地方裁判所において併合されました。原告は、2006 年から 2017 年半ばまでメキシコ国債の価格が共謀して固定されたとして、反トラスト法および州法に基づく損害賠償請求を主張しています。被告は併合された訴訟の却下を求める申立てを行いました。

請求金額／財務上の影響
現時点では、上記の訴訟によってバークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

BDC ファイナンス・エルエルシー
2008 年にBDCファイナンス・エルエルシー（BDC）は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが、BDCによる2008年の要求（要求）に応じて超過担保とされる約 4,000 万米ドルの譲渡を履行しなかった際に、ISDA マスター契約によって規定されるトータル・リターン・スワップのポートフォリオに関連する契約（本契約）に違反したと主張する訴状を、ニューヨーク州地方裁判所に提出しました。

BDC は、本契約に基づき、かかる超過担保の譲渡の前にバークレイズ・バンク・ピーエルシーには要求に異議を唱える権利はなく、仮に本契約によって当該譲渡を行う前に要求に異議を唱える権利がバークレイズ・バンク・ピーエルシーにあったとした場合でも、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは要求に異議を唱えなかったと主張しています。BDC は合計 2 億 9,800 万米ドルの損害賠償に弁護士報酬、諸経費および判決前の利息を加算した金額を求めています。特定の責任問題に関する裁判の後、裁判所は 2018 年 12 月に、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは違反を行った当事者ではない旨の判決を下しました。BDC はこの決定について控訴しています。

2011 年に、BDC の投資顧問会社である BDCM ファンド・アドバイザー・エルエルシーおよびその親会社であるブラック・ダイアモンド・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーも、バークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI を相手取り、本契約に関連するバークレイズ・バンク・ピーエルシーの行為によって被ったとされる金額未確定の損害賠償を求める訴えをコネチカット州裁判所に起こしました。当該訴訟では、コネチカット州不正取引慣行法の違反ならびにビジネスおよび将来的なビジネス関係の不法な妨害に関する請求を主張しています。このコネチカット州の訴訟は現在停止しています。

請求金額／財務上の影響
現時点では、上記の訴訟によってバークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。BDC は、バークレイズに対し、合計 2 億 9,800 万米ドルに弁護士報酬、諸経費および判決前の利息を加算した金額を請求しています。この金額は、バークレイズに不利となるように裁定が下された場合のバークレイズの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

米国反テロリズム法に関する民事訴訟
バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の銀行に対する民事訴訟は、共謀による米国反テロリズム法（ATA）の違反を主張するものです。これらの訴訟には、別個の原告グループ（合わせて 4,000 名超）がそれぞれ EDNY 連邦地方裁判所および SDNY 連邦地方裁判所に提起した様々な民事訴訟が含まれており、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび複数の他の銀行が、共謀して ATA に違反し、イラン政府およびイランの様々な銀行のために米ドル建の取引の促進を図ったために、これによって資金を得たテロ行為で原告の家族が負傷または死亡したと主張しています。原告は、ATA の規定に基づく苦痛、身体的苦痛および精神的苦痛に関する回収を求めており、ATA では認定された損害の 3 倍の賠償および弁護士費用を認めています。被告が訴状の 1 つについて却下を申し立てた件に関して、2018 年 7 月に、治安裁判官（裁判所が当該申立てを委ねた者）は申立ての却下を勧告しました。被告はこの勧告に異議を唱え、申立ては裁判所で審理中です。別の訴状に関しては、却下を求める被告の申し立てが 2019 年 3 月に認められましたが、原告は修正訴状を提出しています。

請求金額／財務上の影響
現時点では、上記の訴訟によってバークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップに関する米国の民事訴訟
バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、および金利スワップ（IRS）のマーケット・メーカーの役割を務めるその他の金融機関は、2016 年に SDNY において併合された複数の反トラスト法集団訴訟の被告とされています。訴状では、被告が共謀して IRS の取引所の発展を妨げたとして、金額を特定しない損害賠償、3 倍の損害賠償および弁護士費用を求めています。原告には、スワップ執行ファシリティおよび買手側の投資家が含まれます。買手側の投資家は、2008 年から現在までの期間に米国において被告と固定－変動の IRS の取引を行った、例えば、米国の退職年金基金、地方自治体、大学基金、企業、保険会社および投資基金を含む集団を代表していると主張しています。

2017 年に、バークレイズ・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI など、IRS 訴訟と同一の被告である金融機関を相手取り、別の訴訟が SDNY 地方裁判所に提起されました。当該訴訟は、IRS 訴訟にて主張されている一部の行為によって、原告もクレジット・デフォルト・スワップ市場に関する損害を被ったと主張するものです。被告は当該訴訟の却下を求める申立てを行いました。それとは別に、2018 年 6 月に、trueEX エルエルシーは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI など IRS 市場のディーラーの役割を務める 11 の金融機関を相手取り、被告が違法に共謀し、trueEX が IRS 取引プラットフォームにより市場参入するのを妨害したとして、反トラスト法に基づく集団訴訟を SDNY に提起しました。また trueEX エルエルシーは、被告である金融機関が日常的にその他の匿名で自由に参加できる IRS 取引プラットフォームを妨害していると訴えています。2018 年 11 月に、裁判所は不当利得および不法な妨害に関する一部の請求を棄却しましたが、係争中の連邦および州の反トラスト法に基づく請求の棄却を求める申立ては却下しました。

請求金額／財務上の影響
現時点では、上記の訴訟によってバークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

ポルトガル競争庁（Portuguese Competition Authority）による調査
ポルトガル競争庁は、バークレイズを含むポルトガルの 15 の銀行間での 11 年にわたるリテール・クレジット商品、特に、モーゲージ、消費者向け貸付ならびに中小企業への貸付に関する情報交換が競争法の侵害にあたるかどうかについて、調査を実施しています。バークレイズは当該調査に協力しています。

請求金額／財務上の影響
現時点では、上記の事項によってバークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

無担保貸付の回収に関する調査
2018 年 2 月に、FCA は、バークレイズが回収に関する有効なシステムおよび統制を整備したか、また債務不履行および延滞している顧客の利益について十分に検討したかに関して、執行機関としての調査を開始しました。

請求金額／財務上の影響
現時点では、この調査によってバークレイズが受ける財務上の影響またはそれが特定の期間におけるバークレイズの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼしうる影響の見積りを提示することは実務的ではありません。

英国付加価値税に関する英国歳入税関庁（HMRC）の評価
2018 年に HMRC は、英国で事業を行う一部の海外子会社をバークレイズの英国 VAT グループ（ここでは、グループ・メンバー間の取引にかかる VAT が通常は免除されます）から除外する効力をもつ通知を発行しました。この通知は遡及適用され、1 億 8,100 万ポンド（利息を含みます）の評価に相当します。このうち約 1 億 2,800 万ポンドがバークレイズ・バンク UK ピーエルシーに、5,300 万ポンドがバークレイズ・バンク・ピーエルシーに帰属するとバークレイズは予想しています。バークレイズは、第一層審判所（租税部）における HMRC の決定に対し控訴しています。

請求金額／財務上の影響
HMRC 評価の合計金額は、利息を含め約 1 億 8,100 万ポンドでした。

一般事項
バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび子会社は、英国、米国およびその他の海外の複数の管轄区域において、その他の様々な法律、競争および規制関連事項に関わっています。バークレイズ・バンク・グループは、通常の営業活動の一環として随時生じる、契約、有価証券、債権回収、消費者信用、不正行為、信託、顧客資産、競争、データ管理および保護、マネー・ロンダリング、金融犯罪、雇用、環境ならびにその他の制定法およびコモンロー上の問題を含め（ただしこれらに限定されません）、バークレイズが提起した、またはバークレイズに対して提起された訴訟の対象となっています。

また、バークレイズ・バンク・グループは、バークレイズが現在、または以前から関わっている消費者保護対策、法規制遵守、ホールセール取引活動ならびに銀行業務および事業活動のその他の分野（これらに限定はされません）に関連する、規制当局、政府機関またはその他の公共機関による聴取および検査、情報請求、監査、調査および訴訟ならびにその他の手続の対象となっています。バークレイズは、関連当局と協力し、これらの案件および本注記に記載のその他の案件に関して、継続的にすべての関連機関に適宜概要報告を行っています。

現時点において、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、これらその他の案件の最終的な解決がバークレイズ・バンク・ピーエルシーの財政状態に重大かつ不利な影響を与えるとは予想していません。しかしながら、こうした案件および本注記において具体的に記載されている案件に伴う不確実性の観点から、特定の 1 案件または複数の案件（以前に扱われていた案件や本注記の作成日以降に発生した案件を含みます）の結果が、特定の期間におけるバークレイズ・バンク・ピーエルシーの経営成績またはキャッシュフローにとって重要でないという保証はありません。これは、特に、かかる案件によって生じる損失の金額または当該報告期間に計上される利益の金額によって異なります。

16. 関連当事者取引

親会社
親会社かつ最終親会社はバークレイズ・ピーエルシーであり、バークレイズ・バンク・ピーエルシー発行済普通株式の 100%を保有しています。

兄弟会社
バークレイズ・バンク・グループおよび親会社のその他の子会社との間の取引は、関連当事者取引の定義を満たしています。

バークレイズ・バンク・グループの財務書類に含まれているその他のバークレイズ・グループ会社との金額は、以下の通りです。

	2019 年 6 月 30 日に終了した半期		2018 年 6 月 30 日に終了した半期	
	親会社（百万ポンド）	兄弟会社（百万ポンド）	親会社（百万ポンド）	兄弟会社（百万ポンド）
収益合計	(275)	32	(77)	1
営業費用	(46)	(1,546)	(72)	(2,045)

	2019 年 6 月 30 日現在		2018 年 12 月 31 日現在	
	親会社（百万ポンド）	兄弟会社（百万ポンド）	親会社（百万ポンド）	兄弟会社（百万ポンド）
資産合計	1,707	2,332	727	1,091
負債合計	26,315	1,272	21,405	2,058

上記を除き、2019 年 6 月 30 日に終了した半期に生じた関連当事者取引のうち、バークレイズ・バンク・グループの当期の財政状態または業績に重要な影響を及ぼすものはありません。

17. バークレイズ・バンク・ピーエルシーの親会社要約貸借対照表

資産	2019年 6月30日 現在 （百万ポンド）	2018年 12月31日 現在 （百万ポンド）
現金および中央銀行預け金	104,789	126,002
現金担保および決済残高	87,509	66,196
貸出金（償却原価ベース）	159,466	156,764
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	12,108	5,766
トレーディング・ポートフォリオ資産	89,066	73,480
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	180,560	179,365
デリバティブ	243,388	221,247
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	54,659	43,706
関連会社および合弁企業に対する投資	138	140
子会社に対する投資	16,310	14,958
のれんおよび無形資産	117	123
有形固定資産 [1]	445	103
未収還付税	1,782	1,439
繰延税金資産	1,080	1,249
退職給付制度	1,850	1,748
その他の資産	4,087	1,110
資産合計	**957,354**	**893,396**
負債		
預り金（償却原価ベース）	240,920	231,017
現金担保および決済残高	77,817	56,358
レポ取引およびその他類似の担保付借入	10,031	11,113
発行債券	28,384	26,391
劣後負債	36,137	35,085
トレーディング・ポートフォリオ負債	50,940	46,626
公正価値で測定すると指定された金融負債	220,597	216,966
デリバティブ	238,992	221,590
未払税金	379	376
繰延税金負債	332	-
退職給付債務	115	124
その他の負債 [1]	4,723	3,295
引当金	610	818
負債合計	**909,977**	**849,759**
株主資本		
払込済株式資本および株式払込剰余金	2,348	2,348
その他の持分商品	12,168	10,361
その他の剰余金	1,478	383
利益剰余金	31,383	30,545
株主資本合計	**47,377**	**43,637**
負債および株主資本合計	**957,354**	**893,396**

1 *バークレイズは2019年1月1日からIFRS第16号を適用しております。当該会計基準適用による影響は、有形固定資産の増加3億ポンドおよびその他の負債の増加3億ポンドであり、利益剰余金に重要な影響はありません。*

欧州支店のすべての事業のバークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーへの移管を決定したことを受けて、2019 年度第 1 四半期に、バークレイズ・バンク・ピーエルシーはフランス、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペインおよびスウェーデンに事業を移管しました。

バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの連結財務書類への影響はありませんでした。バークレイズ・バンク・ピーエルシーの貸借対照表に及ぼされた最も重要な影響は、貸出金（償却原価ベース）70 億 4,300 万ポンド、預り金（償却原価ベース）34 億 5,500 万ポンド、ならびにレポ取引およびその他類似の担保付貸付 28 億 2,700 万ポンドでした。バークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーに移管された純資産合計は 1 億 8,100 万ポンドであり、これと交換にバークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーは普通株式 9,940 万株を発行しました。その結果、バークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーへのバークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資額は 1 億 8,100 万ポンド増加しました。

これに加えて、2019 年 3 月に、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは現金対価と引き換えに、公正価値で測定すると指定された金融負債 37 億 8,000 万ポンドをバークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーに移管しました。

その他の情報

決算報告スケジュール[1]	発表日
2019年度年次報告書	2020年2月13日

為替レート[2]	2019年6月30日	2018年12月31日	2018年6月30日	増減率(%)[3] 2018年12月31日	増減率(%)[3] 2018年6月30日
期末日-米ドル／英ポンド	1.27	1.28	1.32	(1%)	(4%)
6ヵ月平均-米ドル／英ポンド	1.29	1.29	1.38	-	(7%)
3ヵ月平均-米ドル／英ポンド	1.29	1.29	1.36	-	(5%)
期末日-ユーロ／英ポンド	1.12	1.12	1.13	-	(1%)
6ヵ月平均-ユーロ／英ポンド	1.15	1.12	1.14	3%	1%
3ヵ月平均-ユーロ／英ポンド	1.14	1.13	1.14	1%	-

お問い合わせ

インベスター・リレーションズ	メディア・リレーションズ
リサ・バートリップ +44 (0) 20 7773 0708	トーマス・ホスキン +44 (0) 20 7116 4755

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの詳細は当社のホームページ(home.barclays)にて閲覧可能です。

登録事務所

1 Churchill Place, London, E14 5HP, United Kingdom.電話: +44 (0) 20 7116 1000 会社番号:1026167.

1 *発表日は現時点で予定されているものであり、変更になる場合があります。*
2 *上記の平均為替レートは、各期間における日次のスポット・レートの平均です。*
3 *増減率は英ポンドの数字に対する影響に基づくものです。*

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

定義

本書において、以下のとおりとする。

- 「バークレイズ」又は「バークレイズ・グループ」とは、バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社をいう。
- 「バークレイズ・バンク・グループ」又は「当行グループ」とは、バークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその連結子会社をいう。
- 「当行」とは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーをいう。

１　事業内容の概要

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、イングランド及びウェールズにおいて登録されている公開有限責任会社（登録番号：1026167）である。当行のメンバーの責任は限定的である。当行の登録上の本社は、英国ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス１（電話番号：44 (0)20 7116 1000）に所在する。当行は1925年植民地銀行法に基づき 1925 年８月７日に設立され、1971 年 10 月４日、会社法（1948 年法・1967 年法）に基づき株式会社として登録された。1985 年１月１日、当行は 1984 年バークレイズ銀行法に基づき公開有限責任会社として再登録され、名称が「バークレイズ・バンク・インターナショナル・リミテッド」から「バークレイズ・バンク・ピーエルシー」に変更された。当行の発行済普通株式資本は全て、バークレイズ・ピーエルシーが実質的に所有している。バークレイズ・ピーエルシーは、バークレイズ・グループの最終持株会社である。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・ピーエルシーの非リングフェンス銀行であり、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（以下「CIB」という。）、コンシューマー・カード・アンド・ペイメント（以下「CCP」という。）及び本社で構成されている。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・ピーエルシーの非リングフェンス銀行法人組織である一方で、バークレイズ・インターナショナルは、バークレイズ・ピーエルシーの管理部門であり、CIB と CCP に代表される。

<u>CIB</u>

コーポレート・アンド・インベストメント・バンクは、主にバンキング、コーポレート・バンキング及びマーケッツの各事業で構成されており、資金運用者、金融機関、政府及び法人等の顧客の借入れや資金調達及びリスク管理のニーズを管理することを支援している。

バンキング

バンキングは、合併・買収（以下「M&A」という。）、コーポレート・ファイナンス及び財務リスク管理ソリューションに係る長期的な戦略的助言を提供するとともに株式・債券による資金調達サービスを提供する。

コーポレート・バンキング

当行グループのコーポレート・バンキング事業は、英国ポンド建て及びユーロ建ての運転資金及びトランザクション・バンキング・サービスを提供し、これには多国籍企業及び多国籍機関並びに英国の大規模・中規模の法人顧客に対する貿易決済・支払サービスが含まれる。

マーケッツ

当行グループのマーケッツ事業は、市場の考察、実行サービス並びに状況に応じたリスク管理及び財務ソリューションを、株式、クレジット、金利及び外国為替の各商品にわたり幅広い顧客に提供する。

CCP

CCP には、カード・アンド・ペイメント及びプライベート・バンク・アンド・オーバーシーズ・サービシズが含まれる。カード・アンド・ペイメントは、独自ブランド及び提携ブランドによる消費者向けクレジットカードを提供する他、米国及びドイツの顧客に対して貸付と預金口座を、また英国の顧客に対して支払いに関するソリューションを提供する。プライベート・バンク・アンド・オーバーシーズ・サービシズは、リテール、富裕層、超富裕層、ファミリーオフィス、企業、法人及び受託会社を対象に、銀行、クレジット、投資の各サービスを国際的に提供している。

カード・アンド・ペイメント

当行グループのカード・アンド・ペイメント事業は、５つの事業ユニットにわたり業務を行っている。これらの５つの事業ユニットは、US コンシューマー・バンク、バークレイカード・ペイメント・ソリューションズ、バークレイズ・パートナー・ファイナンス、バークレイカード・コマーシャル・ペイメンツ及びバークレイカード・ジャーマニーである。

プライベート・バンク・アンド・オーバーシーズ・サービシズ

プライベート・バンクにおいては、当行グループは、標準的なソリューションから洗練されたソリューションまでのカスタムメイドのソリューションを富裕層、超富裕層及びファミリーオフィス顧客を対象として提供している。オーバーシーズ・サービシズは、銀行、投資及びクレジットの各商品及びサービスを、ジャージー島、ガーンジー島及びマン島の現地の居住者及び企業に対して提供し、英国の銀行、クレジット及び投資の各サービスを必要とする英国外に拠点を置く法人及び受託会社を対象にサービスを提供する。インターナショナル・バンキングは、銀行、預金、住宅ローン及び投資の各商品を国際的な富裕層顧客に対して提供する。

リングフェンスへの移行スキームについての 2018 年３月における裁判所による承認後、主にパーソナル・バンキング、バークレイカード・コンシューマーUK 及びビジネス・バンキングにより構成されていた英国の銀行事業は、2013 年英国金融サービス（銀行改革）法に基づく規制上のリングフェンス要件を満たすために、バークレイズ・バンク・ピーエルシーからリングフェンス銀行であるバークレイズ・バンク UK ピーエルシーに 2018 年４月１日付で移管された。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーからバークレイズ・バンク UK ピーエルシーに移管された純資産は、15.9 十億ポンドにのぼり、バークレイズ UK 部門の全ての資産及び負債により構成される。かかる移管後、バークレイズ・バンク UK ピーエルシーは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社ではなくなり、最終親会社であるバークレイズ・ピーエルシーの直接子会社となった。

2　主要な経営指標等の推移

最近５連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	バークレイズ・バンク・グループ					バークレイズ・バンク・ピーエルシー				
	2018 年	2017 年	2016 年	2015 年	2014 年	2018 年	2017 年	2016 年	2015 年	2014 年
主要損益計算書データ [1,2]	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
利息収入純額	3,130	3,876	4,776	11,363	12,138					
手数料収入純額	5,607	5,698	5,589	6,883	8,188					
収益合計	13,600	13,730	14,202	22,808	25,815					
営業収益純額	12,957	12,177	12,725	21,046	23,167					
税引後利益／（損失）	835	(1,154)	3,729	1,238	854					
親会社の株主に帰属するもの	188	(1,937)	2,867	566	528					
当期包括利益／（損失）合計	1,422	(1,473)	7,186	303	3,492					
主要貸借対照表データ										
非支配持分を除く株主資本合計	47,709	65,733	67,433	64,105	63,794	43,637	58,034	57,998	57,524	56,712
資産合計	877,700	1,129,343	1,213,955	1,120,727	1,358,693	893,396	1,125,000	1,119,747	1,077,317	1,265,756
主要キャッシュフロー・データ [2]										
営業活動からのキャッシュ純額	653	57,321	9,959	14,650	(12,091)	6,263	61,705	7,622	10,455	(7,862)
投資活動からのキャッシュ純額	(37,191)	6,492	36,214	(6,551)	10,661	(42,262)	10,337	39,425	(6,019)	4,066
財務活動からのキャッシュ純額	(4,248)	1,392	(1,611)	110	(1,414)	(1,703)	1,398	(1,239)	617	(1,012)
現金及び現金同等物　期末現在	167,357	204,452	143,932	86,556	78,479	159,043	193,693	122,150	66,938	60,728
平均従業員数（常勤相当）	22,400	21,800	42,500	129,400	132,300					

1.　2006 年会社法第 408 条において認められてるように、バークレイズ・バンク・ピーエルシー単体の損益計算書又は包括利益計算書は表示していない。

2.　2018 年４月１日付のバークレイズによる英国銀行事業売却後、2016 年及び 2017 年の継続事業は、英国銀行事業を非継続事業として開示するために修正再表示されている。非継続事業の詳細については、2018 年アニュアル・レポートの財務書類に対する注記３を参照のこと。2015 年及び 2014 年の数値は修正再表示されていないため、2018 年、2017 年及び 2016 年の数値と比較することはできない。